

2020 再計発第 166 号

2020 年 8 月 19 日

原子力規制委員会 殿

青森県上北郡六ヶ所村大字尾駸字沖付 4 番地 108

日本原燃株式会社

代表取締役社長

社長執行役員 増田 尚宏



再処理事業所再処理施設保安規定変更認可申請書の一部補正について

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 50 条第 1 項の規定に基づき、令和 2 年 6 月 1 日付け 2020 再計発第 78 号をもって申請しました、再処理事業所再処理施設保安規定の変更認可申請書を、別紙のとおり一部補正いたします。

1. 補正の内容

- ・変更認可申請書の別紙のうち、「2. 変更の理由」を別添1のとおり変更する。
- ・再処理事業所再処理施設保安規定（以下、「保安規定」という。）の記述を、別添2の再処理施設保安規定補正対照表のとおり変更する。また、補正後の新旧対照表を別添3に示す。

2. 補正の理由

原子炉等規制法の一部改正に伴い、使用済燃料の再処理の事業に関する規則（昭和四十六年総理府令第十号。）の一部が改正され、それに伴い審査基準が改正されたことから、関係条項の規定を変更又は追加し令和2年6月1日付け2020再計発第78号をもって変更認可申請を行った保安規定について、記載の適正化を行う。

以 上

2. 変更の理由

原子炉等規制法の一部改正に伴い、使用済燃料の再処理の事業に関する規則（昭和四十六年総理府令第十号。）の一部が改正され、それに伴い再処理施設保安規定審査基準が改正されたことから、再処理事業所再処理施設保安規定（以下、「保安規定」という。）について、以下の事項を含めた関連条文の変更及び新規条文の追加を行う。その際には、各施設の保安規定の整合を図る。

なお、新規制基準への適合に係る地震、火災及び有毒ガス等の発生時に講ずべき措置及び重大事故を含む設計想定事象等に係る再処理施設の保全に関する措置の保安規定への規定については、それぞれの再処理事業の変更の許可を踏まえて保安規定へ反映する。

①調達に係る組織の保安組織への追加

調達に係る保安活動並びに調達する物品及び役務の品質の向上を図るため、全社一元的な調達管理を推進する調達室を新たに設置することから、保安規定第 16 条（保安に関する組織）及び第 17 条（職務）の変更を行う。

②再処理安全委員会委員の代理者要件の明確化

再処理安全委員会の運営改善を目的に、委員の代理要件を明確にするため、保安規定第 21 条（再処理安全委員会の審議事項、構成等）の変更を行う。

③環境管理設備の設備管理箇所の変更

施設管理に係る保安活動の改善を目的に環境管理課長の実施する環境監視設備の管理及び保全業務の責任者を放射線施設課長に変更するため、第 17 条（職務）の変更を行う。

補正前	補正後	変更理由
<p style="text-align: center;">第1章の2 <u>品質保証</u></p> <p>(品質マネジメントシステム計画) 第5条 保安活動のための<u>品質保証活動</u>を実施するに当たり、以下のとおり品質マネジメントシステム計画を定める。</p> <p>1 目的 本品質マネジメントシステム計画は、再処理施設の安全を確保するよう、「原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則」及び「同規則の解釈」(以下「品質管理基準規則」という。)に基づき、社長をトップとした品質マネジメントシステムを確立し、実施し、継続的に改善することを目的とする。</p> <p>2、3 (略)</p> <p>4 品質マネジメントシステム 4.1 品質マネジメントシステムに係る要求事項 (1) 第16条に定める組織(以下「組織」という。)は、品質マネジメントシステム計画に従って、品質マネジメントシステムを確立し、実施するとともに、その実効性を維持するため、その改善を継続的に行う。(「実効性を維持する」とは、保安活動の目的が達成される蓋然性が高い計画を立案し、計画どおりに保安活動を実施した結果、計画段階で意図した効果を維持していることをいう。また、「品質マネジメントシステムを確立し、実施するとともに、その実効性を維持するため、その改善を継続的に行う」とは、品質マネジメントシステムに基づき実施した一連のプロセスの運用の結果、原子力の安全の確保が維持されているとともに、不適合その他の事象について品質マネジメントシステムに起因する原因を究明し、是正処置や未然防止処置を通じて原因の除去を行うこと等により、当該システムの改善を継続的に行うことをいう。)</p> <p>(2)、(3)、(4)、(5)、(6)、(7) (略)</p> <p>4.2 品質マネジメントシステムの文書化 4.2.1、4.2.2 (略) 4.2.3 文書の管理 (1) (略) (2) 安全・品質本部長は、要員が判断及び決定をするに当たり、適切な品質マネジメント文書を利用できるよう、次に掲げる事項を「<u>品質保証</u>に係る文書および記録管理要則」に定める。(「適切な品質マネジメント文書を利用できる」には、文書改訂時等の必要な時に当該文書作成時に使用した根拠等の情報が確認できることを含む。)</p> <p>a. から h. (略)</p> <p>4.2.4 記録の管理 (1) (略) (2) 安全・品質本部長は、記録の識別、保存、保護、検索及び廃棄に関し、所要の管理</p>	<p style="text-align: center;">第1章の2 <u>品質マネジメントシステム</u></p> <p>(品質マネジメントシステム計画) 第5条 保安活動を実施するに当たり、以下のとおり品質マネジメントシステム計画を定める。</p> <p>1 目的 本品質マネジメントシステム計画は、再処理施設の安全を確保するよう、「原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則」及び「同規則の解釈」(以下「品質管理基準規則」という。)に基づき、社長をトップとした品質マネジメントシステムを確立し、実施し、<u>評価確認し</u>、継続的に改善することを目的とする。</p> <p>2、3 (略)</p> <p>4 品質マネジメントシステム 4.1 品質マネジメントシステムに係る要求事項 (1) 第16条に定める組織(以下「組織」という。)は、<u>本品質</u>マネジメントシステム計画に従って、品質マネジメントシステムを確立し、実施するとともに、その実効性を維持するため、その改善を継続的に行う。(「実効性を維持する」とは、保安活動の目的が達成される蓋然性が高い計画を立案し、計画どおりに保安活動を実施した結果、計画段階で意図した効果を維持していることをいう。また、「品質マネジメントシステムを確立し、実施するとともに、その実効性を維持するため、その改善を継続的に行う」とは、品質マネジメントシステムに基づき実施した一連のプロセスの運用の結果、原子力の安全の確保が維持されているとともに、不適合その他の事象について品質マネジメントシステムに起因する原因を究明し、是正処置や未然防止処置を通じて原因の除去を行うこと等により、当該システムの改善を継続的に行うことをいう。)</p> <p>(2)、(3)、(4)、(5)、(6)、(7) (略)</p> <p>4.2 品質マネジメントシステムの文書化 4.2.1、4.2.2 (略) 4.2.3 文書の管理 (1) (略) (2) 安全・品質本部長は、要員が判断及び決定をするに当たり、適切な品質マネジメント文書を利用できるよう、次に掲げる事項を「<u>品質マネジメントシステム</u>に係る文書および記録管理要則」に定める。(「適切な品質マネジメント文書を利用できる」には、文書改訂時等の必要な時に当該文書作成時に使用した根拠等の情報が確認できることを含む。)</p> <p>a. から h. (略)</p> <p>4.2.4 記録の管理 (1) (略) (2) 安全・品質本部長は、記録の識別、保存、保護、検索及び廃棄に関し、所要の管理の</p>	<p>記載の適正化 (再処理規則との整合)</p> <p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化</p>

補正前	補正後	変更理由
<p>の方法を「品質保証に係る文書および記録管理要則」に定める。</p> <p>5、6 (略)</p> <p>7 個別業務に関する計画の策定及び個別業務の実施</p> <p>7.1、7.2、7.3 (略)</p> <p>7.4 調達</p> <p>7.4.1 調達プロセス</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 組織は、保安活動の重要度に応じて、調達物品等の供給者及び調達物品等に適用される管理の方法と程度を定める。一般産業用工業品については、調達物品等の供給者等から必要な情報を入手し、当該一般産業用工業品が調達物品等要求事項に適合していることを確認できるよう管理の方法及び程度を定める。「調達物品等に適用される管理の方法と程度」には、力量を有するものを組織の外部から確保する際に、外部への業務委託の範囲を品質マネジメント文書に明確に定めることを含む。また、「管理の方法」とは、調達物品等が調達物品等要求事項に適合していることを確認する適切な方法（機器単位の検証、調達物品等の妥当性確認等の方法）をいう。）</p> <p>(3)、(4)、(5)、(6) (略)</p> <p>7.4.2、7.4.3、7.5、7.6 (略)</p> <p>8 評価及び改善</p> <p>8.1 (略)</p> <p>8.2 監視及び測定</p> <p>8.2.1、8.2.2、8.2.3 (略)</p> <p>8.2.4 機器等の検査等</p> <p>(1) 組織は、機器等に係る要求事項への適合性を検証するために、個別業務計画に従って、個別業務の実施に係るプロセスの適切な段階において、使用前事業者検査等又は自主検査等を実施する。</p> <p>(2)、(3)、(4)、(5)、(6) (略)</p> <p>8.3 不適合の管理</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 安全・品質本部長は、不適合の処理に係る管理並びにそれに関連する責任及び権限を「CAP システム要則」に定める。「不適合の処理に係る管理」には、不適合を関連する管理者に報告することを含む。）</p> <p>(3)、(4)、(5)、(6) (略)</p> <p>8.4、8.5 (略)</p>	<p>方法を「品質マネジメントシステムに係る文書および記録管理要則」に定める。</p> <p>5、6 (略)</p> <p>7 個別業務に関する計画の策定及び個別業務の実施</p> <p>7.1、7.2、7.3 (略)</p> <p>7.4 調達</p> <p>7.4.1 調達プロセス</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 組織は、保安活動の重要度に応じて、調達物品等の供給者及び調達物品等に適用される管理の方法と程度を定める。一般産業用工業品については、調達物品等の供給者等から必要な情報を入手し、当該一般産業用工業品が調達物品等要求事項に適合していることを確認できるよう管理の方法及び程度を定める。「調達物品等に適用される管理の方法と程度」には、力量を有する者を組織の外部から確保する際に、外部への業務委託の範囲を品質マネジメント文書に明確に定めることを含む。また、「管理の方法」とは、調達物品等が調達物品等要求事項に適合していることを確認する適切な方法（機器単位の検証、調達物品等の妥当性確認等の方法）をいう。）</p> <p>(3)、(4)、(5)、(6) (略)</p> <p>7.4.2、7.4.3、7.5、7.6 (略)</p> <p>8 評価及び改善</p> <p>8.1 (略)</p> <p>8.2 監視及び測定</p> <p>8.2.1、8.2.2、8.2.3 (略)</p> <p>8.2.4 機器等の検査等</p> <p>(1) 組織は、機器等に係る要求事項への適合性を検証するために、個別業務計画に従って、個別業務の実施に係るプロセスの適切な段階において、使用前事業者検査等又は自主検査等を実施する。<u>（「自主検査等」とは、要求事項への適合性を判定するため、組織が使用前事業者検査等のほかに自主的に行う、合否判定基準のある検証、妥当性確認、監視測定、試験及びこれらに付随するものをいう。）</u></p> <p>(2)、(3)、(4)、(5)、(6) (略)</p> <p>8.3 不適合の管理</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 安全・品質本部長は、不適合の処理に係る管理並びにそれに関連する責任及び権限を、「CAP システム要則」に定める。「不適合の処理に係る管理」には、不適合を関連する管理者に報告することを含む。）</p> <p>(3)、(4)、(5)、(6) (略)</p> <p>8.4、8.5 (略)</p>	<p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化</p>

再処理施設保安規定補正対照表 (3/20)

補正前					補正後					変更理由
表1 品質マネジメントシステム計画関連条項および保安規定関連条項と組織が必要と判断した文書との関係					表1 品質マネジメントシステム計画関連条項及び保安規定関連条項と組織が必要と判断した文書との関係					
品質マネジメントシステム計画関連条項	項目	文書名	制定者	品質マネジメントシステム計画以外の保安規定関連条項	品質マネジメントシステム計画関連条項	項目	文書名	制定者	品質マネジメントシステム計画以外の保安規定関連条項	
4～8	品質マネジメントシステム計画	監査室 原子力安全および役割に係る品質マネジメントシステム運用要則	監査室長	—	4～8	品質マネジメントシステム計画	監査室 原子力安全および役割に係る品質マネジメントシステム運用要則	監査室長	—	
		調達室 原子力安全および役割に係る品質マネジメントシステム運用要則	調達室長	—			調達室 原子力安全および役割に係る品質マネジメントシステム運用要則	調達室長	—	
		安全・品質本部 原子力安全および役割に係る品質マネジメントシステム運用要則	安全・品質本部長	—			安全・品質本部 原子力安全および役割に係る品質マネジメントシステム運用要則	安全・品質本部長	—	
		再処理事業部 原子力安全に係る品質マネジメントシステム運用要則	事業部長	—			再処理事業部 原子力安全に係る品質マネジメントシステム運用要則	事業部長	—	
4.1	保安活動の重要度	再処理事業部 品質重要度分類基準 (要領)	事業部長	第74条	4.1	保安活動の重要度	再処理事業部 品質重要度分類基準 (要領)	事業部長	第74条	
4.1、8.2.3	プロセスの監視測定	パフォーマンス指標要則	安全・品質本部長	—	4.1、8.2.3	プロセスの監視測定	パフォーマンス指標要則	安全・品質本部長	—	
4.1	安全文化	安全文化要則	安全・品質本部長	—	4.1	安全文化	安全文化要則	安全・品質本部長	—	
5.4.1	品質目標	品質目標要則	安全・品質本部長	—	5.4.1	品質目標	品質目標要則	安全・品質本部長	—	
5.4.2、7.1、7.3	品質マネジメントシステムの計画、個別業務に必要なプロセスの計画、設計開発	変更管理要則	安全・品質本部長	—	5.4.2、7.1、7.3	品質マネジメントシステムの計画、個別業務に必要なプロセスの計画、設計開発	変更管理要則	安全・品質本部長	—	
5.5.3	管理者	自己アセスメント要則	安全・品質本部長	—	5.5.3	管理者	自己アセスメント要則	安全・品質本部長	—	
5.5.4	組織の内部の情報の伝達	安全・品質改革委員会規程	安全・品質本部長	第21条の2	5.5.4	組織の内部の情報の伝達	安全・品質改革委員会規程	安全・品質本部長	第21条の2	
							品質・保安会議規程	安全・品質本部長	第20条	

再処理施設保安規定補正対照表 (4/20)

補正前					補正後					変更理由
		品質・保安会議規程	安全・品質本部長	第 20 条			再処理事業部 再処理安全委員会運営要領	事業部長	第 21 条	記載の適正化 (誤記修正)
		再処理事業部 再処理安全委員会運営要領	事業部長	第 21 条	5.6	マネジメントレビュー	マネジメントレビュー要則	安全・品質本部長	—	
5.6	マネジメントレビュー	マネジメントレビュー要則	安全・品質本部長	—	6.2	要員の力量の確保及び教育訓練	監査室 教育訓練要領	監査室長	—	
6.2	要員の力量の確保及び教育訓練	調達室 教育訓練要領	調達室長	—			調達室 教育訓練要領	調達室長	—	
		安全・品質本部 教育訓練要領	安全・品質本部長	—			安全・品質本部 教育訓練要領	安全・品質本部長	—	
		再処理事業部 教育訓練要領	事業部長	—			再処理事業部 教育訓練要領	事業部長	—	
7.1	再処理施設の操作、核燃料物質の管理、放射性廃棄物管理、放射線管理	再処理事業所 再処理施設保安規定運用要領	事業部長	第 1 条～第 3 条、第 24 条～第 60 条、第 63 条、第 73 条、 <u>第 76 条</u> 、第 81 条～第 106 条、第 121 条、第 122 条	7.1	再処理施設の操作、核燃料物質の管理、放射性廃棄物管理、放射線管理	再処理事業所 再処理施設保安規定運用要領	事業部長	第 1 条～第 3 条、第 24 条～第 60 条、第 63 条、第 73 条、 <u>第 74 条</u> 、第 81 条～第 106 条、第 121 条、第 122 条	
				施設管理			再処理事業部 施設管理要領	事業部長	第 74 条～第 76 条	
				非常時の措置			再処理事業部 異常・非常時対策要領	事業部長	第 109 条～第 119 条、第 123 条、第 126 条	
7.3	設計開発	再処理事業部 設計管理要領	事業部長	第 75 条	7.3	設計開発	再処理事業部 設計管理要領	事業部長	第 75 条	
7.4	調達	調達管理要則	調達室長	—	7.4	調達	調達管理要則	調達室長	—	
8.2.4	機器等の検査等	検査および試験管理要則	安全・品質本部長	第 74 条、第 76 条～第 78 条、第 105 条、第 106 条	8.2.4	機器等の検査等	検査および試験管理要則	安全・品質本部長	第 74 条、第 76 条～第 78 条、第 105 条、第 106 条	
8.3	不適合の管理	トラブル情報等の社外への共有要則	安全・品質本部長	—	8.3	不適合の管理	トラブル情報等の社外への共有要則	安全・品質本部長	—	
8.5.2	是正処置等	根本原因分析要則	安全・品質本部長	—	8.5.2	是正処置等	根本原因分析要則	安全・品質本部長	—	

補正前	補正後	変更理由																																												
<p>表2 品質マネジメントシステム計画関連条項と品質管理基準規則の要求事項に基づき作成する文書との関係</p> <table border="1" data-bbox="107 225 981 608"> <thead> <tr> <th>品質マネジメントシステム計画関連条項</th> <th>項目</th> <th>文書名</th> <th>制定者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>4.2.3</td> <td>文書の管理</td> <td rowspan="2">品質保証に係る文書および記録管理要則</td> <td rowspan="2">安全・品質本部長</td> </tr> <tr> <td>4.2.4</td> <td>記録の管理</td> </tr> <tr> <td>8.2.2</td> <td>内部監査</td> <td>内部監査要則</td> <td>監査室長</td> </tr> <tr> <td>8.3</td> <td>不適合の管理</td> <td rowspan="3">CAP システム要則</td> <td rowspan="3">安全・品質本部長</td> </tr> <tr> <td>8.5.2</td> <td>是正処置等</td> </tr> <tr> <td>8.5.3</td> <td>未然防止処置</td> </tr> </tbody> </table>	品質マネジメントシステム計画関連条項	項目	文書名	制定者	4.2.3	文書の管理	品質保証に係る文書および記録管理要則	安全・品質本部長	4.2.4	記録の管理	8.2.2	内部監査	内部監査要則	監査室長	8.3	不適合の管理	CAP システム要則	安全・品質本部長	8.5.2	是正処置等	8.5.3	未然防止処置	<p>表2 品質マネジメントシステム計画関連条項と品質管理基準規則の要求事項に基づき作成する文書との関係</p> <table border="1" data-bbox="1039 225 1912 608"> <thead> <tr> <th>品質マネジメントシステム計画関連条項</th> <th>項目</th> <th>文書名</th> <th>制定者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>4.2.3</td> <td>文書の管理</td> <td rowspan="2">品質マネジメントシステムに係る文書および記録管理要則</td> <td rowspan="2">安全・品質本部長</td> </tr> <tr> <td>4.2.4</td> <td>記録の管理</td> </tr> <tr> <td>8.2.2</td> <td>内部監査</td> <td>内部監査要則</td> <td>監査室長</td> </tr> <tr> <td>8.3</td> <td>不適合の管理</td> <td rowspan="3">CAP システム要則</td> <td rowspan="3">安全・品質本部長</td> </tr> <tr> <td>8.5.2</td> <td>是正処置等</td> </tr> <tr> <td>8.5.3</td> <td>未然防止処置</td> </tr> </tbody> </table>	品質マネジメントシステム計画関連条項	項目	文書名	制定者	4.2.3	文書の管理	品質マネジメントシステムに係る文書および記録管理要則	安全・品質本部長	4.2.4	記録の管理	8.2.2	内部監査	内部監査要則	監査室長	8.3	不適合の管理	CAP システム要則	安全・品質本部長	8.5.2	是正処置等	8.5.3	未然防止処置	記載の適正化
品質マネジメントシステム計画関連条項	項目	文書名	制定者																																											
4.2.3	文書の管理	品質保証に係る文書および記録管理要則	安全・品質本部長																																											
4.2.4	記録の管理																																													
8.2.2	内部監査	内部監査要則	監査室長																																											
8.3	不適合の管理	CAP システム要則	安全・品質本部長																																											
8.5.2	是正処置等																																													
8.5.3	未然防止処置																																													
品質マネジメントシステム計画関連条項	項目	文書名	制定者																																											
4.2.3	文書の管理	品質マネジメントシステムに係る文書および記録管理要則	安全・品質本部長																																											
4.2.4	記録の管理																																													
8.2.2	内部監査	内部監査要則	監査室長																																											
8.3	不適合の管理	CAP システム要則	安全・品質本部長																																											
8.5.2	是正処置等																																													
8.5.3	未然防止処置																																													
<p>(職務)</p> <p>第17条 各職位は、この規定に基づき定める保安に関する文書に基づき、保安に関する職務を遂行する。</p> <p>2 前条に定める職位の職務は次のとおりとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 安全・品質本部長は、社長が行う品質保証に係る業務の補佐（事業部長及び調達室長が行う品質保証活動が適切に実施されることへの支援を含む。）及び品質・保安会議の運営に係る業務を行うとともに、所管する業務に関し、管理責任者として必要な業務を行う。</p> <p>(6)～(9) (略)</p> <p>(10) 品質保証部長は、品質保証課長、品質管理課長及び事業者検査課長を指揮し、品質保証課長、品質管理課長及び事業者検査課長の所管する保安に関する業務を統括するとともに、事業部長が行う品質保証に係る業務を補佐する。</p> <p>(11)～(29) (略)</p> <p>(30) 品質保証課長は、事業部長が行う品質保証に係る業務の記録に関する業務を行う。</p> <p>(30)～(52) (略)</p> <p>(53) 技術管理部長は、技術本部長が行う品質保証に係る業務を補佐する。</p> <p>(54)～(61) (略)</p> <p>(62) <u>第77条第1項又は第78条第1項に基づき選任された使用前事業者検査又は定期事業者検査の検査実施責任者</u>は、当該検査の実施に関する業務を行う。</p>	<p>(職務)</p> <p>第17条 各職位は、この規定に基づき定める保安に関する文書に基づき、保安に関する職務を遂行する。</p> <p>2 前条に定める職位の職務は次のとおりとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 安全・品質本部長は、社長が行う品質マネジメントシステムに係る業務の補佐（事業部長及び調達室長が行う品質マネジメントシステムに係る活動が適切に実施されることへの支援を含む。）及び品質・保安会議の運営に係る業務を行うとともに、所管する業務に関し、管理責任者として必要な業務を行う。</p> <p>(6)～(9) (略)</p> <p>(10) 品質保証部長は、品質保証課長、品質管理課長及び事業者検査課長を指揮し、品質保証課長、品質管理課長及び事業者検査課長の所管する保安に関する業務を統括するとともに、事業部長が行う品質マネジメントシステムに係る業務を補佐する。</p> <p>(11)～(29) (略)</p> <p>(30) 品質保証課長は、事業部長が行う品質マネジメントシステムに係る業務の記録に関する業務を行う。</p> <p>(30)～(52) (略)</p> <p>(53) 技術管理部長は、技術本部長が行う品質マネジメントシステムに係る業務を補佐する。</p> <p>(54)～(61) (略)</p> <p>(62) <u>第77条に定める使用前事業者検査又は第78条に定める定期事業者検査の検査実施責任者</u>は、当該検査の実施に関する業務を行う。</p>	<p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化</p> <p>各施設の保安規定記載の整合</p>																																												

再処理施設保安規定補正対照表 (6/20)

補正前	補正後	変更理由
<p style="text-align: center;">第4節 核燃料取扱主任者</p> <p>(核燃料取扱主任者の選任)</p> <p>第18条 (略)</p>	<p style="text-align: center;">第3節 核燃料取扱主任者</p> <p>(核燃料取扱主任者の選任)</p> <p>第18条 (略)</p>	<p>その他記載の適正化(誤記修正)</p>
<p>(核燃料取扱主任者の職務等)</p> <p>第19条 核燃料取扱主任者は、次に掲げる職務を誠実に行う。</p> <p>(1) 保安上必要な場合は、社長、事業部長及び技術本部長に意見を具申すること。</p> <p>(2) 保安上必要な場合は、核燃料物質等の取扱いに従事する者へ指示すること。</p> <p>(3) 第76条に定める作業実施計画(第5条 7.3 適用の対象と判断した工事に係るものを除く。)について、その内容が保安上妥当であることを確認すること。</p> <p>(4) 法に基づく報告を確認すること。</p> <p>(5) 事業変更許可、設計及び工事の計画の認可並びにこの規定の認可に係る申請の可否を確認すること。</p> <p>(6) 第125条に示す記録を確認すること。</p> <p>(7) 第26条に基づく手順書の制定及び改廃において、その内容が保安上妥当であることを確認すること。</p> <p>(8) 第28条に基づく試験手順書並びに第30条の2に基づく試験要領書及び試験手順書について、その内容が保安上妥当であることを確認すること。</p> <p>(9) 第40条に基づくせん断・溶解を行う使用済燃料及びその臨界安全管理方法、第49条に基づく抽出塔の流量設定値の設定方法並びに第63条第4項に基づく放射線計測等に用いる核燃料物質の取扱いに係る措置等が保安上妥当であることを確認すること。</p> <p><u>(新規追加)</u></p> <p>(10) その他、保安の監督に関して必要なこと。</p> <p>2 核燃料物質等の取扱いに従事する者は、核燃料取扱主任者がその保安のために行う指示に従う。</p>	<p>(核燃料取扱主任者の職務等)</p> <p>第19条 核燃料取扱主任者は、次に掲げる職務を誠実に行う。</p> <p>(1) 保安上必要な場合は、社長、事業部長及び技術本部長に意見を具申すること。</p> <p>(2) 保安上必要な場合は、核燃料物質等の取扱いに従事する者へ指示すること。</p> <p>(3) <u>第28条に定める試験操作計画、第29条に定める再処理施設の使用計画、第76条に定める作業実施計画並びに第121条及び第122条に定める保安教育の実施計画</u>について、その内容が保安上妥当であることを確認すること。</p> <p>(4) 法に基づく報告を確認すること。</p> <p>(5) <u>再処理施設の事業変更許可、設計及び工事の計画の認可並びにこの規定の変更認可に係る申請の可否を確認すること。</u></p> <p><u>(6) 前号の申請について、その内容を確認すること。</u></p> <p>(7) 第125条に示す記録を確認すること。</p> <p>(8) 第26条に基づく手順書の制定及び改廃において、その内容が保安上妥当であることを確認すること。</p> <p>(9) 第28条に基づく試験手順書並びに第30条の2に基づく試験要領書及び試験手順書について、その内容が保安上妥当であることを確認すること。</p> <p>(10) 第40条に基づくせん断・溶解を行う使用済燃料及びその臨界安全管理方法、第49条に基づく抽出塔の流量設定値の設定方法並びに第63条第4項に基づく放射線計測等に用いる核燃料物質の取扱いに係る措置等が保安上妥当であることを確認すること。</p> <p>(11) <u>第79条に基づく再処理施設の経年劣化に関する技術的な評価の結果及びこれに基づく長期施設管理方針の内容を確認すること</u></p> <p>(12) <u>第124条に基づく定期的な評価の内容を確認すること。</u></p> <p>(13) その他、保安の監督に関して必要なこと。</p> <p><u>2 社長、事業部長及び技術本部長は、核燃料取扱主任者から意見の具申を受けた場合は、その意見を尊重する。</u></p> <p><u>3 核燃料物質等の取扱いに従事する者は、核燃料取扱主任者がその保安のために行う指示に従う。</u></p>	<p>記載の適正化</p> <p>各施設の保安規定記載の整合 記載の適正化</p> <p>記載の適正化</p> <p>各施設の保安規定記載の整合</p>
<p style="text-align: center;">第5節 会議体</p> <p>(品質・保安会議の審議事項、構成等)</p> <p>第20条 品質・保安会議は、次の各号に定める事項について、保安に係る基本方針を全社的観点から審議する。</p> <p>(1)、(2) (略)</p> <p>(3) 社長が必要と認める<u>品質保証に関する事項</u>(関係法令及び保安規定の遵守の意識の向上に関する事項を含む。)</p> <p>(4)、(5) (略)</p> <p>2、3、4、5、6 (略)</p>	<p style="text-align: center;">第4節 会議体</p> <p>(品質・保安会議の審議事項、構成等)</p> <p>第20条 品質・保安会議は、次の各号に定める事項について、保安に係る基本方針を全社的観点から審議する。</p> <p>(1)、(2) (略)</p> <p>(3) 社長が必要と認める<u>保安に関する品質マネジメントシステムに係る事項</u>(関係法令及び保安規定の遵守の意識の向上に関する事項を含む。)</p> <p>(4)、(5) (略)</p> <p>2、3、4、5、6 (略)</p>	<p>その他記載の適正化(誤記修正)</p> <p>記載の適正化</p>

再処理施設保安規定補正対照表（7/20）

補正前	補正後	変更理由
<p>(再処理安全委員会の審議事項、構成等)</p> <p>第 21 条 再処理安全委員会は、事業部長又は技術本部長の諮問を受け、次の各号に定める事項について、保安上の妥当性を再処理施設に係る保安業務全体の観点から審議する。</p> <p>(1) 再処理の事業変更許可申請に関する事項</p> <p>(2) 設計及び工事の計画の認可申請に関する事項</p> <p>(3) この規定の変更</p> <p>(4) この規定に基づく以下の計画</p> <p>① 試験操作計画</p> <p>② 再処理施設の使用計画</p> <p><u>(新規追加)</u></p> <p><u>(新規追加)</u></p> <p>③ 第 5 条 7.3 適用の対象と判断した工事に係る作業実施計画</p> <p>④ 再処理施設の経年劣化に関する技術的な評価の実施計画</p> <p>⑤ 保安教育の実施計画</p> <p>⑥ 再処理施設の定期的な評価の実施計画</p> <p>(5) 第 5 条の品質マネジメントシステム計画の表 1 及び表 2 に掲げる文書のうち事業部長が定める規定</p> <p>(6) 第 79 条に基づく再処理施設の経年劣化に関する技術的な評価の結果及びこれに基づく長期施設管理方針</p> <p>(7) 第 124 条第 1 項に基づく定期的な評価の結果</p> <p><u>(新規追加)</u></p> <p>(8) その他事業部長又は技術本部長が必要と認める事項</p> <p>2 再処理安全委員会は、事業部長が任命する委員長、核燃料取扱主任者のほか、事業部長が選任する委員をもって構成する。</p> <p>3 再処理安全委員会の運営は、次の各号によるものとする。</p> <p>(1) 委員会は、核燃料取扱主任者を含む過半数の委員の出席をもって成立とする。ただし、委員が出席できない場合は、委員が指名した代理者（核燃料取扱主任者においては代行者）を出席させることができる。</p> <p>(2) 委員長が出席できない場合は、委員長が指名する者が委員長の職務を代行する。</p> <p>(3) 委員会の審議事項であって、緊急に処理する必要があり、かつ、委員会の開催が困難な場合は、核燃料取扱主任者を含む過半数の委員の持ち回りにより委員会の審議に替えることができる。</p> <p>4 委員長は、核燃料取扱主任者又はその代行者の意見を尊重する。</p> <p>5 委員長は、審議結果及び核燃料取扱主任者又はその代行者の意見を、審議事項に係る業務を統括する事業部長又は技術本部長に報告する。</p> <p>6 事業部長及び技術本部長は、前項の報告を尊重する。</p>	<p>(再処理安全委員会の審議事項、構成等)</p> <p>第 21 条 再処理安全委員会は、事業部長又は技術本部長の諮問を受け、次の各号に定める事項について、保安上の妥当性を再処理施設に係る保安に関する業務全体の観点から審議する。</p> <p>(1) 再処理施設の事業変更許可申請に関する事項</p> <p>(2) <u>再処理施設</u>の設計及び工事の計画の認可申請に関する事項</p> <p>(3) この規定の変更</p> <p>(4) この規定に基づく以下の計画</p> <p>① 試験操作計画</p> <p>② 再処理施設の使用計画</p> <p>③ <u>交流電源供給機能等喪失時における再処理施設の保全のための活動を行う体制に関する計画</u></p> <p>④ <u>初期消火活動のための体制に関する計画</u></p> <p>⑤ 第 5 条 7.3 適用の対象と判断した工事に係る作業実施計画</p> <p>⑥ 再処理施設の経年劣化に関する技術的な評価の実施計画</p> <p>⑦ 保安教育の実施計画</p> <p>⑧ 再処理施設の定期的な評価の実施計画</p> <p>(5) 第 5 条の品質マネジメントシステム計画の表 1 及び表 2 に掲げる文書のうち事業部長が定める規定</p> <p>(6) 第 79 条に基づく再処理施設の経年劣化に関する技術的な評価の結果及びこれに基づく長期施設管理方針</p> <p>(7) 第 124 条第 1 項に基づく定期的な評価の結果</p> <p><u>(8)保安に関する品質マネジメントシステムに係る事項</u></p> <p>(9) その他事業部長又は技術本部長が必要と認める事項</p> <p>2 再処理安全委員会は、事業部長が任命する委員長、核燃料取扱主任者のほか、事業部長が選任する委員をもって構成する。</p> <p>3 再処理安全委員会の運営は、次の各号によるものとする。</p> <p>(1) 委員会は、核燃料取扱主任者を含む過半数の委員の出席をもって成立とする。ただし、委員が出席できない場合は、委員が指名した代理者（核燃料取扱主任者においては代行者）を出席させることができる。</p> <p>(2) 委員長が出席できない場合は、委員長が指名する者が委員長の職務を代行する。</p> <p>(3) 委員会の審議事項であって、緊急に処理する必要があり、かつ、委員会の開催が困難な場合は、核燃料取扱主任者を含む過半数の委員の持ち回りにより委員会の審議に替えることができる。</p> <p>4 委員長は、核燃料取扱主任者又はその代行者の意見を尊重する。</p> <p>5 委員長は、審議結果及び核燃料取扱主任者又はその代行者の意見を、審議事項に係る業務を統括する事業部長又は技術本部長に報告する。</p> <p>6 事業部長及び技術本部長は、前項の報告を尊重する。</p>	<p>各施設の保安規定記載の整合</p> <p>各施設の保安規定記載の整合</p> <p>その他記載の適正化（審議事項の明確化）</p> <p>各施設の保安規定記載の整合</p>
<p>(安全・品質改革委員会の審議事項、構成等)</p> <p>第 21 条の 2 社長は、次項の審議を行うため、安全・品質改革委員会を設置する。</p> <p>2 安全・品質改革委員会は、<u>品質保証</u>活動の実施状況を確認し、経営として、観察・評価し、取り組みが弱い場合は、要員、組織、予算、調達等の全社の仕組みが機能しているかの観点で審議する。</p> <p>3～5 (略)</p>	<p>(安全・品質改革委員会の審議事項、構成等)</p> <p>第 21 条の 2 社長は、次項の審議を行うため、安全・品質改革委員会を設置する。</p> <p>2 安全・品質改革委員会は、<u>品質マネジメントシステムに係る</u>活動の実施状況を確認し、経営として、観察・評価し、取り組みが弱い場合は、要員、組織、予算、調達等の全社の仕組みが機能しているかの観点で審議する。</p> <p>3～5 (略)</p>	<p>記載の適正化</p>

再処理施設保安規定補正対照表 (8/20)

補正前	補正後	変更理由
<p>(<u>巡視・点検</u>)</p> <p>第 25 条 統括当直長及び放射線安全課長は、毎日 1 回以上、別表 3 に示す設備等について<u>巡視・点検</u>を行う。実施においては、第 74 条に定める観点を含めて行う。</p>	<p>(<u>巡視点検</u>)</p> <p>第 25 条 統括当直長及び放射線安全課長は、毎日 1 回以上、別表 3 に示す設備等について<u>巡視点検</u>を行う。実施においては、第 74 条に定める観点を含めて行う。</p>	各施設の保安規定記載の整合
<p>(試験操作)</p> <p>第 28 条 各課長は、再処理施設に係る試験操作を行う場合（第 30 条の 2 に基づく場合は除く。）は、次の各号に定める事項を記載した試験操作計画を作成し、事業部長の承認を得る。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>2 事業部長は、前項の計画を承認する場合は、再処理安全委員会に諮問<u>する。</u></p> <p>3 (略)</p> <p>4 事業部長は、前項の報告の内容を評価し、改善を要すると判断した場合は必要な措置を講じる。</p> <p>5 管理担当課長は、第 1 項の試験操作計画に基づき試験手順書を定める場合は、関連する設備の管理担当課長と協議するとともに、核燃料取扱主任者の確認を受ける。</p>	<p>(試験操作)</p> <p>第 28 条 各課長は、再処理施設に係る試験操作を行う場合（第 30 条の 2 に基づく場合は除く。）は、次の各号に定める事項を記載した試験操作計画を作成し、事業部長の承認を得る。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>2 事業部長は、前項の計画を承認する場合は、再処理安全委員会に諮問<u>し、核燃料取扱主任者の確認を受ける。</u></p> <p>3 (略)</p> <p>4 事業部長は、前項の報告の内容を評価し、改善を要すると判断した場合は必要な措置を講じる。</p> <p>5 管理担当課長は、第 1 項の試験操作計画に基づき試験手順書を定める場合は、関連する設備の管理担当課長と協議するとともに、核燃料取扱主任者の確認を受ける。</p>	記載の適正化
<p>(再処理施設の使用計画)</p> <p>第 29 条 再処理計画部長は、関係課長と協議し、法第 46 条の 4 に基づく再処理施設の使用計画を作成し、事業部長の承認を得る。</p> <p>2 事業部長は、前項の計画を承認する場合は、再処理安全委員会に諮問<u>する。</u></p> <p>3、4、5 (略)</p> <p>6 事業部長は、前項の報告の内容を評価し、改善を要すると判断した場合は必要な措置を講じる。</p>	<p>(再処理施設の使用計画)</p> <p>第 29 条 再処理計画部長は、関係課長と協議し、法第 46 条の 4 に基づく再処理施設の使用計画を作成し、事業部長の承認を得る。</p> <p>2 事業部長は、前項の計画を承認する場合は、再処理安全委員会に諮問<u>し、核燃料取扱主任者の確認を受ける。</u></p> <p>3、4、5 (略)</p> <p>6 事業部長は、前項の報告の内容を評価し、改善を要すると判断した場合は必要な措置を講じる。</p>	記載の適正化
<p>(交流電源供給機能等喪失時の体制の整備)</p> <p>第 29 条の 2 防災業務課長は、交流電源供給機能等喪失時における再処理施設の保全のための活動を行う体制に関し、次の各号に定める事項を記載した計画を作成し、事業部長の承認を得る。</p> <p>(1) 交流電源供給機能等喪失時における再処理施設の保全のための活動を行うために必要な要員の配置</p> <p>(2) 交流電源供給機能等喪失時における再処理施設の保全のための活動を行う要員に対する訓練</p> <p>(3) 交流電源供給機能等喪失時における再処理施設の保全のための活動を行うために必要な電源車その他の資機材の配備</p>	<p>(交流電源供給機能等喪失時の体制の整備)</p> <p>第 29 条の 2 防災業務課長は、交流電源供給機能等喪失時における再処理施設の保全のための活動を行う体制に関し、次の各号に定める事項を記載した計画を作成し、事業部長の承認を得る。</p> <p>(1) 交流電源供給機能等喪失時における再処理施設の保全のための活動を行うために必要な要員の配置</p> <p>(2) 交流電源供給機能等喪失時における再処理施設の保全のための活動を行う要員に対する訓練</p> <p>(3) 交流電源供給機能等喪失時における再処理施設の保全のための活動を行うために必要な電源車その他の資機材の配備</p>	

再処理施設保安規定補正対照表 (9/20)

補正前	補正後	変更理由
<p><u>(新規追加)</u></p> <p><u>2</u> 各職位は、<u>前項</u>の計画に基づき、必要な措置を講じる。</p> <p><u>3</u> 防災業務課長は、第1項の計画について、訓練及び活動の結果を年1回以上評価し、事業部長に報告する。</p> <p><u>4</u> 事業部長は、前項の報告の内容を評価し、改善を要すると判断した場合は必要な措置を講じる。</p>	<p><u>2</u> <u>事業部長は、前項の計画を承認する場合は、再処理安全委員会に諮問する。</u></p> <p><u>3</u> 各職位は、<u>第1項</u>の計画に基づき、必要な措置を講じる。</p> <p><u>4</u> 防災業務課長は、第1項の計画について、訓練及び活動の結果を年1回以上評価し、事業部長に報告する。</p> <p><u>5</u> 事業部長は、前項の報告の内容を評価し、改善を要すると判断した場合は必要な措置を講じる。</p>	<p>その他記載の適正化（審議対象であることの明確化）</p>
<p>(地震・火災等発生時の措置)</p> <p>第30条 管理担当課長は、あらかじめ定めた測候所等において震度5弱以上の地震が観測された場合は、地震終了後、所管する施設の損傷の有無を確認し、その結果を工場長及び核燃料取扱主任者に報告する。</p> <p>2 各職位は、再処理施設に火災が発生した場合は、早期消火及び延焼の防止に努め、管理担当課長は、鎮火後所管する施設の損傷の有無を確認し、その結果を工場長及び核燃料取扱主任者に報告する。</p> <p>3 防災業務課長は、初期消火活動のための体制に関し、次の各号に定める事項を記載した計画を作成し、事業部長の承認を得る。</p> <p>(1) 別表7の2に定める設備等及び初期消火活動に必要なその他の資機材の配備</p> <p>(2) 初期消火活動を行う10名以上の要員の常駐及び当該要員に対する火災発生時の通報連絡体制</p> <p>(3) 火災の早期発見のための第25条に基づく<u>巡視・点検</u>の体制及びあらかじめ定めた測候所等において震度5弱以上の地震が観測された場合における火災の早期発見のための別表3に示す設備等の<u>巡視・点検</u>体制</p>	<p>(地震・火災等発生時の措置)</p> <p>第30条 管理担当課長は、あらかじめ定めた測候所等において震度5弱以上の地震が観測された場合は、地震終了後、所管する施設の損傷の有無を確認し、その結果を工場長及び核燃料取扱主任者に報告する。</p> <p>2 各職位は、再処理施設に火災が発生した場合は、早期消火及び延焼の防止に努め、管理担当課長は、鎮火後所管する施設の損傷の有無を確認し、その結果を工場長及び核燃料取扱主任者に報告する。</p> <p>3 防災業務課長は、初期消火活動のための体制に関し、次の各号に定める事項を記載した計画を作成し、事業部長の承認を得る。</p> <p>(1) 別表7の2に定める設備等及び初期消火活動に必要なその他の資機材の配備</p> <p>(2) 初期消火活動を行う10名以上の要員の常駐及び当該要員に対する火災発生時の通報連絡体制</p> <p>(3) 火災の早期発見のための第25条に基づく<u>巡視点検</u>の体制及びあらかじめ定めた測候所等において震度5弱以上の地震が観測された場合における火災の早期発見のための別表3に示す設備等の<u>巡視点検</u>体制</p>	<p>各施設の保安規定記載の整合</p>
<p><u>(新規追加)</u></p> <p><u>4</u> 各職位は、<u>前項</u>の計画に基づき必要な措置を講じる。</p> <p><u>5</u> 防災業務課長は、第3項の計画について、総合的な訓練及び初期消火活動の結果を年1回以上評価し、事業部長に報告する。</p> <p><u>6</u> 事業部長は、前項の報告の内容を評価し、改善を要すると判断した場合は必要な措置を講じる。</p> <p><u>7</u> 統括当直長及び燃料管理課長は、山火事、台風等が所管する施設に対し重大な影響を及ぼすおそれがあると判断した場合は、工場長に報告する。</p> <p><u>8</u> 工場長は、前項の報告を受けた場合は、事業部長及び核燃料取扱主任者と協議し、必要に応じて使用済燃料の再処理を停止する等の措置を講じる。</p>	<p><u>4</u> <u>事業部長は、前項の計画を承認する場合は、再処理安全委員会に諮問する。</u></p> <p><u>5</u> 各職位は、<u>第3項</u>の計画に基づき必要な措置を講じる。</p> <p><u>6</u> 防災業務課長は、第3項の計画について、総合的な訓練及び初期消火活動の結果を年1回以上評価し、事業部長に報告する。</p> <p><u>7</u> 事業部長は、前項の報告の内容を評価し、改善を要すると判断した場合は必要な措置を講じる。</p> <p><u>8</u> 統括当直長及び燃料管理課長は、山火事、台風等が所管する施設に対し重大な影響を及ぼすおそれがあると判断した場合は、工場長に報告する。</p> <p><u>9</u> 工場長は、前項の報告を受けた場合は、事業部長及び核燃料取扱主任者と協議し、必要に応じて使用済燃料の再処理を停止する等の措置を講じる。</p>	<p>その他記載の適正化（審議対象であることの明確化）</p>
<p>(設備に求められる状態の確認等に係る措置)</p> <p>第39条 統括当直長及び各課長は、第25条に基づく<u>巡視・点検</u>、第74条に基づく点検、自主検査等及び第78条の定期事業者検査による確認の結果、別表8～別表19に定める「設備に求められる状態」を満足していないおそれがあると判断した場合は、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋天井クレーン及び燃焼度計測装置にあっては燃料管理課長に、また、その他の設備にあっては統括当直長に直ちに連絡する。</p> <p>2 統括当直長及び燃料管理課長は、前項の確認の結果及び前項の確認以外で別表8～別表</p>	<p>(設備に求められる状態の確認等に係る措置)</p> <p>第39条 統括当直長及び各課長は、第25条に基づく<u>巡視点検</u>、第74条に基づく点検、自主検査等及び第78条の定期事業者検査による確認の結果、別表8～別表19に定める「設備に求められる状態」を満足していないおそれがあると判断した場合は、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋天井クレーン及び燃焼度計測装置にあっては燃料管理課長に、また、その他の設備にあっては統括当直長に直ちに連絡する。</p> <p>2 統括当直長及び燃料管理課長は、前項の確認の結果及び前項の確認以外で別表8～別表</p>	<p>各施設の保安規定記載の整合</p>

再処理施設保安規定補正対照表 (10/20)

補正前	補正後	変更理由
<p>19に定める「設備に求められる状態」を満足しないおそれのある事態が発見された場合並びに前項に基づく連絡を受けた場合は、「設備に求められる状態」を満足しているかどうかの判断を行う。</p> <p>3 統括当直長及び各課長は、予防保全を目的とした点検、工事等の作業を行うため、計画的に別表8～別表19に定める「設備に求められる状態」外に移行する場合は、当該状態を満足しない場合とは見なさない。</p> <p>4 統括当直長及び各課長は、別表8～別表19に定める「設備に求められる状態」を確認するためにあらかじめ計画された試験及び検査を実施している期間は、当該状態を満足していないと判断しなくてもよい。</p> <p>5、6 (略)</p>	<p>19に定める「設備に求められる状態」を満足しないおそれのある事態が発見された場合並びに前項に基づく連絡を受けた場合は、「設備に求められる状態」を満足しているかどうかの判断を行う。</p> <p>3 統括当直長及び各課長は、予防保全を目的とした点検、工事等の作業を行うため、計画的に別表8～別表19に定める「設備に求められる状態」外に移行する場合は、当該状態を満足しない場合とは見なさない。</p> <p>4 統括当直長及び各課長は、別表8～別表19に定める「設備に求められる状態」を確認するためにあらかじめ計画された試験及び検査を実施している期間は、当該状態を満足していないと判断しなくてもよい。</p> <p>5、6 (略)</p>	
<p>(せん断・溶解)</p> <p>第41条 統括当直長は、使用済燃料をせん断機に供給する場合は、次の事項を遵守する。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>2 統括当直長は、使用済燃料をせん断する場合は、次の事項を遵守する。</p> <p>(1) せん断機内を不活性な雰囲気とするため、せん断機に窒素ガスを供給する。</p> <p>(2) 前号を満足していないと判断した場合は、使用済燃料のせん断を停止する。</p> <p>なお、本章第3節及び第4節、第4章並びに第6章において「満足していないと判断した場合」における「判断」は、<u>巡視・点検</u>その他の定期的確認において行うほか、判断すべき事項を満足しないおそれのある事態が発見された場合に行う。</p> <p>3 (略)</p>	<p>(せん断・溶解)</p> <p>第41条 統括当直長は、使用済燃料をせん断機に供給する場合は、次の事項を遵守する。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>2 統括当直長は、使用済燃料をせん断する場合は、次の事項を遵守する。</p> <p>(1) せん断機内を不活性な雰囲気とするため、せん断機に窒素ガスを供給する。</p> <p>(2) 前号を満足していないと判断した場合は、使用済燃料のせん断を停止する。</p> <p>なお、本章第3節及び第4節、第4章並びに第6章において「満足していないと判断した場合」における「判断」は、<u>巡視点検</u>その他の定期的確認において行うほか、判断すべき事項を満足しないおそれのある事態が発見された場合に行う。</p> <p>3 (略)</p>	各施設の保安規定記載の整合
<p>(施設管理計画)</p> <p>第74条 再処理施設について再処理事業指定(変更許可)を受けた設備に係る事項及び「再処理施設の技術基準に関する規則」を含む要求事項への適合を維持し、再処理施設の安全を確保するため、以下の施設管理計画を定める。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>1 施設管理方針及び施設管理目標</p> <p>(1) 社長は、再処理施設の安全確保を最優先として、施設管理の継続的な改善を図るため、施設管理の現状等を踏まえ、施設管理方針を定める。また、11の施設管理の有効性評価の結果、及び施設管理を行う観点から特別な状態(6.3参照)を踏まえ施設管理方針の見直しを行う。</p> <p>(2) さらに、第79条に定める長期施設管理方針を策定又は変更した場合は、長期施設管理方針に従い保全を実施することを施設管理方針に反映する。</p> <p>(3) 事業部長は、施設管理方針に基づき、管理の改善を図るための施設管理目標を設定する。また、11の施設管理の有効性評価の結果、及び施設管理を行う観点から特別な状態(6.3参照)を踏まえ施設管理目標の見直しを行う。</p> <p>2 保全プログラムの策定</p> <p><u>各職位は</u>、1の施設管理目標を達成するため3から10の<u>保全</u>の実施に必要なプロセスを保全プログラムとして策定する。また、11の施設管理の有効性評価の結果、及び施設管理を行う観点から特別な状態(6.3参照)を踏まえ保全プログラムの見直しを<u>行</u></p> </div>	<p>(施設管理計画)</p> <p>第74条 再処理施設について事業指定(変更許可)を受けた設備に係る事項及び「再処理施設の技術基準に関する規則」を含む要求事項への適合を維持し、再処理施設の安全を確保するため、以下の施設管理計画を定める。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>1 施設管理方針及び施設管理目標</p> <p>(1) 社長は、再処理施設の安全確保を最優先として、施設管理の継続的な改善を図るため、施設管理の現状等を踏まえ、施設管理方針を定める。また、11の施設管理の有効性評価の結果、及び施設管理を行う観点から特別な状態(6.3参照)を踏まえ施設管理方針の見直しを行う。</p> <p>(2) さらに、第79条に定める長期施設管理方針を策定又は変更した場合は、長期施設管理方針に従い保全を実施することを施設管理方針に反映する。</p> <p>(3) 事業部長は、施設管理方針に基づき、<u>施設管理</u>の改善を図るための施設管理目標を設定する。また、11の施設管理の有効性評価の結果、及び施設管理を行う観点から特別な状態(6.3参照)を踏まえ施設管理目標の見直しを行う。</p> <p>2 保全プログラムの策定</p> <p><u>事業部長は</u>、<u>保全企画部長に</u>1の施設管理目標を達成するため3から10の<u>施設管理</u>の実施に必要なプロセスを保全プログラムとして策定<u>させる</u>。また、11の施設管理の有効性評価の結果、及び施設管理を行う観点から特別な状態(6.3参照)を踏まえ保全</p> </div>	<p>各施設の保安規定記載の整合</p> <p>記載の適正化</p>

補正前	補正後	変更理由
<p><u>う。</u></p> <p>3 保全対象範囲の策定 管理担当課長は、再処理施設の中から、保全を行うべき対象範囲の<u>設備</u>を選定する。</p> <p>4 (略)</p> <p>5 保全活動管理指標の設定、監視計画の策定及び監視 (1) 保全技術課長は、保全の有効性を監視、評価するために保全活動管理指標を設定する。 (2) 保全技術課長は、前号の保全活動管理指標の目標値を設定する。また、10の保全の有効性評価の結果を踏まえ保全活動管理指標の目標値の見直しを行う。 (3) 保全技術課長は、<u>再処理施設又は系統の供用開始（供用とは、施設又は系統の機能が要求される状態をいう。）までに</u>、保全活動管理指標の監視項目、監視方法及び算出周期を具体的に定めた監視計画を策定する。なお、監視計画には、計画の始期及び期間に関することを含める。 (4) 保全技術課長は、監視計画に従い保全活動管理指標に関する情報の採取及び監視を実施し、その結果を記録する。</p> <p>6 施設管理実施計画の策定 (1) 技術課長は、3の保全対象範囲に対して実施する保全活動及び事業変更許可に基づき実施する設備の設置に係る業務に対し、6.1から6.3の計画に基づき次の<u>a. ～ h.</u>を含む施設管理実施計画を策定し、事業部長の承認を得る。 a. 施設管理実施計画の始期及び期間 b. 再処理施設の設計及び工事の計画 c. 再処理施設の巡視（再処理施設の保全のために実施するものに限る。） d. 再処理施設の点検等の方法、実施頻度及び時期（再処理施設の操作中及び操作停止中の区別を含む。） e. 再処理施設の工事及び点検等を実施する際に行う保安の確保のための措置 f. 再処理施設の設計、工事、巡視及び点検等の結果の確認及び評価の方法 g. <u>前</u> f. の確認及び評価の結果を踏まえて実施すべき処置（未然防止処置を含む。）に関すること h. 再処理施設の施設管理に関する記録に関すること (2) (略) (3) 6.1から6.3の計画を策定する各職位は、<u>保全</u>の実施段階での再処理施設の安全性が確保されていることを確認するとともに、安全機能に影響を及ぼす可能性のある行為を把握し、計画を策定する。</p> <p>6.1 点検計画の策定 (1)、(2) (略) (3) 係修担当課長は、選定した保全方式の種類に応じて、次の事項を定める。 a. 時間基準保全 点検を実施する時期までに、次の事項を定める。 ① 点検の具体的方法 ② 構築物、系統及び機器が所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要なデータ項目、評価方法及び管理基準</p>	<p>プログラムの見直しを<u>行わせる。</u></p> <p>3 保全対象範囲の策定 管理担当課長は、再処理施設の中から、保全を行うべき対象範囲を選定する。</p> <p>4 (略)</p> <p>5 保全活動管理指標の設定、監視計画の策定及び監視 (1) 保全技術課長は、保全の有効性を監視、評価するために<u>4の施設管理の重要度を踏まえ、施設管理目標の中でプラントレベル及び系統レベルの</u>保全活動管理指標を設定する。 (2) 保全技術課長は、前号の保全活動管理指標の目標値を設定する。また、10の保全の有効性評価の結果を踏まえ保全活動管理指標の目標値の見直しを行う。 (3) 保全技術課長は、保全活動管理指標の監視項目、監視方法及び算出周期を具体的に定めた監視計画を策定する。なお、監視計画には、計画の始期及び期間に関することを含める。 (4) 保全技術課長は、監視計画に従い保全活動管理指標に関する情報の採取及び監視を実施し、その結果を記録する。</p> <p>6 施設管理実施計画の策定 (1) 技術課長は、3の保全対象範囲に対して実施する保全活動及び事業変更許可に基づき実施する設備の設置に係る業務に対し、6.1から6.3の計画に基づき次の<u>事項</u>を含む施設管理実施計画を策定し、事業部長の承認を得る。 a. 施設管理実施計画の始期及び期間 b. 再処理施設の設計及び工事の計画 c. 再処理施設の巡視（再処理施設の保全のために実施するものに限る。） d. 再処理施設の点検等の方法、実施頻度及び時期（再処理施設の操作中及び操作停止中の区別を含む。） e. 再処理施設の工事及び点検等を実施する際に行う保安の確保のための措置 f. 再処理施設の設計、工事、巡視及び点検等の結果の確認及び評価の方法 g. <u>上記</u> f. の確認及び評価の結果を踏まえて実施すべき処置（未然防止処置を含む。）に関すること h. 再処理施設の施設管理に関する記録に関すること (2) (略) (3) 6.1から6.3の計画を策定する各職位は、<u>施設管理</u>の実施段階での再処理施設の安全性が確保されていることを確認するとともに、安全機能に影響を及ぼす可能性のある行為を把握し、計画を策定する。</p> <p>6.1 点検計画の策定 (1)、(2) (略) (3) 係修担当課長は、選定した保全方式の種類に応じて、次の事項を定める。 a. 時間基準保全 点検を実施する時期までに、次の事項を定める。 ① 点検の具体的方法 ② 構築物、系統及び機器が所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要なデータ項目、評価方法及び管理基準</p>	<p>その他記載の適正化</p> <p>記載の適正化 （保安措置運用ガイド記載事項の反映）</p> <p>記載の適正化 （保安措置運用ガイド記載事項の反映）</p> <p>各施設の保安規定記載の整合</p> <p>各施設の保安規定記載の整合</p> <p>記載の適正化</p>

補正前	補正後	変更理由
<p>③ 実施頻度 ④ 実施時期</p> <p>なお、時間基準保全を選定した機器に対して、運転中に設備診断技術を使った状態監視データ採取、状態監視として巡視、点検又は定例試験を実施する場合は、状態監視の内容に応じて、状態基準保全を選定した場合に準じて必要な事項を定める。</p> <p>b. 状態基準保全</p> <p>① 設備診断技術を使い状態監視データを採取する時期までに、次の事項を定める。</p> <p>i) 状態監視データの具体的採取方法</p> <p>ii) 機器の故障の兆候を検知するために必要な状態監視データ項目、評価方法及び必要な対応を適切に判断するための管理基準</p> <p>iii) 状態監視データ採取頻度</p> <p>iv) 実施時期</p> <p>v) 機器の状態が管理基準に達した場合の対応方法</p> <p>② 巡視、点検を実施する時期までに、次の事項を定める。</p> <p>i) 巡視、点検の具体的方法</p> <p>ii) 構築物、系統及び機器の状態を監視するために必要なデータ項目、評価方法及び管理基準</p> <p>iii) 実施頻度</p> <p>iv) 実施時期</p> <p>v) 機器の状態が管理基準に達するか又は故障の兆候を発見した場合の対応方法</p> <p>③ 定例試験を実施する時期までに、次の事項を定める。</p> <p>i) 定例試験の具体的方法</p> <p>ii) 構築物、系統及び機器が所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要なデータ項目、評価方法及び管理基準</p> <p>iii) 実施頻度</p> <p>iv) 実施時期</p> <p>v) 機器の状態が管理基準に達した場合の対応方法</p> <p>c. 事後保全</p> <p>事後保全を選定した場合は、機能喪失の発見後、修復を実施する前に、修復方法、修復後に所定の機能を発揮することの確認方法及び修復時期を定める。</p> <p>(4) (略)</p> <p>6.2 (略)</p> <p>6.3 特別な保全計画の策定</p> <p>(1) 保修担当課長は、地震、事故等により長期停止を伴った設備の保全を実施する場合は、特別な措置として再処理施設の状況に応じた保全方法及び実施時期を定めた計画を策定する。</p> <p>(2) (略)</p> <p>7 施設管理の実施</p> <p>(1) 施設管理実施計画に定める各職位は、6 で定めた施設管理実施計画に従って施設管理を実施する。</p> <p>(2) 施設管理実施計画に定める各職位は、施設管理の実施に当たって、第 75 条による設計管理、第 76 条による作業管理を実施するとともに、使用前事業者検査等の実施は、第 77 条、第 78 条に従う。</p>	<p>③ 実施頻度 ④ 実施時期</p> <p>なお、時間基準保全を選定した機器に対して、運転中に設備診断技術を使った状態監視データ採取、状態監視として巡視点検又は定例試験を実施する場合は、状態監視の内容に応じて、状態基準保全を選定した場合に準じて必要な事項を定める。</p> <p>b. 状態基準保全</p> <p>① 設備診断技術を使い状態監視データを採取する時期までに、次の事項を定める。</p> <p>i) 状態監視データの具体的採取方法</p> <p>ii) 機器の故障の兆候を検知するために必要な状態監視データ項目、評価方法及び必要な対応を適切に判断するための管理基準</p> <p>iii) 状態監視データ採取頻度</p> <p>iv) 実施時期</p> <p>v) 機器の状態が管理基準に達した場合の対応方法</p> <p>② 巡視点検を実施する時期までに、次の事項を定める。</p> <p>i) 巡視点検の具体的方法</p> <p>ii) 構築物、系統及び機器の状態を監視するために必要なデータ項目、評価方法及び管理基準</p> <p>iii) 実施頻度</p> <p>iv) 実施時期</p> <p>v) 機器の状態が管理基準に達するか又は故障の兆候を発見した場合の対応方法</p> <p>③ 定例試験を実施する時期までに、次の事項を定める。</p> <p>i) 定例試験の具体的方法</p> <p>ii) 構築物、系統及び機器が所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要なデータ項目、評価方法及び管理基準</p> <p>iii) 実施頻度</p> <p>iv) 実施時期</p> <p>v) 機器の状態が管理基準に達した場合の対応方法</p> <p>c. 事後保全</p> <p>事後保全を選定した場合は、機能喪失の発見後、修復を実施する前に、修復方法、修復後に所定の機能を発揮することの確認方法及び修復時期を定める。</p> <p>(4) (略)</p> <p>6.2 (略)</p> <p>6.3 特別な保全計画の策定</p> <p>(1) 保修担当課長は、地震、事故等により長期停止を伴った設備の保全を実施する場合は、特別な措置として、<u>あらかじめ</u>再処理施設の状況に応じた保全方法及び実施時期を定めた計画を策定する。</p> <p>(2) (略)</p> <p>7 施設管理の実施</p> <p>(1) 施設管理実施計画に定める各職位は、6 で定めた施設管理実施計画に従って施設管理を実施する。</p> <p>(2) 施設管理実施計画に定める各職位は、施設管理の実施に当たって、第 75 条による設計管理、第 76 条による作業管理を実施するとともに、使用前事業者検査等は、第 77 条、第 78 条に従う。</p>	<p>各施設の保安規定記載の整合</p> <p>各施設の保安規定記載の整合</p> <p>各施設の保安規定記載の整合</p> <p>各施設の保安規定記載の整合</p>

補正前	補正後	変更理由
<p>(3) 各課長及び統括当直長は、再処理施設の状況を日常的に確認し、偶発故障等の発生も念頭に、設備等が正常な状態から外れ、又は外れる兆候が認められる場合に、適切に正常な状態に回復させることができるよう、本号及び第 25 条による巡視を定期的に行う。</p> <p>(4) 各職位は、施設管理の結果について記録する。</p> <p>8 施設管理の結果の確認・評価</p> <p>(1) 施設管理を実施した各職位は、あらかじめ定めた方法で、施設管理の実施段階で採取した構築物、系統及び機器の施設管理の結果から所定の機能を発揮しうる状態にあることを、所定の時期^{*2}までに確認・評価し、記録する。</p> <p>(2) 施設管理を実施した各職位は、再処理施設の使用を開始するために、要求事項が満たされていることを合否判定をもって検証するため、使用前事業者検査を実施する。</p> <p>(3) 各職位は、最終的な機能確認では十分な確認・評価ができない場合は、定めたプロセスに基づき、保全が実施されていることを、所定の時期^{*2}までに確認・評価し、記録する。</p> <p>※2：所定の時期とは、所定の機能が要求される時又はあらかじめ計画された工事、点検等の完了時をいう。</p> <p>9 不適合管理、是正処置及び未然防止処置</p> <p>(1) 各職位は、施設管理の対象となる施設及びプロセスを監視し、以下の a. 及び b. に至った場合は、不適合管理を行った上で、是正処置を講じる。</p> <p>a. 保全を実施した構築物、系統及び機器が所定の機能を発揮しうることを確認・評価できない場合</p> <p>b. 最終的な機能確認では十分な確認・評価ができない場合にあって、定めたプロセスに基づき、保全が実施されていることが確認・評価できない場合</p> <p>(2) 各職位は、他の原子力施設の運転経験等の知見を基に、自らの組織で起こり得る問題の影響に照らし、適切な未然防止処置を講じる。</p> <p>(3) 各職位は、(1)及び(2)の活動を第 5 条に基づき実施する。</p> <p>10 (略)</p> <p>11 施設管理の有効性評価</p> <p>(1) 事業部長は、定期的に 6 の施設管理実施計画に基づき施設管理を実施した職位に 10 の保全の有効性評価の結果及び 1 の施設管理目標の達成状況を報告させるとともに、施設管理の有効性を評価し、施設管理が有効に機能していることを確認するとともに、継続的な改善につなげる。</p> <p>(2) 各職位は、施設管理の有効性評価の結果とその根拠及び改善内容について記録する。</p> <p>12 構成管理</p> <p>施設管理を実施する各職位は、施設管理を通じ以下の要素間の均衡を維持する。</p> <p>a. 設計要件 (第 5 条 7.2.1 に示す業務・機器等に対する要求事項のうち、「構築物、系統及び機器がどのようなものでなければならないか」という要件を含む第 75 条で実施する設計に対する要求事項をいう。)</p> <p>b. 施設構成情報 (「構築物、系統及び機器がどのようなものか」を示す図書、情報をいう。)</p>	<p>(3) 各課長及び統括当直長は、再処理施設の状況を日常的に確認し、偶発故障等の発生も念頭に、設備等が正常な状態から外れ、又は外れる兆候が認められる場合に、適切に正常な状態に回復させることができるよう、本号及び第 25 条による巡視を定期的に行う。</p> <p>(4) 施設管理実施計画に定める各職位は、施設管理の結果について記録する。</p> <p>8 施設管理の結果の確認・評価</p> <p>(1) 施設管理を実施した各職位は、あらかじめ定めた方法で、施設管理の実施段階で採取した構築物、系統及び機器の施設管理の結果から所定の機能を発揮しうる状態にあることを、所定の時期^{*2}までに確認・評価し、記録する。</p> <p>(2) 検査実施責任者は、再処理施設の使用を開始するために、要求事項が満たされていることを合否判定をもって検証するため、使用前事業者検査を実施する。</p> <p>(3) 施設管理を実施した各職位は、最終的な機能確認では十分な確認・評価ができない場合は、定めたプロセスに基づき、施設管理が実施されていることを、所定の時期^{*2}までに確認・評価し、記録する。</p> <p>※2：所定の時期とは、所定の機能が要求される時又はあらかじめ計画された施設管理の完了時をいう。</p> <p>9 不適合管理、是正処置及び未然防止処置</p> <p>(1) 各職位は、施設管理の対象となる施設及びプロセスを監視し、以下の a. 及び b. に至った場合は、不適合管理を行った上で、是正処置を講じる。</p> <p>a. 施設管理を実施した構築物、系統及び機器が所定の機能を発揮しうることを確認・評価できない場合</p> <p>b. 最終的な機能確認では十分な確認・評価ができない場合にあって、定めたプロセスに基づき、施設管理が実施されていることが確認・評価できない場合</p> <p>(2) 施設管理を実施する各職位は、他の原子力施設の運転経験等の知見を基に、自らの組織で起こり得る問題の影響に照らし、適切な未然防止処置を講じる。</p> <p>(3) 施設管理を実施する各職位は、(1)及び(2)の活動を第 5 条に基づき実施する。</p> <p>10 (略)</p> <p>11 施設管理の有効性評価</p> <p>(1) 事業部長は、定期的に 6 の施設管理実施計画に基づき施設管理を実施した職位に 10 の保全の有効性評価の結果及び 1 の施設管理目標の達成状況を報告させるとともに、施設管理の有効性を評価し、施設管理が有効に機能していることを確認するとともに、継続的な改善につなげる。</p> <p>(2) 施設管理を実施した各職位は、施設管理の有効性評価の結果とその根拠及び改善内容について記録する。</p> <p>12 構成管理</p> <p>施設管理を実施する各職位は、施設管理を通じ以下の要素間の均衡を維持する。</p> <p>(1) 設計要件 (第 5 条 7.2.1 に示す業務・機器等に対する要求事項のうち、「構築物、系統及び機器がどのようなものでなければならないか」という要件を含む第 75 条で実施する設計に対する要求事項をいう。)</p> <p>(2) 施設構成情報 (「構築物、系統及び機器がどのようなものか」を示す図書、情報をいう。)</p>	<p>記載の適正化 (実施者 (範囲) の明確化)</p> <p>各施設の保安規定記載の整合</p> <p>記載の適正化 (実施者の適正化)</p> <p>記載の適正化</p> <p>各施設の保安規定記載の整合</p> <p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化 (実施者 (範囲) の明確化)</p> <p>記載の適正化</p> <p>各施設の保安規定記載の整合</p> <p>各施設の保安規定記載の整合</p> <p>各施設の保安規定記載の整合</p> <p>各施設の保安規定記載の整合</p>

補正前	補正後	変更理由
<p><u>c.</u> 物理的構成（実際の構築物、系統及び機器をいう。）</p> <p>13 情報共有 6 の施設管理実施計画に基づき施設管理を実施した職位は、「再処理事業所 再処理施設保安規定運用要領」に基づき、<u>点検等</u>を行った事業者から得られた保安の向上に資するために必要な技術情報及び<u>第5条 7.4 に基づき取得した調達物品等の維持又は運用に必要な技術情報</u>を、他の再処理事業者と情報共有するための措置を講じる。</p>	<p><u>(3)</u> 物理的構成（実際の構築物、系統及び機器をいう。）</p> <p>13 情報共有 6 の施設管理実施計画に基づき施設管理を実施した職位は、「再処理事業所 再処理施設保安規定運用要領」に基づき、<u>保守点検</u>を行った事業者から得られた保安の向上に資するために必要な技術情報を、他の再処理事業者と情報共有するための措置を講じる。</p>	<p>各施設の保安規定記載の整合 その他記載の適正化（品質マネジメント計画と重複する事項を削除）</p>
<p>（使用前事業者検査の実施）</p> <p>第 77 条 事業部長は、設計及び工事の計画の認可又は設計及び工事の計画の届出（以下、本条において「設工認」という。）の対象となる再処理施設の設置又は変更の工事に当たり、設工認に従って行われたものであること、「再処理施設の技術基準に関する規則」へ適合することを確認するための使用前事業者検査（以下、本条において「検査」という。）を統括するとともに、検査実施責任者を選任する。</p> <p>2 事業者検査課長は、前項の検査実施責任者の中から第 74 条 6.2(3)の計画で定める検査ごとに、検査対象となる設置又は変更の工事を実施した組織とは別の組織の者を、当該検査の検査実施責任者として指名する。</p> <p>3 前項の検査実施責任者は、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 検査の実施体制を構築する。</p> <p>(2) 検査要領書^{※1}を定め、検査を実施する。</p> <p>(3) 検査対象の再処理施設が次の基準に適合していることを判断するために必要な検査項目と、検査項目ごとの判定基準を定める。</p> <p>① 設工認に従って行われたものであること。</p> <p>② 「再処理施設の技術基準に関する規則」に適合するものであること。</p> <p>(4) 検査項目ごとの判定結果を踏まえ、検査対象の再処理施設が前号①及び②の基準に適合することを最終判断する。</p> <p><u>※1 検査を行うに当たっては、あらかじめ、検査の時期、対象、以下に示す方法その他必要な事項を定めた検査要領書を定める。</u></p> <p><u>① 構造、強度及び漏えいを確認するために十分な方法</u></p> <p><u>② 機能及び性能を確認するために十分な方法</u></p> <p><u>③ その他設置又は変更の工事がその設計及び工事の計画に従って行われたものであることを確認するために十分な方法</u></p> <p>4 検査実施責任者は検査項目ごとの判定業務を検査員に行わせることができる。このとき、検査員として次の各号に掲げる事項のいずれかを満たすものを指名する。</p> <p>(1) 第16条に定める保安に関する組織のうち、検査対象となる設置又は変更の工事を実施した組織とは別の組織の者</p> <p>(2) 検査対象となる設置又は変更の工事の調達における供給者のなかで、当該工事を実施した組織とは別の組織の者</p> <p>(3) 前号に掲げる供給者とは別の、当該検査業務に係る役務の供給者</p> <p>5 検査実施責任者は、検査内容及び検査対象設備の重要度に応じて、検査実施責任者及び前項に規定する検査員の立会頻度を定め、<u>それを</u>実施する。</p> <p>6 設計及び工事を実施する各職位又は事業者検査課長は、検査業務に係る役務を調達する場合、当該役務の供給者に対して管理を行う。</p> <p>7 事業者検査課長は、検査に係る記録の管理を行う。</p> <p>8 各職位は、検査に係る要員の教育訓練を行う。</p>	<p>（使用前事業者検査の実施）</p> <p>第 77 条 事業部長は、設計及び工事の計画の認可又は設計及び工事の計画の届出（以下、本条において「設工認」という。）の対象となる再処理施設の設置又は変更の工事に当たり、設工認に従って行われたものであること、「再処理施設の技術基準に関する規則」へ適合することを確認するための使用前事業者検査（以下、本条において「検査」という。）を統括するとともに、検査実施責任者を選任する。</p> <p>2 事業者検査課長は、前項の検査実施責任者の中から第 74 条 6.2(3)の計画で定める検査ごとに、検査対象となる設置又は変更の工事を実施した組織とは別の組織の者を、当該検査の検査実施責任者として指名する。</p> <p>3 前項の検査実施責任者は、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 検査の実施体制を構築する。</p> <p>(2) 検査要領書^{※1}を定め、検査を実施する。</p> <p>(3) 検査対象の再処理施設が次の基準に適合していることを判断するために必要な検査項目と、検査項目ごとの判定基準を定める。</p> <p>① 設工認に従って行われたものであること。</p> <p>② 「再処理施設の技術基準に関する規則」に適合するものであること。</p> <p>(4) 検査項目ごとの判定結果を踏まえ、検査対象の再処理施設が前号①及び②の基準に適合することを最終判断する。</p> <p>4 検査実施責任者は検査項目ごとの判定業務を検査員に行わせることができる。このとき、検査員として次の各号に掲げる事項のいずれかを満たすものを指名する。</p> <p>(1) 第 16 条に定める保安に関する組織のうち、検査対象となる設置又は変更の工事を実施した組織とは別の組織の者</p> <p>(2) 検査対象となる設置又は変更の工事の調達における供給者のなかで、当該工事を実施した組織とは別の組織の者</p> <p>(3) 前号に掲げる供給者とは別の、当該検査業務に係る役務の供給者</p> <p>5 検査実施責任者は、検査内容及び検査対象設備の重要度に応じて、検査実施責任者及び前項に規定する検査員の立会頻度を定め、実施する。</p> <p>6 設計及び工事を実施する各職位又は事業者検査課長は、検査業務に係る役務を調達する場合、当該役務の供給者に対して管理を行う。</p> <p>7 事業者検査課長は、検査に係る記録の管理を行う。</p> <p>8 各職位は、検査に係る要員の教育訓練を行う。</p>	<p>各施設の保安規定記載の整合</p> <p>各施設の保安規定記載の整合</p>

再処理施設保安規定補正対照表 (15/20)

補正前	補正後	変更理由
<p>9 事業者検査課長は、検査の実施時期及び検査が第74条 6.2(3)で定める計画に基づき確実に行われることを管理する。</p>	<p>9 事業者検査課長は、検査の実施時期及び検査が第 74 条 6.2(3)で定める計画に基づき確実に行われることを管理する。 <u>※1 検査を行うに当たっては、あらかじめ、検査の時期、対象、以下に示す方法その他必要な事項を定めた検査要領書を定める。</u> <u>① 構造、強度及び漏えいを確認するために十分な方法</u> <u>② 機能及び性能を確認するために十分な方法</u> <u>③ その他設置又は変更の工事がその設計及び工事の計画に従って行われたものであることを確認するために十分な方法</u></p>	各施設の保安規定記載の整合
<p>(定期事業者検査の実施) 第 78 条 事業部長は、再処理施設が「再処理施設の技術基準に関する規則」に適合するものであることを定期に確認するための定期事業者検査（以下、本条において「検査」という。）を統括するとともに、検査実施責任者を選任する。 2 事業者検査課長は、前項の検査実施責任者の中から第 74 条 6.1(4) の計画で定める検査ごとに、検査対象となる設備の点検を実施した組織とは別の組織の者を、当該検査の検査実施責任者として指名する。 3 前項の検査実施責任者は、次の各号を実施する。 (1) 検査の実施体制を構築する。 (2) 検査要領書^{※1}を定め、検査を実施する。 (3) 検査対象の再処理施設が「再処理施設の技術基準に関する規則」に適合するものであることを判断するために必要な検査項目と、検査項目ごとの判定基準を定める。 (4) 検査項目ごとの判定結果を踏まえ、検査対象の再処理施設が前号の基準に適合することを最終判断する。 <u>※1 施設の特徴に応じ、検査の時期、対象、以下に示す方法その他必要な事項を定めた検査要領書を定める。</u> <u>① 開放、分解、非破壊検査その他の各部の損傷、変形、摩耗及び異常の発生状況を確認するために十分な方法</u> <u>② 試験操作その他の機能及び作動の状況を確認するために十分な方法</u> <u>③ 設定した期間において技術基準に適合している状態が維持することを判定できる方法</u> 4 検査実施責任者は検査項目ごとの判定業務を検査員に行わせることができる。このとき、検査員として次の各号に掲げる事項のいずれかを満たすものを指名する。 (1) 第16条に定める保安に関する組織のうち、検査対象となる設備の<u>点検、補修</u>を実施した組織とは別の組織の者 (2) 検査対象となる設備の工事又は点検の調達における供給者のなかで、当該工事又は点検を実施する組織とは別の組織の者 (3) 前号に掲げる供給者とは別の、当該検査業務に係る役務の供給者 5 検査実施責任者は、検査内容及び検査対象設備の重要度に応じて、検査実施責任者及び前項に規定する検査員の立会頻度を定め、<u>それ</u>を実施する。 6 保修担当課長又は事業者検査課長は、第4項の検査業務に係る役務を調達する場合、当該役務の供給者に対して管理を行う。 7 事業者検査課長は、検査に係る記録の管理を行う。 8 各課長は、検査に係る要員の教育訓練を行う。 9 事業者検査課長は、検査の実施時期及び検査が第74条 6.1(4)で定める計画に基づき確実に行われることを管理する。</p>	<p>(定期事業者検査の実施) 第 78 条 事業部長は、再処理施設が「再処理施設の技術基準に関する規則」に適合するものであることを定期に確認するための定期事業者検査（以下、本条において「検査」という。）を統括するとともに、検査実施責任者を選任する。 2 事業者検査課長は、前項の検査実施責任者の中から第 74 条 6.1(4) の計画で定める検査ごとに、検査対象となる設備の点検を実施した組織とは別の組織の者を、当該検査の検査実施責任者として指名する。 3 前項の検査実施責任者は、次の各号を実施する。 (1) 検査の実施体制を構築する。 (2) 検査要領書^{※1}を定め、検査を実施する。 (3) 検査対象の再処理施設が「再処理施設の技術基準に関する規則」に適合するものであることを判断するために必要な検査項目と、検査項目ごとの判定基準を定める。 (4) 検査項目ごとの判定結果を踏まえ、検査対象の再処理施設が前号の基準に適合することを最終判断する。 4 検査実施責任者は検査項目ごとの判定業務を検査員に行わせることができる。このとき、検査員として次の各号に掲げる事項のいずれかを満たすものを指名する。 (1) 第 16 条に定める保安に関する組織のうち、検査対象となる設備の<u>工事又は点検</u>を実施した組織とは別の組織の者 (2) 検査対象となる設備の工事又は点検の調達における供給者のなかで、当該工事又は点検を実施する組織とは別の組織の者 (3) 前号に掲げる供給者とは別の、当該検査業務に係る役務の供給者 5 検査実施責任者は、検査内容及び検査対象設備の重要度に応じて、検査実施責任者及び前項に規定する検査員の立会頻度を定め、実施する。 6 保修担当課長又は事業者検査課長は、第4項の検査業務に係る役務を調達する場合、当該役務の供給者に対して管理を行う。 7 事業者検査課長は、検査に係る記録の管理を行う。 8 各課長は、検査に係る要員の教育訓練を行う。 9 事業者検査課長は、検査の実施時期及び検査が第 74 条 6.1(4)で定める計画に基づき確実に行われることを管理する。 <u>※1 施設の特徴に応じ、検査の時期、対象、以下に示す方法その他必要な事項を定めた検査要領書を定める。</u> <u>① 開放、分解、非破壊検査その他の各部の損傷、変形、摩耗及び異常の発生状況を確</u></p>	<p>各施設の保安規定記載の整合</p> <p>各施設の保安規定記載の整合</p> <p>各施設の保安規定記載の整合</p> <p>各施設の保安規定記載の整合</p>

再処理施設保安規定補正対照表 (16/20)

補正前	補正後	変更理由
	<p style="text-align: center;"><u>認するために十分な方法</u></p> <p style="text-align: center;"><u>② 試験操作その他の機能及び作動の状況を確認するために十分な方法</u></p> <p style="text-align: center;"><u>③ 上記①、②による方法のほか、設定した期間において技術基準に適合している状態が維持することを判定できる方法</u></p>	
<p>(再処理施設の経年劣化に関する技術的な評価及び長期施設管理方針)</p> <p>第 79 条 保全技術課長は、事業開始後 20 年を経過する日までに、再処理施設の経年劣化に関する技術的な評価の実施手順及び実施体制を定めた実施計画を作成し、事業部長の承認を得る。</p> <p>2 保全技術課長は、10 年を超えない期間ごとに行う再評価の実施計画を作成し、事業部長の承認を得る。</p> <p>3 事業部長は、第 1 項及び前項の評価の実施計画の承認に当たっては、再処理安全委員会に諮問する。</p> <p>4 各職位は、第 1 項及び第 2 項の実施計画に基づき、評価を実施する。</p> <p>5 各職位は、前項の評価を行うために設定した条件又は評価方法を変更する場合は、当該評価の見直しを行う。</p> <p>6 保全技術課長は、第 4 項の評価の結果を作成するとともに、再処理施設の保全のために有効な追加措置が抽出された場合は、長期施設管理方針を策定し、事業部長の承認を得る。</p> <p>7 事業部長は、前項の評価の結果及びこれに基づく長期施設管理方針の承認に当たっては、再処理安全委員会に諮問するとともに、品質・保安会議における審議を受ける。</p> <p>8 再処理施設のうち使用済燃料の受入れ及び貯蔵に係る施設の長期施設管理方針は添付 1 に示すものとする。</p>	<p>(再処理施設の経年劣化に関する技術的な評価及び長期施設管理方針)</p> <p>第 79 条 保全技術課長は、事業開始後 20 年を経過する日までに、再処理施設の経年劣化に関する技術的な評価の実施手順及び実施体制を定めた実施計画を作成し、事業部長の承認を得る。</p> <p>2 保全技術課長は、10 年を超えない期間ごとに行う再評価の実施計画を作成し、事業部長の承認を得る。</p> <p>3 事業部長は、第 1 項及び前項の評価の実施計画の承認に当たっては、再処理安全委員会に諮問する。</p> <p>4 各職位は、第 1 項及び第 2 項の実施計画に基づき、評価を実施する。</p> <p>5 各職位は、前項の評価を行うために設定した条件又は評価方法を変更する場合は、当該評価の見直しを行う。</p> <p>6 保全技術課長は、第 4 項の評価の結果を作成するとともに、再処理施設の保全のために有効な追加措置が抽出された場合は、長期施設管理方針を策定し、事業部長の承認を得る。</p> <p>7 事業部長は、前項の評価の結果及びこれに基づく長期施設管理方針の承認に当たっては、再処理安全委員会に諮問するとともに、品質・保安会議における審議及び核燃料取扱主任者の確認を受ける。</p> <p>8 再処理施設のうち使用済燃料の受入れ及び貯蔵に係る施設の長期施設管理方針は添付 1 に示すものとする。</p>	記載の適正化
<p>(事業所において行われる運搬)</p> <p>第 105 条 統括当直長及び各課長は、核燃料物質等を事業所において運搬する場合は、<u>運搬先の確認を行うとともに、標識の取付け等、再処理規則第 14 条に定める運搬に関する措置を講じ、運搬前に措置の実施状況を確認する。</u></p> <p><u>(新規追加)</u></p> <p>2 統括当直長及び各課長は、核燃料物質等を管理区域外へ移動させる場合は、表面密度及び線量当量率が別表 49 に定める値を超えていないことについて放射線安全課長の確認を</p>	<p>(事業所において行われる運搬)</p> <p>第 105 条 統括当直長及び各課長は、核燃料物質等を事業所において運搬する場合は、<u>次の措置を講じ、運搬前に措置の実施状況を確認する。ただし、管理区域内において行う運搬については次の第 2 号及び第 5 号から第 8 号は適用しない。</u></p> <p><u>(1) 核燃料物質の運搬は、いかなる場合においても、核燃料物質が臨界に達するおそれがないように行うこと。</u></p> <p><u>(2) 再処理規則に適合する容器に封入して運搬すること。</u></p> <p><u>ただし、放射性固体廃棄物の放射能濃度が再処理規則に定める限度を超えない場合であって、再処理規則に定める障害防止の措置を講じた場合は、この限りでない。</u></p> <p><u>(3) 運搬物の車両への積付けに際しては、運搬中の移動、転倒又は転落を防止する措置を講じること。</u></p> <p><u>(4) 再処理規則に定める危険物と混載しないこと。</u></p> <p><u>(5) 運搬経路に標識を設けること、見張り人を配置すること等の方法により、関係者以外の者及び他の車両の立ち入りを制限すること。</u></p> <p><u>(6) 車両を徐行させるとともに、運搬行程が長い場合にあっては、保安のため他の車両を伴走させること。</u></p> <p><u>(7) 核燃料物質等の取扱いに関し、相当の知識及び経験を有する者を同行させ、保安のために必要な監督を行わせること。</u></p> <p><u>(8) 運搬物(再処理規則に定めるコンテナに収納した運搬物にあっては当該コンテナ)及び車両の適当な箇所に再処理規則に定める標識を付けること。</u></p> <p>2 統括当直長及び各課長は、核燃料物質等を管理区域外へ移動させる場合は、<u>運搬前に</u>表面密度及び線量当量率が別表 49 に定める値を超えていないことについて放射線安全課長</p>	<p>記載の適正化 (措置内容の明確化)</p> <p>記載の適正化 (時期の明確)</p>

再処理施設保安規定補正対照表 (17/20)

補正前	補正後	変更理由
<p>受ける。</p> <p>3 各課長は、<u>核燃料物質等を、事業所外からの運搬に伴い事業所において運搬する場合は、第1項の措置に替えて「核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則」及び「核燃料物質等車両運搬規則」に定める運搬の技術上の基準に従って保安のために必要な措置が講じられていることを事業所における運搬前に確認する。</u></p>	<p>の確認を受ける。</p> <p>3 各課長は、「<u>核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則</u>」(以下「<u>外運搬規則</u>」という。)及び「<u>核燃料物質等車両運搬規則</u>」(以下「<u>車両運搬規則</u>」という。)に定める運搬の技術上の基準に従って保安のために必要な措置が講じられていることを<u>運搬前に確認する場合は、第1項から第2項にかかわらず、核燃料物質等を事業所において運搬することができる。</u></p>	<p>化)</p> <p>各施設の保安規定記載の整合</p>
<p>(事業所外への運搬)</p> <p>第106条 各課長は、核燃料物質等を事業所外へ運搬する場合は、事業部長の承認を得る。 <u>(新規追加)</u></p> <p>2 各課長は、<u>核燃料物質等を事業所外へ運搬する場合は、</u>次の措置を講じ、運搬前に措置の実施状況を確認する。</p> <p>(1) 「<u>核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則</u>」に適合する容器に封入して運搬すること。</p> <p>(2) 「<u>核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則</u>」に定める核燃料物質等の使用等に必要書類その他の物品(核燃料輸送物の安全性を損なうおそれのないものに限る。)以外のものが収納されていないこと。</p> <p>(3) L型輸送物については、開封されたときに見やすい位置に<u>法令</u>に定める表示を有していること。</p> <p>(4) A型輸送物については、みだりに開封されないように、かつ、開封された場合に開封されたことが明らかになるように、容易に破れないシールの貼付け等の措置が講じられていること。</p> <p>3 各課長は、前項の運搬において、次の事項(L型輸送物に関しては第3号を除く。)について放射線安全課長の確認を受ける。</p> <p>(1) <u>容器等</u>の表面における線量当量率が別表49に定める値を超えていないこと。</p> <p>(2) <u>容器等</u>の表面汚染密度が別表49に定める値を超えていないこと。</p> <p>(3) <u>容器等</u>の表面から1m離れた位置における線量当量率が別表49に定める値を超えていないこと。</p>	<p>(事業所外への運搬)</p> <p>第106条 各課長は、核燃料物質等を事業所外へ運搬する場合は、事業部長の承認を得る。</p> <p>2 <u>各課長は、運搬に当たっては外運搬規則及び車両運搬規則に定める核燃料物質等の区分に応じた核燃料輸送物として運搬する。</u></p> <p>3 各課長は、次の措置を講じ、運搬前に措置の実施状況を確認する。</p> <p>(1) <u>外運搬規則</u>に適合する容器に封入<u>されている</u>こと。</p> <p>(2) 核燃料物質等の使用等に必要書類その他の物品(核燃料輸送物の安全性を損なうおそれのないものに限る。)以外のものが収納されていないこと。</p> <p>(3) L型輸送物については、開封されたときに見やすい位置に<u>外運搬規則</u>に定める表示を有していること。</p> <p>(4) A型輸送物については、みだりに開封されないように、かつ、開封された場合に開封されたことが明らかになるように、容易に破れないシールの貼付け等の措置が講じられていること。</p> <p>4 各課長は、前項の運搬において、次の事項(L型輸送物に関しては第3号を除く。)について放射線安全課長の確認を受ける。</p> <p>(1) <u>核燃料輸送物</u>の表面における線量当量率が別表49に定める値を超えていないこと。</p> <p>(2) <u>核燃料輸送物</u>の表面汚染密度が別表49に定める値を超えていないこと。</p> <p>(3) <u>核燃料輸送物</u>の表面から1m離れた位置における線量当量率が別表49に定める値を超えていないこと。</p>	<p>各施設の保安規定記載の整合</p> <p>各施設の保安規定記載の整合</p> <p>記載の適正化(適用法令の明確化)</p> <p>記載の適正化(適用法令の用語との整合)</p>
<p>(非常時対策組織)</p> <p>第109条 事業部長は、再処理事業部の通常組織では異常の拡大防止等のための活動を迅速かつ適切に行うことが困難と判断される事態(以下「非常事態」という。)が発生した場合に直ちに非常時対策活動を行えるように、非常時対策組織をあらかじめ定めておく。</p> <p>2 非常時対策組織に本部をおき、本部長には事業部長が<u>あたる</u>。ただし、事業部長が不在の場合に備えてあらかじめ代行者を定めておく。</p>	<p>(非常時対策組織)</p> <p>第109条 事業部長は、再処理事業部の通常組織では異常の拡大防止等のための活動を迅速かつ適切に行うことが困難と判断される事態(以下「非常事態」という。)が発生した場合に直ちに非常時対策活動を行えるように、非常時対策組織をあらかじめ定めておく。</p> <p>2 非常時対策組織に本部をおき、本部長には事業部長が<u>当たる</u>。ただし、事業部長が不在の場合に備えてあらかじめ代行者を定めておく。</p>	<p>記載の適正化</p>
<p>(社員等への保安教育)</p> <p>第121条 技術課長は、毎年度、再処理施設において再処理施設の保安に関する業務を行う社員等の保安教育について、別表50及び別表51の実施方針並びに「再処理事業所 再処理施設保安規定運用要領」に基づき次の各号に定める事項を記載した実施計画を作成し、事業部長の承認を得る。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>2 事業部長は、前項の計画を承認する場合は、技術本部長と協議するとともに、再処理安全委員会に諮問する<u>。</u></p> <p>3 各職位は、第1項の承認を受けた計画に基づき、保安教育を実施するとともに、実施結果及びその評価(教育を省略する場合を含む。)を事業部長及び核燃料取扱主任者に報告し、また、技術本部においては技術本部長にも報告する。 ただし、各職位が、「再処理事業所 再処理施設保安規定運用要領」に定める基準に基づ</p>	<p>(社員等への保安教育)</p> <p>第121条 技術課長は、毎年度、再処理施設において再処理施設の保安に関する業務を行う社員等の保安教育について、別表50及び別表51の実施方針並びに「再処理事業所 再処理施設保安規定運用要領」に基づき次の各号に定める事項を記載した実施計画を作成し、事業部長の承認を得る。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>2 事業部長は、前項の計画を承認する場合は、技術本部長と協議するとともに、再処理安全委員会に諮問し、<u>核燃料取扱主任者の確認を受ける。</u></p> <p>3 各職位は、第1項の承認を受けた計画に基づき、保安教育を実施するとともに、実施結果及びその評価(教育を省略する場合を含む。)を事業部長及び核燃料取扱主任者に報告し、また、技術本部においては技術本部長にも報告する。 ただし、各職位が、「再処理事業所 再処理施設保安規定運用要領」に定める基準に基づ</p>	<p>記載の適正化</p>

再処理施設保安規定補正対照表 (18/20)

補正前	補正後	変更理由								
<p>き、各項目の全部又は一部について十分な知識及び技能を有していると認められた者については、該当する教育を省略することができる。</p> <p>4 事業部長及び技術本部長は、前項の報告の内容を評価し、改善を要すると判断した場合は必要な措置を講じる。</p> <p>5 (略)</p>	<p>き、各項目の全部又は一部について十分な知識及び技能を有していると認められた者については、該当する教育を省略することができる。</p> <p>4 事業部長及び技術本部長は、前項の報告の内容を評価し、改善を要すると判断した場合は必要な措置を講じる。</p> <p>5 (略)</p>									
<p>(請負事業者等への保安教育)</p> <p>第122条 各課長は、請負事業者等に対し、再処理事業所において再処理施設に関する作業を行わせる場合(次項に定める場合を除く。)は、別表52の実施方針に基づき保安教育を実施する。</p> <p>ただし、請負事業者等に保安教育を行わせる場合は、あらかじめ保安教育を実施した請負事業者等の教育責任者に実施させ、結果を報告させるとともにその内容を確認する。また、各課長は、教育の実施状況を確認するため教育現場に適宜立会う。</p> <p>2 運転部長及び管理担当課長は、所管する施設の操作に係る作業を請負事業者等に行わせる場合は、前条に準じて保安教育の実施計画を作成し、事業部長の承認を得た上で、保安教育を実施するとともに、実施結果及びその評価(教育を省略する場合を含む。)を事業部長及び核燃料取扱主任者に報告する。</p> <p>3 事業部長は、再処理安全委員会に諮問し<u>た</u>後、前項の計画を承認する。</p> <p>4 運転部長及び各課長は、第1項及び第2項において、「再処理事業所 再処理施設保安規定運用要領」に定める基準に基づき、保安教育の各項目の全部又は一部について十分な知識及び技能を有していると認められた者については、該当する教育を省略することができる。</p>	<p>(請負事業者等への保安教育)</p> <p>第122条 各課長は、請負事業者等に対し、再処理事業所において再処理施設に関する作業を行わせる場合(次項に定める場合を除く。)は、別表52の実施方針に基づき保安教育を実施する。</p> <p>ただし、請負事業者等に保安教育を行わせる場合は、あらかじめ保安教育を実施した請負事業者等の教育責任者に実施させ、結果を報告させるとともにその内容を確認する。また、各課長は、教育の実施状況を確認するため教育現場に適宜立会う。</p> <p>2 運転部長及び管理担当課長は、所管する施設の操作に係る作業を請負事業者等に行わせる場合は、前条に準じて保安教育の実施計画を作成し、事業部長の承認を得た上で、保安教育を実施するとともに、実施結果及びその評価(教育を省略する場合を含む。)を事業部長及び核燃料取扱主任者に報告する。</p> <p>3 事業部長は、再処理安全委員会に諮問し<u>し、核燃料取扱主任者の確認を受けた</u>後、前項の計画を承認する。</p> <p>4 運転部長及び各課長は、第1項及び第2項において、「再処理事業所 再処理施設保安規定運用要領」に定める基準に基づき、保安教育の各項目の全部又は一部について十分な知識及び技能を有していると認められた者については、該当する教育を省略することができる。</p>	<p>記載の適正化</p>								
<p>(再処理施設の定期的な評価)</p> <p>第124条 保安管理課長は、10年を超えない期間ごとに、次の各号に定める事項について実施手順及び実施体制を定めた実施計画を作成し、事業部長の承認を得る。</p> <p>(1) 再処理施設における保安活動の実施状況</p> <p>(2) 再処理施設に対して実施した保安活動への最新の技術的知見の反映状況</p> <p>2 事業部長は、前項の計画の承認に当たっては、再処理安全委員会に諮問する。</p> <p>3 各職位は、<u>前項</u>の計画に基づき、評価を実施する。</p> <p>4 保安管理課長は、前項の評価結果を作成し、事業部長の承認を受ける。</p> <p>5 事業部長は、前項の評価の結果、改善を要すると判断した場合は必要な措置を講じる。</p> <p>6 事業部長は、第4項の評価結果の承認に当たっては、再処理安全委員会に諮問し、品質・保安会議における審議を受けるほか、透明性及び客観性の確保に努める。</p>	<p>(再処理施設の定期的な評価)</p> <p>第124条 保安管理課長は、10年を超えない期間ごとに、次の各号に定める事項について実施手順及び実施体制を定めた実施計画を作成し、事業部長の承認を得る。</p> <p>(1) 再処理施設における保安活動の実施状況</p> <p>(2) 再処理施設に対して実施した保安活動への最新の技術的知見の反映状況</p> <p>2 事業部長は、前項の計画の承認に当たっては、再処理安全委員会に諮問する。</p> <p>3 各職位は、<u>第1項</u>の計画に基づき、評価を実施する。</p> <p>4 保安管理課長は、前項の評価結果を作成し、事業部長の承認を受ける。</p> <p>5 事業部長は、前項の評価の結果、改善を要すると判断した場合は必要な措置を講じる。</p> <p>6 事業部長は、第4項の評価結果の承認に当たっては、再処理安全委員会に諮問し、品質・保安会議における審議<u>及び核燃料取扱主任者の確認を受ける</u>ほか、透明性及び客観性の確保に努める。</p>	<p>記載の適正化 その他記載の適正化(誤記修正)</p> <p>記載の適正化</p>								
<p>別表3 <u>巡視・点検</u>を行う設備等(第25条関係)</p> <p>実施責任者:放射線管理施設(使用済燃料の受入れ及び貯蔵に係る施設を除く)放射線安全課長 上記以外の設備等 統括当直長</p> <table border="1" data-bbox="100 1321 987 1410"> <tr> <td>設備等</td> <td><u>巡視・点検</u>項目</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	設備等	<u>巡視・点検</u> 項目	(略)	(略)	<p>別表3 <u>巡視点検</u>を行う設備等(第25条関係)</p> <p>実施責任者:放射線管理施設(使用済燃料の受入れ及び貯蔵に係る施設を除く)放射線安全課長 上記以外の設備等 統括当直長</p> <table border="1" data-bbox="1041 1321 1928 1410"> <tr> <td>設備等</td> <td><u>巡視点検</u>項目</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	設備等	<u>巡視点検</u> 項目	(略)	(略)	<p>各施設の保安規定記載の整合</p> <p>各施設の保安規定記載の整合</p>
設備等	<u>巡視・点検</u> 項目									
(略)	(略)									
設備等	<u>巡視点検</u> 項目									
(略)	(略)									

補正前					補正後					変更理由
別表 47 放射線測定器類 (第 102 条関係)					別表47 放射線測定器類 (第102条関係)					記載の適正化 (審査基準への 適合)
放射線測定器類		数量			放射線測定器類		数量			
放射線管理用固定式モニタ*		130 台			放射線管理用固定式モニタ*		130台			
・ガンマ線エリアモニタ		44 台			・ガンマ線エリアモニタ		44台			
・ベータ線ダストモニタ		46 台			・ベータ線ダストモニタ		46台			
・アルファ線ダストモニタ		39 台			・アルファ線ダストモニタ		39台			
・中性子線エリアモニタ		9 式			・中性子線エリアモニタ		9 式			
・臨界警報装置		2 系列			・臨界警報装置		2系列			
・主排気筒ガスモニタ		2 系列			・主排気筒ガスモニタ		2系列			
・使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒ガスモニタ		2 台			・使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒ガスモニタ		2 台			
・冷却空気出口シャフトモニタ		3 台			・冷却空気出口シャフトモニタ		3 台			
・排水モニタ		631 台			・排水モニタ		631台			
エアスニファ		20 台			エアスニファ		20台			
放射線サーベイ機器		11 台			放射線サーベイ機器		11台			
・ガンマ線用サーベイメータ		16 台			・ガンマ線用サーベイメータ		16台			
・中性子線用サーベイメータ		16 台			・中性子線用サーベイメータ		16台			
・アルファ/ベータ線用サーベイメータ		1 台			・アルファ/ベータ線用サーベイメータ		1 台			
・ダストサンブラ		1 台			・ダストサンブラ		1 台			
・ガスモニタ		6 台			・ガスモニタ		6 台			
・ダストモニタ		6 台			・ダストモニタ		6 台			
放射能測定器		6 台			放射能測定器		6 台			
退出モニタ		6 台			退出モニタ		6 台			
ホールボディカウンタ		1 式			ホールボディカウンタ		1 式			
環境モニタリング設備		9 式			環境モニタリング設備		9 式			
・モニタリングポスト*		9 台			・モニタリングポスト*		9 台			
・ダストモニタ		9 台			・ダストモニタ		9 台			
*：警報装置の作動の確認を含む。					*：警報装置の作動の確認を含む。					
別表 52 請負事業者等への保安教育実施方針 (第 122 条関係)					別表 52 請負事業者等への保安教育実施方針 (第 122 条関係)					
保安教育項目	内容	実施時期	再処理施設の管理区域内で作業を行う者	再処理施設に関する作業を行う左記以外の者	保安教育項目	内容	実施時期	再処理施設の管理区域内で作業を行う者	再処理施設に関する作業を行う左記以外の者	
関係法令及び保安規定の遵守に関すること (180 分以上*)	法及びその関連法令のうち再処理事業に係る事項、再処理施設保安規定並びに品質マネジメントシステムに関して作業上留意すべき事項	入所時	◎	○	関係法令及び保安規定の遵守に関すること (180 分以上*)	法及びその関連法令のうち再処理事業に係る事項、再処理施設保安規定並びに品質マネジメントシステムに関して作業上留意すべき事項	入所時	◎	○	
	再処理施設保安規定の改正内容 (改正教育)	改正の都度	○	○		再処理施設保安規定の改正内容 (改正教育)	改正の都度	○	○	

補正前					補正後					変更理由
再処理施設の構造、性能及び操作に関すること (120分以上*)	再処理施設の構造、性能及び操作に関して作業上留意すべき事項(事業の指定並びに設計及び工事の計画に記載された保安に係る事項、異常時の応急措置に係る事項を含む)	入所時	◎	○	再処理施設の構造、性能及び操作に関すること (120分以上*)	再処理施設の構造、性能及び操作に関して作業上留意すべき事項(事業の指定並びに設計及び工事の計画に記載された保安に係る事項、異常時の応急措置に係る事項を含む)	入所時	◎	○	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
非常の場合に講ずべき処置に関すること (60分以上)	(略)	入所時	◎	◎	非常の場合に講ずべき処置に関すること (60分以上)	(略)	入所時	◎	◎	
1. 3年に1回、再教育を実施する。 2. ◎:すべての教育が対象 ○:担当業務に応じて必要な教育が対象 3. この規定の改正内容に係る教育(改正教育)については、 <u>施設の使用に当たり、あらかじめ実施することとし</u> 、教育の時間及び対象者については、改正内容に応じて設定することができる。 * : 「再処理施設に関する作業を行う左記以外の者」に対する時間数については、「関係法令及び保安規定の遵守に関すること」は120分以上、「再処理施設の構造、性能及び操作に関すること」は60分以上とする。					1. 3年に1回、再教育を実施する。 2. ◎:すべての教育が対象 ○:担当業務に応じて必要な教育が対象 3. この規定の改正内容に係る教育(改正教育)については、 <u>再処理施設保安規定の改正内容に係る業務を開始するまでに実施することとし</u> 、教育の時間及び対象者については、改正内容に応じて設定することができる。 * : 「再処理施設に関する作業を行う左記以外の者」に対する時間数については、「関係法令及び保安規定の遵守に関すること」は120分以上、「再処理施設の構造、性能及び操作に関すること」は60分以上とする。					その他記載の適正化(社員等への保安教育の表との記載の整合)
別表53 保安に関する記録(第125条関係) 1. 再処理規則第8条に基づく記録					別表53 保安に関する記録(第125条関係) 1. 再処理規則第8条に基づく記録					記載の適正化
記録事項	記録すべき場合	記録責任者	保存期間		記録事項	記録すべき場合	記録責任者	保存期間		
(略)	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)		
* 1 : 線量等の記載については線量告示第3条によるものとする。 * 2 : 燃料貯蔵プールのプール水温度及び安全冷却水系の冷却水温度については、1時間ごとに記録するものとする。 * 3 : 社長が行う <u>品質保証</u> に係る業務に関する記録は安全・品質本部長、事業部長が行う <u>品質保証</u> に係る業務に関する記録は品質保証課長、技術本部長が行う <u>品質保証</u> に係る業務に関する記録は技術管理部長とする。					* 1 : 線量等の記載については線量告示第3条によるものとする。 * 2 : 燃料貯蔵プールのプール水温度及び安全冷却水系の冷却水温度については、1時間ごとに記録するものとする。 * 3 : 社長が行う <u>品質マネジメントシステム</u> に係る業務に関する記録は安全・品質本部長、事業部長が行う <u>品質マネジメントシステム</u> に係る業務に関する記録は品質保証課長、技術本部長が行う <u>品質マネジメントシステム</u> に係る業務に関する記録は技術管理部長とする。					

再処理施設保安規定 新旧対照表 (1 / 70)

現 行	変更後	変更理由
<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>(目 的)</p> <p>第 1 条 この規定は「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」(以下「<u>法律</u>」という。)</p> <p>第 50 条第 1 項の規定に基づき<u>定める。</u></p> <p><u>2 この規定は、再処理事業所再処理施設(以下「再処理施設」という。)における使用済燃料の受入れ及び貯蔵並びに使用済燃料による総合試験に係る</u>保安に関する事項を定め、使用済燃料、使用済燃料から分離された物又はこれらによって汚染された物による災害の防止を図ることを目的とする。</p>	<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>(目 的)</p> <p>第 1 条 この規定は「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」(以下「<u>法</u>」という。)</p> <p>第 50 条第 1 項の規定に基づき、再処理事業所再処理施設(以下「再処理施設」という。)に<u>係る</u>保安に関する事項を定め、使用済燃料、使用済燃料から分離された物又はこれらによって汚染された物<u>(以下「使用済燃料等」という。)</u>による災害の防止を図ることを目的とする。</p>	<p>記載の適正化(施設間の整合)</p> <p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更(審査基準の改正を踏まえた項の統合)</p>
<p>(適用範囲)</p> <p>第 2 条 この規定は、再処理施設<u>(第 1 ガラス固化体貯蔵建屋西棟及びそれに係る施設は除く。)</u>の保安に係る運用に関して適用する。</p>	<p>(適用範囲)</p> <p>第 2 条 この規定は、再処理施設の保安に係る運用に関して適用する。</p> <p><u>ただし、使用済燃料の受入れ及び貯蔵に係る施設を除く再処理施設における使用済燃料等の取扱いは、使用済燃料による総合試験に係るものに限る。</u></p>	<p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更(適用範囲の変更)</p>
<p style="text-align: center;"><u>第 2 章 保安管理体制</u></p> <p style="text-align: center;"><u>第 1 節 関係法令及び保安規定の遵守並びに安全文化の醸成</u></p> <p>(関係法令及び保安規定の遵守)</p> <p>第 4 条 社長は、この規定に基づく保安活動を実施するに当たり、関係法令及び保安規定の遵守の意識の向上のための活動を<u>第 1 節の 2 に定める品質保証体制</u>に基づき実施させる。</p> <p>2 各職位は、関係法令及び保安規定の遵守の意識の向上のための活動を実施する。</p>	<p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p>(関係法令及び保安規定の遵守の意識の向上)</p> <p>第 4 条 社長は、この規定に基づく保安活動を実施するに当たり、関係法令及び保安規定の遵守の意識の向上のための活動を<u>第 5 条に定める品質マネジメントシステム計画</u>に基づき実施させる。</p> <p>2 各職位<u>(この規定において「各職位」とは、第 16 条に示す組織における課長以上の者をいう。)</u>は、関係法令及び保安規定の遵守の意識の向上のための活動を実施する。</p>	<p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更(品質管理基準規則の制定に伴う変更)</p>
<p><u>(安全文化の醸成)</u></p> <p><u>第 4 条の 2 社長は、この規定に基づく保安活動を実施するに当たり、安全文化の醸成のための活動を第 1 節の 2 に定める品質保証体制に基づき実施させる。</u></p> <p><u>2 各職位は、安全文化の醸成のための活動を実施する。</u></p>	<p><u>(削除)</u></p>	<p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更(保安規定審査基準の改正の反映)</p>
<p>(事業者対応方針等の履行)</p> <p>第 4 条の 2 の 2 社長は、この規定に基づく保安活動を実施するに当たり、事業者対応方針、<u>法律</u>第 50 条第 5 項の規定に基づき原子力規制委員会が<u>定期に行う</u>検査(以下「保安検査」という。)での指摘事項等に対する対策を履行するための活動を<u>第 1 節の 2 に定める品質保証体制</u>に基づき実施させる。</p> <p>なお、事業者対応方針とは、当社が原子力規制委員会に表明する保安活動の改善に係る方針をいう。</p> <p>2 各職位は、事業者対応方針、保安検査での指摘事項等に対する対策を履行するための活動を実施する。</p>	<p>(事業者対応方針等の履行)</p> <p>第 4 条の 2 社長は、この規定に基づく保安活動を実施するに当たり、事業者対応方針、<u>「原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律」(平成 29 年法律第 15 号)による改正前の法</u>第 50 条第 5 項の規定に基づき原子力規制委員会が<u>行った</u>検査(以下「保安検査」という。)での指摘事項等に対する対策を履行するための活動を<u>第 5 条に定める品質マネジメントシステム計画</u>に基づき実施させる。</p> <p>なお、事業者対応方針とは、当社が原子力規制委員会に表明する保安活動の改善に係る方針をいう。</p> <p>2 各職位は、事業者対応方針、保安検査での指摘事項等に対する対策を履行するための活動を実施する。</p>	<p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更(原子炉等規制法及び再処理規則の改正の反映)</p>

再処理施設保安規定 新旧対照表 (2 / 70)

現 行	変更後	変更理由
<p style="text-align: center;"><u>第1節の2 品質保証体制</u></p> <p><u>(品質保証計画)</u></p> <p><u>第4条の3 社長は、原子力発電所における安全のための品質保証規程(以下「JEAC4111-2009」という。)に基づき、品質保証計画を定め、「全社品質保証計画書」として文書化するとともに、品質マネジメントシステムの確立、維持及びその有効性の継続的な改善を推進する。</u></p> <p><u>2 監査室長、安全・品質本部長及び事業部長は、JEAC4111-2009に定める管理責任者として、全社品質保証計画書の効果的な運用のために必要な事項を、それぞれ「監査室全社品質保証計画書運用要則」、「安全・品質本部全社品質保証計画書運用要則」及び「再処理事業部全社品質保証計画書運用要則」に定める。</u></p>	<p style="text-align: center;"><u>第1章の2 品質マネジメントシステム</u></p> <p><u>(品質マネジメントシステム計画)</u></p> <p><u>第5条 保安活動を実施するに当たり、以下のとおり品質マネジメントシステム計画を定める。</u></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p><u>1 目的</u></p> <p><u>本品質マネジメントシステム計画は、再処理施設の安全を確保するよう、「原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則」及び「同規則の解釈」(以下「品質管理基準規則」という。)に基づき、社長をトップとした品質マネジメントシステムを確立し、実施し、評価確認し、継続的に改善することを目的とする。</u></p> <p><u>2 適用範囲</u></p> <p><u>本品質マネジメントシステム計画は、再処理施設の保安活動に適用する。</u></p> <p><u>3 定義</u></p> <p><u>本品質マネジメントシステム計画における用語の定義は、以下に定めるものの他品質管理基準規則に従う。</u></p> <p><u>(1) 再処理施設</u></p> <p><u>法第44条第2項第2号に規定する再処理施設をいう。</u></p> <p><u>(2) ニューシア</u></p> <p><u>原子力施設の事故若しくは故障等の情報又は信頼性に関する情報を共有し、活用することにより、事故及び故障等の未然防止を図ることを目的とした、一般社団法人 原子力安全推進協会が運営するデータベース(原子力施設情報公開ライブラリー)のことをいう。</u></p> <p><u>4 品質マネジメントシステム</u></p> <p><u>4.1 品質マネジメントシステムに係る要求事項</u></p> <p><u>(1) 第16条に定める組織(以下「組織」という。)は、本品質マネジメントシステム計画に従って、品質マネジメントシステムを確立し、実施するとともに、その実効性を維持するため、その改善を継続的に行う。(「実効性を維持する」とは、保安活動の目的が達成される蓋然性が高い計画を立案し、計画どおりに保安活動を実施した結果、計画段階で意図した効果を維持していることをいう。また、「品質マネジメントシステムを確立し、実施するとともに、その実効性を維持するため、その改善を継続的に行う」とは、品質マネジメントシステムに基づき実施した一連のプロセスの運用の結果、原子力の安全の確保が維持されているとともに、不適合その他の事象について品質マネジメントシステムに起因する原因を究明し、是正処置や未然防止処置を通じて原因の除去を行うこと等により、当該システムの改善を継続的に行うことをいう。)</u></p> <p><u>(2) 組織は、保安活動の重要度に応じて、品質マネジメントシステムを確立し、運用する。この場合、次の事項を適切に考慮する。(「保安活動の重要度」とは、事故が発生した場合に再処理施設から放出される放射性物質が人と環境に及ぼす影響の度合いに応じた保安活動の管理の重み付けをいう。)</u></p> <p><u>a. 再処理施設、組織、又は個別業務の重要度及びこれらの複雑さの程度</u></p> </div>	<p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更(品質管理基準規則の制定に伴う変更)</p>

再処理施設保安規定 新旧対照表 (3 / 70)

現 行	変更後	変更理由
	<p><u>b. 再処理施設若しくは機器等の品質又は保安活動に関連する原子力の安全に影響を及ぼすおそれのあるもの及びこれらに関連する潜在的影響の大きさ（「原子力の安全に影響を及ぼすおそれのあるもの及びこれらに関連する潜在的影響の大きさ」とは、原子力の安全に影響を及ぼすおそれのある自然現象や人為による事象（故意によるものを除く。）及びそれらにより生じ得る影響や結果の大きさをいう。）</u></p> <p><u>c. 機器等の故障若しくは通常想定されない事象の発生又は保安活動が不適切に計画され、若しくは実行されたことにより起こり得る影響（「通常想定されない事象」とは、設計上考慮していない又は考慮していても発生し得る事象（人的過誤による作業の失敗等）をいう。）</u></p> <p><u>(3) 組織は、再処理施設に適用される関係法令を明確に認識し、品質管理基準規則に規定する文書その他品質マネジメントシステムに必要な文書（記録を除く。以下「品質マネジメント文書」という。）に明記する。</u></p> <p><u>(4) 組織は、品質マネジメントシステムに必要なプロセスを明確にするとともに、そのプロセスを組織に適用することを決定し、次に掲げる業務を実施する。</u></p> <p><u>a. プロセスの運用に必要な情報及び当該プロセスの運用により達成される結果を明確にすること。</u></p> <p><u>b. プロセスの順序及び相互の関係（組織内のプロセス間の相互関係を含む。）を明確にすること。プロセス関連図を図1に示す。</u></p> <p><u>c. プロセスの運用及び管理の実効性の確保に必要な保安活動の状況を示す指標（以下「保安活動指標」という。）並びに当該指標に係る判定基準を明確にすること。（「保安活動指標」には、安全実績指標（特定核燃料物質の防護に関する領域に係るものを除く。）を含む。）</u></p> <p><u>d. プロセスの運用並びに監視及び測定（以下「監視測定」という。）に必要な資源及び情報が利用できる体制を確保すること。（責任及び権限の明確化を含む。）</u></p> <p><u>e. プロセスの運用状況を監視測定し、分析すること。ただし、監視測定することが困難である場合は、この限りでない。</u></p> <p><u>f. プロセスについて、意図した結果を得るため、かつ、実効性を維持するための措置を講ずること。（「実効性を維持するための措置」には、プロセスの変更を含む。）</u></p> <p><u>g. プロセス及び組織の体制を品質マネジメントシステムと整合的なものとする。</u></p> <p><u>h. 原子力の安全とそれ以外の事項において意思決定の際に対立が生じた場合には、原子力の安全が確保されるようにすること。（「原子力の安全とそれ以外の事項において意思決定の際に対立が生じた場合には、原子力の安全が確保されるようにする」には、セキュリティ対策が原子力の安全に与える潜在的な影響と原子力の安全に係る対策がセキュリティ対策に与える潜在的な影響を特定し解決することを含む。）</u></p> <p><u>(5) 組織は、健全な安全文化を育成し、及び維持するために、技術的、人的、組織的な要因の相互作用を適切に考慮して、効果的な取組を通じて、次の状態を目指す。</u></p> <p><u>a. 原子力の安全及び安全文化の理解が組織全体で共通のものとなっている。</u></p> <p><u>b. 風通しの良い組織文化が形成されている。</u></p> <p><u>c. 要員が、自ら行う原子力の安全に係る業務について理解して遂行し、その業務に責任を持っている。</u></p> <p><u>d. 全ての活動において、原子力の安全を考慮した意思決定が行われている。</u></p> <p><u>e. 要員が、常に問いかける姿勢及び学習する姿勢を持ち、原子力の安全に対する自己満足を戒め</u></p>	<p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（品質管理基準規則の制定に伴う変更）</p>

再処理施設保安規定 新旧対照表 (4 / 70)

現 行	変更後	変更理由
	<p><u>ている。</u></p> <p><u>f. 原子力の安全に影響を及ぼすおそれのある問題が速やかに報告され、報告された問題が対処され、その結果が関係する要員に共有されている。</u></p> <p><u>g. 安全文化に関する内部監査及び自己評価の結果を組織全体で共有し、安全文化を改善するための基礎としている。</u></p> <p><u>h. 原子力の安全にはセキュリティが関係する場合があることを認識して、要員が必要なコミュニケーションを取っている。</u></p> <p><u>(6) 組織は、機器等又は個別業務に係る要求事項（関係法令を含む。以下「個別業務等要求事項」という。）への適合に影響を及ぼすプロセスを外部委託することとしたときは、当該プロセスが管理されているようにする。</u></p> <p><u>(7) 組織は、保安活動の重要度に応じて、資源の適切な配分を行う。</u></p> <p><u>4.2 品質マネジメントシステムの文書化</u></p> <p><u>4.2.1 一般</u></p> <p><u>組織は、保安活動の重要度に応じて、次に掲げる文書を作成し、当該文書に規定する事項を実施する。</u></p> <p><u>品質マネジメントシステムの文書の構成概念図を図2に示す。</u></p> <p><u>a. 品質方針及び品質目標</u></p> <p><u>b. 品質マニュアル「原子力安全に係る品質マネジメントシステム規程」</u></p> <p><u>c. 実効性のあるプロセスの計画的な実施及び管理がなされるようにするために、組織が必要と判断した表1に示す文書</u></p> <p><u>d. 品質管理基準規則の要求事項に基づき作成する表2に示す文書（手順書）、及び品質管理基準規則の要求事項に基づき作成する指示書、図面等（以下「手順書等」という。）</u></p> <p><u>4.2.2 品質マニュアル</u></p> <p><u>社長は、品質マニュアルである「原子力安全に係る品質マネジメントシステム規程」に次に掲げる事項を定める。</u></p> <p><u>a. 品質マネジメントシステムの運用に係る組織に関する事項</u></p> <p><u>b. 保安活動の計画、実施、評価及び改善に関する事項</u></p> <p><u>c. 品質マネジメントシステムの適用範囲</u></p> <p><u>d. 品質マネジメントシステムのために作成した手順書等の参照情報</u></p> <p><u>e. プロセスの相互の関係</u></p> <p><u>4.2.3 文書の管理</u></p> <p><u>(1) 組織は、品質マネジメント文書を管理する。（「品質マネジメント文書を管理する」には、組織として承認されていない文書の使用、適切ではない変更、文書の組織外への流失等の防止、発行及び改訂に係る審査の結果、当該審査の結果に基づき講じた措置並びに当該発行及び改訂を承認した者に関する情報の維持を含む。）</u></p> <p><u>(2) 安全・品質本部長は、要員が判断及び決定をするに当たり、適切な品質マネジメント文書を利用できるよう、次に掲げる事項を「品質マネジメントシステムに係る文書および記録管理要則」に定める。（「適切な品質マネジメント文書を利用できる」には、文書改訂時等の必要な時に当該文書作成時に使用した根拠等の情報が確認できることを含む。）</u></p> <p><u>a. 品質マネジメント文書を発行するに当たり、その妥当性を審査し、発行を承認すること。</u></p>	<p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（品質管理基準規則の制定に伴う変更）</p>

再処理施設保安規定 新旧対照表 (5 / 70)

現 行	変更後	変更理由
	<p><u>b. 品質マネジメント文書の改訂の必要性について評価するとともに、改訂に当たり、その妥当性を審査し、改訂を承認すること。（「改訂に当たり、その妥当性を審査し、改訂を承認する」とは、a.と同様に改訂の妥当性を審査し、承認することをいう。）</u></p> <p><u>c. a. 及び b. の審査並びに b. の評価には、その対象となる文書に定められた活動を実施する部門の要員を参画させること。（「部門」とは、この規定に規定する組織の最小単位をいう。）</u></p> <p><u>d. 品質マネジメント文書の改訂内容及び最新の改訂状況を識別できるようにすること。</u></p> <p><u>e. 改訂のあった品質マネジメント文書を利用する場合には、当該文書の適切な制定版又は改訂版が利用しやすい体制を確保すること。</u></p> <p><u>f. 品質マネジメント文書を、読みやすく容易に内容を把握することができるようにすること。</u></p> <p><u>g. 組織の外部で作成された品質マネジメント文書を識別し、その配付を管理すること。</u></p> <p><u>h. 廃止した品質マネジメント文書が誤って使用されないようにすること。この場合において、当該文書を保持するときは、その目的にかかわらず、これを識別し、管理すること。</u></p> <p><u>4.2.4 記録の管理</u></p> <p><u>(1) 組織は、品質管理基準規則に規定する個別業務等要求事項への適合及び品質マネジメントシステムの実効性を実証する記録を明確にするとともに、当該記録を、読みやすく容易に内容を把握ことができ、かつ、検索することができるように作成し、保安活動の重要度に応じてこれを管理する。</u></p> <p><u>(2) 安全・品質本部長は、記録の識別、保存、保護、検索及び廃棄に関し、所要の管理の方法を「品質マネジメントシステムに係る文書および記録管理要則」に定める。</u></p> <p><u>5 経営責任者等の責任</u></p> <p><u>5.1 経営責任者の原子力の安全のためのリーダーシップ</u></p> <p><u>社長は、原子力の安全のためのリーダーシップを発揮し、責任を持って品質マネジメントシステムを確立させ、実施させるとともに、その実効性を維持していることを、次に掲げる業務を行うことによって実証する。</u></p> <p><u>a. 品質方針を定めること。</u></p> <p><u>b. 品質目標が定められているようにすること。</u></p> <p><u>c. 要員が、健全な安全文化を育成し、及び維持することに貢献できるようにすること。（「要員が、健全な安全文化を育成し、及び維持することに貢献できるようにする」とは、安全文化に係る取組に参画できる環境を整えていることをいう。）</u></p> <p><u>d. 5.6.1 に規定するマネジメントレビューを実施すること。</u></p> <p><u>e. 資源が利用できる体制を確保すること。</u></p> <p><u>f. 関係法令を遵守することその他原子力の安全を確保することの重要性を要員に周知すること。</u></p> <p><u>g. 保安活動に関する担当業務を理解し、遂行する責任を有することを要員に認識させること。</u></p> <p><u>h. 全ての階層で行われる決定が、原子力の安全の確保について、その優先順位及び説明する責任を考慮して確実に行われるようにすること。</u></p> <p><u>5.2 原子力の安全の確保の重視</u></p> <p><u>社長は、組織の意思決定に当たり、機器等及び個別業務が個別業務等要求事項に適合し、かつ、原子力の安全がそれ以外の事由により損なわれないようにする。</u></p> <p><u>5.3 品質方針</u></p>	<p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（品質管理基準規則の制定に伴う変更）</p>

再処理施設保安規定 新旧対照表 (6 / 70)

現 行	変更後	変更理由
	<p><u>社長は、品質方針が次に掲げる事項に適合しているようにする。「品質方針」には、健全な安全文化を育成し、及び維持することに関するものを含む。この場合において、技術的、人的及び組織的要因並びにそれらの間の相互作用が原子力の安全に対して影響を及ぼすものであることを考慮し、組織全体の安全文化のあるべき姿を目指して設定していること。</u></p> <p><u>a. 組織の目的及び状況に対して適切なものであること。(組織運営に関する方針と整合的なものであることを含む。)</u></p> <p><u>b. 要求事項への適合及び品質マネジメントシステムの実効性の維持に社長が責任を持って関与すること。</u></p> <p><u>c. 品質目標を定め、評価するに当たっての枠組みとなるものであること。</u></p> <p><u>d. 要員に周知され、理解されていること。</u></p> <p><u>e. 品質マネジメントシステムの継続的な改善に社長が責任を持って関与すること。</u></p> <p>5.4 計画</p> <p>5.4.1 品質目標</p> <p><u>(1) 社長は、部門において、品質目標（個別業務等要求事項への適合のために必要な目標を含む。）が定められているようにする。「品質目標が定められている」には、品質目標を達成するための計画として、「実施事項」、「必要な資源」、「責任者」、「実施事項の完了時期」及び「結果の評価方法」を含む。</u></p> <p><u>(2) 社長は、品質目標が、その達成状況を評価し得るものであって、かつ、品質方針と整合的なものとなるようにさせる。「その達成状況を評価し得る」とは、品質目標の達成状況を監視測定し、その達成状況を評価できる状態にあることをいう。</u></p> <p>5.4.2 品質マネジメントシステムの計画</p> <p><u>(1) 社長は、品質マネジメントシステムが4.1の要求事項に適合するよう、品質マネジメントシステムの実施に当たっての計画が策定されているようにする。</u></p> <p><u>(2) 社長は、品質マネジメントシステムの変更が計画され、それが実施される場合においては、品質マネジメントシステムが不備のない状態に維持されているようにする。この場合において、保安活動の重要度に応じて、次に掲げる事項を適切に考慮する。「品質マネジメントシステムの変更」には、プロセス及び組織の変更を含む。また累積的な影響が生じ得る両者の軽微な変更を含む。</u></p> <p><u>a. 品質マネジメントシステムの変更の目的及び当該変更により起こり得る結果（「起こり得る結果」には、組織の活動として実施する「当該変更による原子力の安全への影響の程度の分析及び評価」、「当該分析及び評価の結果に基づき講じた措置」を含む。）</u></p> <p><u>b. 品質マネジメントシステムの実効性の維持</u></p> <p><u>c. 資源の利用可能性</u></p> <p><u>d. 責任及び権限の割当て</u></p> <p>5.5 責任、権限及びコミュニケーション</p> <p>5.5.1 責任及び権限</p> <p><u>(1) 社長は、組織内における部門及び要員の責任及び権限を定めさせ、関係する要員が責任を持って業務を遂行できるようにする。「部門及び要員の責任」には、担当業務に応じて、組織の内外に対し保安活動の内容について説明する責任を含む。</u></p> <p><u>(2) 社長は、部門相互間の業務の手順を定めさせ、関係する要員が責任を持って保安活動を遂行できるようにする。「部門相互間の業務の手順」とは、部門間で連携が必要な業務のプロセスにおいて、</u></p>	<p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（品質管理基準規則の制定に伴う変更）</p>

再処理施設保安規定 新旧対照表 (7 / 70)

現 行	変更後	変更理由
	<p><u>業務（情報の伝達を含む。）が停滞し、断続することなく遂行できる仕組みをいう。）</u></p> <p><u>(3) 社長は、監査室を社長直属の組織とし、特定の取締役による監査室への関与を排除する。また、内部監査の対象となり得る部門から物理的に離隔する等により、監査室の独立性を確保する。</u></p> <p><u>5.5.2 品質マネジメントシステム管理責任者</u></p> <p><u>社長は、第17条第2項第2号、第3号、第5号及び第6号に示す職位の者を、品質マネジメントシステムを管理する責任者（以下「管理責任者」という。）に任命し、次に掲げる業務に係る責任及び権限を与える。</u></p> <p><u>a. プロセスが確立され、実施されるとともに、その実効性が維持されているようにすること。</u></p> <p><u>b. 品質マネジメントシステムの運用状況及びその改善の必要性について、社長に報告すること。</u></p> <p><u>c. 健全な安全文化を育成し、及び維持することにより、原子力の安全の確保についての認識が向上するようにすること。</u></p> <p><u>d. 関係法令を遵守すること。</u></p> <p><u>5.5.3 管理者</u></p> <p><u>(1) 社長は、次に掲げる業務を管理監督する地位にある者（以下「管理者」という。）に対し、管理監督する業務に関して、責任及び権限を与える。（「管理者」とは、品質マニュアルにおいて、責任及び権限を付与されている者をいう。なお、管理者に代わり個別業務のプロセスを管理する責任者を、責任及び権限を文書で明確にして設置した場合には、その業務を行わせることができる。）</u></p> <p><u>a. 個別業務のプロセスが確立され、実施されるとともに、その実効性が維持されているようにすること。</u></p> <p><u>b. 要員の個別業務等要求事項についての認識が向上するようにすること。</u></p> <p><u>c. 個別業務の実施状況に関する評価を行うこと。</u></p> <p><u>d. 健全な安全文化を育成し、及び維持すること。</u></p> <p><u>e. 関係法令を遵守すること。</u></p> <p><u>(2) 管理者は、与えられた責任及び権限の範囲において、原子力の安全のためのリーダーシップを発揮し、次に掲げる事項を実施する。</u></p> <p><u>a. 品質目標を設定し、その目標の達成状況を確認するため、業務の実施状況を監視測定すること。</u></p> <p><u>b. 要員が、原子力の安全に対する意識を向上し、かつ、原子力の安全への取組を積極的に行えるようにすること。</u></p> <p><u>c. 原子力の安全に係る意思決定の理由及びその内容を、関係する要員に確実に伝達すること。</u></p> <p><u>d. 常に問いかける姿勢及び学習する姿勢を要員に定着させるとともに、要員が、積極的に再処理施設の保安に関する問題の報告を行えるようにすること。</u></p> <p><u>e. 要員が、積極的に業務の改善に対する貢献を行えるようにすること。</u></p> <p><u>(3) 管理者は、管理監督する業務に関する自己評価を、あらかじめ定められた間隔で実施する。（「自己評価」には、安全文化についての弱点のある分野及び強化すべき分野に係るものを含む。また、「あらかじめ定められた間隔」とは、品質マネジメントシステムの実効性の維持及び継続的な改善のために保安活動として取り組む必要がある課題並びに当該品質マネジメントシステムの変更を考慮に入れて設定された間隔をいう。）</u></p> <p><u>5.5.4 組織の内部の情報の伝達</u></p> <p><u>社長は、組織の内部の情報が適切に伝達される仕組みが確立されているようにするとともに、品質マネジメントシステムの実効性に関する情報が確実に伝達されるようにする。</u></p>	<p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（品質管理基準規則の制定に伴う変更）</p>

再処理施設保安規定 新旧対照表 (8 / 70)

現 行	変更後	変更理由
	<p><u>品質マネジメントシステムの運営に必要なコミュニケーションは以下のとおり。</u></p> <p><u>a. 安全・品質改革委員会</u></p> <p><u>b. 品質・保安会議</u></p> <p><u>c. 再処理安全委員会</u></p> <p><u>5.6 マネジメントレビュー</u></p> <p><u>5.6.1 一般</u></p> <p><u>社長は、品質マネジメントシステムの実効性を評価するとともに、改善の機会を得て、保安活動の改善に必要な措置を講ずるために、年1回以上品質マネジメントシステムを評価（以下「マネジメントレビュー」という。）する。</u></p> <p><u>5.6.2 マネジメントレビューに用いる情報</u></p> <p><u>組織は、マネジメントレビューにおいて、少なくとも次に掲げる情報を報告する。</u></p> <p><u>a. 内部監査の結果</u></p> <p><u>b. 組織の外部の者の意見（外部監査（安全文化の外部評価を含む。）の結果、地域住民の意見、原子力規制委員会の意見等を含む。）（「外部監査」とは、外部の組織又は者から監査、評価等を受けることをいう。）</u></p> <p><u>c. プロセスの運用状況（「プロセスの運用状況」とは、「品質マネジメントシステム－要求事項 JIS Q 9001 (ISO9001)」(以下「JIS Q9001」という。)の「プロセスのパフォーマンス並びに製品及びサービスの適合」の状況及び「プロセスの監視測定で得られた結果」に相当するものをいう。）</u></p> <p><u>d. 使用前事業者検査及び定期事業者検査（以下「使用前事業者検査等」という。）並びに自主検査等の結果（「自主検査等」とは、要求事項への適合性を判定するため、組織が使用前事業者検査等のほかに自主的に行う、合否判定基準のある検証、妥当性確認、監視測定、試験及びこれらに付随するものをいう。）</u></p> <p><u>e. 品質目標の達成状況</u></p> <p><u>f. 健全な安全文化の育成及び維持の状況（内部監査による安全文化の育成及び維持の取組状況に係る評価の結果並びに管理者による安全文化についての弱点のある分野及び強化すべき分野に係る自己評価の結果を含む。）</u></p> <p><u>g. 関係法令の遵守状況</u></p> <p><u>h. 不適合並びに是正処置及び未然防止処置の状況（組織の内外で得られた知見(技術的な進歩により得られたものを含む。）、不適合その他の事象から得られた教訓を含む。）</u></p> <p><u>i. 前回までのマネジメントレビューの結果を受けて講じた措置</u></p> <p><u>j. 品質マネジメントシステムに影響を及ぼすおそれのある変更</u></p> <p><u>k. 部門又は要員からの改善のための提案</u></p> <p><u>l. 資源の妥当性</u></p> <p><u>m. 保安活動の改善のために講じた措置の実効性（品質方針に影響を与えるおそれのある組織の内外の課題を明確にし、当該課題に取り組むことを含む。）</u></p> <p><u>5.6.3 マネジメントレビューの結果を受けて行う措置</u></p> <p><u>(1) 組織は、マネジメントレビューの結果を受けて、少なくとも次に掲げる事項について決定する。</u></p> <p><u>a. 品質マネジメントシステム及びプロセスの実効性の維持に必要な改善（改善の機会を得て実施される組織の業務遂行能力を向上させるための活動をいう。）</u></p> <p><u>b. 個別業務に関する計画及び個別業務の実施に関連する保安活動の改善</u></p>	<p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（品質管理基準規則の制定に伴う変更）</p>

再処理施設保安規定 新旧対照表 (9 / 70)

現 行	変更後	変更理由
	<p><u>c. 品質マネジメントシステムの実効性の維持及び継続的な改善のために必要な資源</u></p> <p><u>d. 健全な安全文化の育成及び維持に関する改善（安全文化についての弱点のある分野及び強化すべき分野が確認された場合における改善策の検討を含む。）</u></p> <p><u>e. 関係法令の遵守に関する改善</u></p> <p><u>(2) 安全・品質本部長は、マネジメントレビューの結果の記録を作成し、これを管理する。</u></p> <p><u>(3) 組織は、マネジメントレビューの結果で決定をした事項について、必要な措置を講じる。</u></p> <p><u>6 資源の管理</u></p> <p><u>6.1 資源の確保</u></p> <p><u>組織は、原子力の安全を確実なものにするために必要な次に掲げる資源を明確に定め、これを確保し、及び管理する。（「資源を明確に定め」とは、本品質マネジメントシステム計画の事項を実施するために必要な資源を特定した上で、組織の内部で保持すべき資源と組織の外部から調達できる資源（組織の外部から調達する者を含む。）とを明確にし、それを定めていることをいう。）</u></p> <p><u>a. 要員</u></p> <p><u>b. 個別業務に必要な施設、設備及びサービスの体系（JIS Q9001 の「インフラストラクチャ」をいう。）</u></p> <p><u>c. 作業環境（作業場所の放射線量、温度、照度、狭小の程度等の作業に影響を及ぼす可能性がある事項を含む。）</u></p> <p><u>d. その他必要な資源</u></p> <p><u>6.2 要員の力量の確保及び教育訓練</u></p> <p><u>(1) 組織は、個別業務の実施に必要な技能及び経験を有し、意図した結果を達成するために必要な知識及び技能並びにそれを適用する能力（以下「力量」という。）が実証された者を要員に充てる。（「力量」には、組織が必要とする技術的、人的及び組織的側面に関する知識を含む。）</u></p> <p><u>(2) 組織は、要員の力量を確保するために、保安活動の重要度に応じて、次に掲げる業務を行う。</u></p> <p><u>a. 要員にどのような力量が必要かを明確に定めること。</u></p> <p><u>b. 要員の力量を確保するために教育訓練その他の措置を講ずること。（「その他の措置」には、必要な力量を有する要員を新たに配属する、又は雇用することを含む。）</u></p> <p><u>c. 教育訓練その他の措置の実効性を評価すること。</u></p> <p><u>d. 要員が、自らの個別業務について次に掲げる事項を認識しているようにすること。</u></p> <p><u>(a) 品質目標の達成に向けた自らの貢献</u></p> <p><u>(b) 品質マネジメントシステムの実効性を維持するための自らの貢献</u></p> <p><u>(c) 原子力の安全に対する当該個別業務の重要性</u></p> <p><u>e. 要員の力量及び教育訓練その他の措置に係る記録を作成し、これを管理すること。</u></p> <p><u>7 個別業務に関する計画の策定及び個別業務の実施</u></p> <p><u>7.1 個別業務に必要なプロセスの計画</u></p> <p><u>(1) 組織は、個別業務に必要なプロセスについて、計画を策定するとともに、そのプロセスを確立する。（「計画を策定する」には、4.1(2)c.の事項を考慮して計画を策定することを含む。）</u></p> <p><u>(2) 組織は、(1)の計画と当該個別業務以外のプロセスに係る個別業務等要求事項との整合性を確保する。（「個別業務等要求事項との整合性」には業務計画を変更する場合の整合性を含む。）</u></p>	<p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（品質管理基準規則の制定に伴う変更）</p>

再処理施設保安規定 新旧対照表 (10 / 70)

現 行	変更後	変更理由
	<p>(3) <u>組織は、個別業務に関する計画（以下「個別業務計画」という。）の策定又は変更を行うに当たり、次に掲げる事項を明確にする。（「個別業務計画の策定又は変更」には、プロセス及び組織の変更（累積的な影響が生じ得るプロセス及び組織の軽微な変更を含む。）を含む。）</u></p> <p>a. <u>個別業務計画の策定又は変更の目的及び当該計画の策定又は変更により起こり得る結果</u></p> <p>b. <u>機器等又は個別業務に係る品質目標及び個別業務等要求事項</u></p> <p>c. <u>機器等又は個別業務に固有のプロセス、品質マネジメント文書及び資源</u></p> <p>d. <u>使用前事業者検査等、検証、妥当性確認及び監視測定並びにこれらの個別業務等要求事項への適合性を判定するための基準（以下「合否判定基準」という。）</u></p> <p>e. <u>個別業務に必要なプロセス及び当該プロセスを実施した結果が個別業務等要求事項に適合することを実証するために必要な記録</u></p> <p>(4) <u>組織は、策定した個別業務計画を、その個別業務の作業方法に適したものとする。</u></p> <p>7.2 <u>個別業務等要求事項に関するプロセス</u></p> <p>7.2.1 <u>個別業務等要求事項として明確にすべき事項</u></p> <p><u>組織は、次に掲げる事項を個別業務等要求事項として明確にする。</u></p> <p>a. <u>組織の外部の者が明示してはいないものの、機器等又は個別業務に必要な要求事項</u></p> <p>b. <u>関係法令</u></p> <p>c. a. 及び b. に掲げるもののほか、組織が必要とする要求事項</p> <p>7.2.2 <u>個別業務等要求事項の審査</u></p> <p>(1) <u>組織は、機器等の使用又は個別業務の実施に当たり、あらかじめ、個別業務等要求事項の審査を実施する。</u></p> <p>(2) <u>組織は、(1)の審査を実施するに当たり、次に掲げる事項を確認する。</u></p> <p>a. <u>当該個別業務等要求事項が定められていること。</u></p> <p>b. <u>当該個別業務等要求事項が、あらかじめ定められた個別業務等要求事項と相違する場合においては、その相違点が解明されていること。</u></p> <p>c. <u>組織が、あらかじめ定められた個別業務等要求事項に適合するための能力を有していること。</u></p> <p>(3) <u>組織は、(1)の審査の結果の記録及び当該審査の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。</u></p> <p>(4) <u>組織は、個別業務等要求事項が変更された場合においては、関連する文書が改訂されるようにするとともに、関連する要員に対し変更後の個別業務等要求事項が周知されるようにする。</u></p> <p>7.2.3 <u>組織の外部の者との情報の伝達等</u></p> <p><u>組織は、組織の外部の者からの情報の収集及び組織の外部の者への情報の伝達のために、次に掲げる実効性のある方法を明確に定め、これを実施する。</u></p> <p>a. <u>組織の外部の者と効果的に連絡し適切に情報を通知する方法</u></p> <p>b. <u>予期せぬ事態における組織の外部の者との時宜を得た効果的な対話を行う適切な方法</u></p> <p>c. <u>原子力の安全に関連する必要な情報を組織の外部の者に確実に提供する方法</u></p> <p>d. <u>原子力の安全に関連する組織の外部の者の懸念や期待を把握し、意思決定において適切に考慮する方法</u></p> <p>7.3 <u>設計開発</u></p> <p>7.3.1 <u>設計開発計画</u></p> <p>(1) <u>組織は、設計開発（専ら原子力施設において用いるための設計開発に限る。）の計画（以下「設</u></p>	<p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（品質管理基準規則の制定に伴う変更）</p>

再処理施設保安規定 新旧対照表 (11 / 70)

現 行	変更後	変更理由
	<p><u>計開発計画」という。)を策定するとともに、設計開発を管理する。「設計開発」には、設備、施設、ソフトウェア及び手順書等に関する設計開発を含み、原子力の安全のために重要な手順書等の設計開発については、新規制定の場合に加え、重要な変更がある場合にも行う必要がある。なお、「設計開発の計画を策定する」には、不適合及び予期せぬ事象の発生等を未然に防止するための活動(4.1(2)c.を考慮して行うものを含む。)を行うことを含む。</u></p> <p><u>(2) 組織は、設計開発計画の策定において、次に掲げる事項を明確にする。</u></p> <p>a. <u>設計開発の性質、期間及び複雑さの程度</u></p> <p>b. <u>設計開発の各段階における適切な審査、検証及び妥当性確認の方法並びに管理体制</u></p> <p>c. <u>設計開発に係る部門及び要員の責任及び権限</u></p> <p>d. <u>設計開発に必要な組織の内部及び外部の資源</u></p> <p><u>(3) 組織は、実効性のある情報の伝達並びに責任及び権限の明確な割当てがなされるようにするために、設計開発に関与する各者間の連絡を管理する。</u></p> <p><u>(4) 組織は、(1)により策定した設計開発計画を、設計開発の進行に応じて適切に変更する。</u></p> <p><u>7.3.2 設計開発に用いる情報</u></p> <p><u>(1) 組織は、個別業務等要求事項として設計開発に用いる情報であって、次に掲げるものを明確に定めるとともに、当該情報に係る記録を作成し、これを管理する。</u></p> <p>a. <u>機能及び性能に係る要求事項</u></p> <p>b. <u>従前の類似した設計開発から得られた情報であって、当該設計開発に用いる情報として適用可能なもの</u></p> <p>c. <u>関係法令</u></p> <p>d. <u>その他設計開発に必要な要求事項</u></p> <p><u>(2) 組織は、設計開発に用いる情報について、その妥当性を評価し、承認する。</u></p> <p><u>7.3.3 設計開発の結果に係る情報</u></p> <p><u>(1) 組織は、設計開発の結果に係る情報を、設計開発に用いた情報と対比して検証することができる形式により管理する。</u></p> <p><u>(2) 組織は、設計開発の次の段階のプロセスに進むに当たり、あらかじめ、当該設計開発の結果に係る情報を承認する。</u></p> <p><u>(3) 組織は、設計開発の結果に係る情報を、次に掲げる事項に適合するものとする。</u></p> <p>a. <u>設計開発に係る個別業務等要求事項に適合するものであること。</u></p> <p>b. <u>調達、機器等の使用及び個別業務の実施のために適切な情報を提供するものであること。</u></p> <p>c. <u>合否判定基準を含むものであること。</u></p> <p>d. <u>機器等を安全かつ適正に使用するために不可欠な当該機器等の特性が明確であること。</u></p> <p><u>7.3.4 設計開発レビュー</u></p> <p><u>(1) 組織は、設計開発の適切な段階において、設計開発計画に従って、次に掲げる事項を目的とした体系的な審査(以下「設計開発レビュー」という。)を実施する。</u></p> <p>a. <u>設計開発の結果の個別業務等要求事項への適合性について評価すること。</u></p> <p>b. <u>設計開発に問題がある場合においては、当該問題の内容を明確にし、必要な措置を提案すること。</u></p> <p><u>(2) 組織は、設計開発レビューに、当該設計開発レビューの対象となっている設計開発段階に関連する部門の代表者及び当該設計開発に係る専門家を参加させる。</u></p> <p><u>(3) 組織は、設計開発レビューの結果の記録及び当該設計開発レビューの結果に基づき講じた措置に</u></p>	<p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更(品質管理基準規則の制定に伴う変更)</p>

再処理施設保安規定 新旧対照表 (12 / 70)

現 行	変更後	変更理由
	<p><u>係る記録を作成し、これを管理する。</u></p> <p><u>7.3.5 設計開発の検証</u></p> <p><u>(1) 組織は、設計開発の結果が個別業務等要求事項に適合している状態を確保するために、設計開発計画に従って検証を実施する。〔設計開発計画に従って検証を実施する〕には、設計開発計画に従ってプロセスの次の段階に移行する前に、当該設計開発に係る個別業務等要求事項への適合性の確認を行うことを含む。〕</u></p> <p><u>(2) 組織は、(1)の検証の結果の記録及び当該検証の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。</u></p> <p><u>(3) 組織は、当該設計開発を行った要員に当該設計開発の検証をさせない。</u></p> <p><u>7.3.6 設計開発の妥当性確認</u></p> <p><u>(1) 組織は、設計開発の結果の個別業務等要求事項への適合性を確認するために、設計開発計画に従って、当該設計開発の妥当性確認（以下「設計開発妥当性確認」という。）を実施する。〔当該設計開発の妥当性確認を実施する〕には、機器等の設置後でなければ妥当性確認を行うことができない場合において、当該機器等の使用を開始する前に、設計開発妥当性確認を行うことを含む。〕</u></p> <p><u>(2) 組織は、機器等の使用又は個別業務の実施に当たり、あらかじめ、設計開発妥当性確認を完了する。</u></p> <p><u>(3) 組織は、設計開発妥当性確認の結果の記録及び当該設計開発妥当性確認の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。</u></p> <p><u>7.3.7 設計開発の変更の管理</u></p> <p><u>(1) 組織は、設計開発の変更を行った場合においては、当該変更の内容を識別することができるようにするとともに、当該変更に係る記録を作成し、これを管理する。</u></p> <p><u>(2) 組織は、設計開発の変更を行うに当たり、あらかじめ、審査、検証及び妥当性確認を行い、変更を承認する。</u></p> <p><u>(3) 組織は、(2)の審査において、設計開発の変更が再処理施設に及ぼす影響の評価（当該再処理施設を構成する材料又は部品に及ぼす影響の評価を含む。）を行う。</u></p> <p><u>(4) 組織は、(2)の審査、検証及び妥当性確認の結果の記録及びその結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。</u></p> <p><u>7.4 調達</u></p> <p><u>7.4.1 調達プロセス</u></p> <p><u>(1) 組織は、調達する物品又は役務（以下「調達物品等」という。）が、自ら規定する調達物品等に係る要求事項（以下「調達物品等要求事項」という。）に適合するようにする。</u></p> <p><u>(2) 組織は、保安活動の重要度に応じて、調達物品等の供給者及び調達物品等に適用される管理の方法と程度を定める。一般産業用工業品については、調達物品等の供給者等から必要な情報を入手し、当該一般産業用工業品が調達物品等要求事項に適合していることを確認できるよう管理の方法及び程度を定める。〔調達物品等に適用される管理の方法と程度〕には、力量を有する者を組織の外部から確保する際に、外部への業務委託の範囲を品質マネジメント文書に明確に定めることを含む。また、「管理の方法」とは、調達物品等が調達物品等要求事項に適合していることを確認する適切な方法（機器単位の検証、調達物品等の妥当性確認等の方法）をいう。〕</u></p> <p><u>(3) 組織は、調達物品等要求事項に従い、調達物品等を供給する能力を根拠として調達物品等の供給者を評価し、選定する。</u></p>	<p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（品質管理基準規則の制定に伴う変更）</p>

再処理施設保安規定 新旧対照表 (13 / 70)

現 行	変更後	変更理由
	<p><u>(4) 組織は、調達物品等の供給者の評価及び選定に係る判定基準を定める。</u></p> <p><u>(5) 組織は、(3)の評価の結果の記録及び当該評価の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。</u></p> <p><u>(6) 組織は、調達物品等を調達する場合には、個別業務計画において、適切な調達の実施に必要な事項（当該調達物品等の調達後におけるこれらの維持又は運用に必要な技術情報（再処理施設の保安に係るものに限る。）の取得及び当該情報を他の原子力事業者等と共有するために必要な措置に関する事項を含む。）を定める。</u></p> <p><u>7.4.2 調達物品等要求事項</u></p> <p><u>(1) 組織は、調達物品等に関する情報に、次に掲げる調達物品等要求事項のうち、該当するものを含める。</u></p> <p><u>a. 調達物品等の供給者の業務のプロセス及び設備に係る要求事項</u></p> <p><u>b. 調達物品等の供給者の要員の力量に係る要求事項</u></p> <p><u>c. 調達物品等の供給者の品質マネジメントシステムに係る要求事項</u></p> <p><u>d. 調達物品等の不適合の報告及び処理に係る要求事項（「不適合の報告」には、偽造品又は模造品等の報告を含む。）</u></p> <p><u>e. 調達物品等の供給者が健全な安全文化を育成し、及び維持するために必要な要求事項</u></p> <p><u>f. 一般産業用工業品を機器等に使用するに当たっての評価に必要な要求事項</u></p> <p><u>g. その他調達物品等に必要な要求事項</u></p> <p><u>(2) 組織は、調達物品等要求事項として、組織が調達物品等の供給者の工場等において使用前事業者検査等その他の個別業務を行う際の原子力規制委員会の職員による当該工場等への立入りに関することを含める。</u></p> <p><u>(3) 組織は、調達物品等の供給者に対し調達物品等に関する情報を提供するに当たり、あらかじめ、当該調達物品等要求事項の妥当性を確認する。</u></p> <p><u>(4) 組織は、調達物品等を受領する場合には、調達物品等の供給者に対し、調達物品等要求事項への適合状況を記録した文書を提出させる。</u></p> <p><u>7.4.3 調達物品等の検証</u></p> <p><u>(1) 組織は、調達物品等が調達物品等要求事項に適合しているようにするために必要な検証の方法を定め、実施する。</u></p> <p><u>(2) 組織は、調達物品等の供給者の工場等において調達物品等の検証を実施することとしたときは、当該検証の実施要領及び調達物品等の供給者からの出荷の可否の決定の方法について調達物品等要求事項の中で明確に定める。</u></p> <p><u>7.5 個別業務の管理</u></p> <p><u>7.5.1 個別業務の管理</u></p> <p><u>組織は、個別業務計画に基づき、個別業務を次に掲げる事項（当該個別業務の内容等から該当しないと認められるものを除く。）に適合するように実施する。</u></p> <p><u>a. 再処理施設の保安のために必要な情報が利用できる体制にあること。（「再処理施設の保安のために必要な情報」には、「保安のために使用する機器等又は実施する個別業務の特性」及び「当該機器等の使用又は個別業務の実施により達成すべき結果」を含む。）</u></p> <p><u>b. 手順書等が必要な時に利用できる体制にあること。</u></p> <p><u>c. 当該個別業務に見合う設備を使用していること。</u></p>	<p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（品質管理基準規則の制定に伴う変更）</p>

再処理施設保安規定 新旧対照表 (14 / 70)

現 行	変更後	変更理由
	<p><u>d. 監視測定のための設備が利用できる体制にあり、かつ、当該設備を使用していること。</u></p> <p><u>e. 8. 2. 3 に基づき監視測定を実施していること。</u></p> <p><u>f. 本品質マネジメントシステム計画に基づき、プロセスの次の段階に進むことの承認を行っていること。</u></p> <p><u>7. 5. 2 個別業務の実施に係るプロセスの妥当性確認</u></p> <p><u>(1) 組織は、個別業務の実施に係るプロセスについて、それ以降の監視測定では当該プロセスの結果を検証することができない場合（個別業務が実施された後にのみ不適合その他の事象が明確になる場合を含む。）においては、妥当性確認を行う。</u></p> <p><u>(2) 組織は、(1)のプロセスが個別業務計画に定めた結果を得ることができることを、(1)の妥当性確認によって実証する。</u></p> <p><u>(3) 組織は、妥当性確認を行った場合は、その結果の記録を作成し、これを管理する。</u></p> <p><u>(4) 組織は、(1)の妥当性確認の対象とされたプロセスについて、次に掲げる事項（当該プロセスの内容等から該当しないと認められるものを除く。）を明確にする。</u></p> <p><u>a. 当該プロセスの審査及び承認のための判定基準</u></p> <p><u>b. 妥当性確認に用いる設備の承認及び要員の力量を確認する方法</u></p> <p><u>c. 妥当性確認の方法（「妥当性確認」には、対象となる個別業務計画の変更時の再確認及び一定期間が経過した後に行う定期的な再確認を含む。）</u></p> <p><u>7. 5. 3 識別管理及びトレーサビリティの確保</u></p> <p><u>(1) 組織は、個別業務計画及び個別業務の実施に係る全てのプロセスにおいて、適切な手段により、機器等及び個別業務の状態を識別し、管理する。</u></p> <p><u>(2) 組織は、トレーサビリティ（機器等の使用又は個別業務の実施に係る履歴、適用又は所在を追跡できる状態をいう。）の確保が個別業務等要求事項である場合においては、機器等又は個別業務を識別し、これを記録するとともに、当該記録を管理する。</u></p> <p><u>7. 5. 4 組織の外部の者の物品</u></p> <p><u>組織は、組織の外部の者の物品を所持している場合においては、必要に応じ、記録を作成し、これを管理する。（「組織の外部の者の物品」とは、JIS Q9001 の「顧客又は外部提供者の所有物」をいう。）</u></p> <p><u>7. 5. 5 調達物品の管理</u></p> <p><u>組織は、調達した物品が使用されるまでの間、当該物品を調達物品等要求事項に適合するように管理（識別表示、取扱い、包装、保管及び保護を含む。）する。</u></p> <p><u>7. 6 監視測定のための設備の管理</u></p> <p><u>(1) 組織は、機器等又は個別業務の個別業務等要求事項への適合性の実証に必要な監視測定及び当該監視測定のための設備を明確に定める。</u></p> <p><u>(2) 組織は、(1)の監視測定について、実施可能であり、かつ、当該監視測定に係る要求事項と整合性のとれた方法で実施する。</u></p> <p><u>(3) 組織は、監視測定の結果の妥当性を確保するために、監視測定のために必要な設備を、次に掲げる事項に適合するものとする。</u></p> <p><u>a. あらかじめ定められた間隔で、又は使用の前に、計量の標準まで追跡することが可能な方法（当該計量の標準が存在しない場合にあつては、校正又は検証の根拠について記録する方法）により校正又は検証がなされていること。</u></p>	<p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（品質管理基準規則の制定に伴う変更）</p>

再処理施設保安規定 新旧対照表 (15 / 70)

現 行	変更後	変更理由
	<p><u>(「あらかじめ定められた間隔」とは、7.1(1)に基づき定めた計画に基づく間隔をいう。)</u></p> <p><u>b. 校正の状態が明確になるよう、識別されていること。</u></p> <p><u>c. 所要の調整がなされていること。</u></p> <p><u>d. 監視測定の結果を無効とする操作から保護されていること。</u></p> <p><u>e. 取扱い、維持及び保管の間、損傷及び劣化から保護されていること。</u></p> <p><u>(4) 組織は、監視測定のための設備に係る要求事項への不適合が判明した場合には、従前の監視測定の結果の妥当性を評価し、これを記録する。</u></p> <p><u>(5) 組織は、(4)の場合において、当該監視測定のための設備及び(4)の不適合により影響を受けた機器等又は個別業務について、適切な措置を講じる。</u></p> <p><u>(6) 組織は、監視測定のための設備の校正及び検証の結果の記録を作成し、これを管理する。</u></p> <p><u>(7) 組織は、監視測定においてソフトウェアを使用することとしたときは、その初回の使用に当たり、あらかじめ、当該ソフトウェアが意図したとおりに当該監視測定に適用されていることを確認する。</u></p> <p><u>8 評価及び改善</u></p> <p><u>8.1 監視測定、分析、評価及び改善</u></p> <p><u>(1) 組織は、監視測定、分析、評価及び改善に係るプロセスを計画し、実施する。(「監視測定、分析、評価及び改善に係るプロセス」には、取り組むべき改善に関係する組織の管理者等の要員を含め、組織が当該改善の必要性、方針、方法等について検討するプロセスを含む。)</u></p> <p><u>(2) 組織は、要員が(1)の監視測定の結果を利用できるようにする。(「要員が(1)の監視測定の結果を利用できるようにする」とは、要員が情報を容易に取得し、改善活動に用いることができる体制があることをいう。)</u></p> <p><u>8.2 監視及び測定</u></p> <p><u>8.2.1 組織の外部の者の意見</u></p> <p><u>(1) 組織は、監視測定の一環として、原子力の安全の確保に対する組織の外部の者の意見を把握する。</u></p> <p><u>(2) 組織は、(1)の意見の把握及び当該意見の反映に係る方法を明確に定める。</u></p> <p><u>8.2.2 内部監査</u></p> <p><u>(1) 監査室長は、品質マネジメントシステムについて、次に掲げる要件への適合性を確認するために、保安活動の重要度に応じて、あらかじめ定められた間隔で、客観的な評価を行う部門その他の体制により内部監査を実施する。</u></p> <p><u>a. 本品質マネジメントシステム計画に基づく品質マネジメントシステムに係る要求事項</u></p> <p><u>b. 実効性のある実施及び実効性の維持</u></p> <p><u>(2) 監査室長は、内部監査の判定基準、監査範囲、頻度、方法及び責任を定める。</u></p> <p><u>(3) 監査室長は、内部監査の対象となり得る部門、個別業務、プロセスその他の領域（以下「領域」という。）の状態及び重要性並びに従前の監査の結果を考慮して内部監査の対象を選定し、内部監査の実施に関する計画（以下「内部監査実施計画」という。）を策定し、及び実施することにより、内部監査の実効性を維持する。</u></p> <p><u>(4) 監査室長は、内部監査を行う要員（以下「内部監査員」という。）の選定及び内部監査の実施においては、客観性及び公平性を確保する。</u></p>	<p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（品質管理基準規則の制定に伴う変更）</p>

再処理施設保安規定 新旧対照表 (16 / 70)

現 行	変更後	変更理由
	<p>(5) <u>監査室長は、内部監査員又は管理者に自らの個別業務又は管理下にある個別業務に関する内部監査をさせない。</u></p> <p>(6) <u>監査室長は、内部監査実施計画の策定及び実施、内部監査結果の報告、記録の作成及び管理について、その責任及び権限並びに内部監査に係る要求事項を「内部監査要則」に定める。「権限」には、必要に応じ、内部監査員又は内部監査を実施した部門が内部監査結果を社長に直接報告する権限を含む。</u></p> <p>(7) <u>監査室長は、内部監査の対象として選定された領域に責任を有する管理者に内部監査結果を通知する。</u></p> <p>(8) <u>監査室長は、不適合が発見された場合には、(7)の通知を受けた管理者に、不適合を除去するための措置及び是正処置を遅滞なく講じさせるとともに、当該措置の検証を行わせ、その結果を報告させる。</u></p> <p>8.2.3 <u>プロセスの監視測定</u></p> <p>(1) <u>組織は、プロセスの監視測定を行う場合においては、当該プロセスの監視測定に見合う方法によりこれを行う。</u> <u>（「監視測定」の対象には、機器等及び保安活動に係る不適合についての弱点のある分野及び強化すべき分野等に関する情報を含む。また、「監視測定」の方法には、「監視測定の実施時期」及び「監視測定の結果の分析及び評価の方法並びに時期」を含む。）</u></p> <p>(2) <u>組織は、(1)の監視測定の実施に当たり、保安活動の重要度に応じて、保安活動指標を用いる。</u></p> <p>(3) <u>組織は、(1)の方法により、プロセスが5.4.2(1)及び7.1(1)の計画に定めた結果を得ることができることを実証する。</u></p> <p>(4) <u>組織は、(1)の監視測定の結果に基づき、保安活動の改善のために、必要な措置を講じる。</u></p> <p>(5) <u>組織は、5.4.2(1)及び7.1(1)の計画に定めた結果を得ることができない場合又は当該結果を得ることができないおそれがある場合においては、個別業務等要求事項への適合性を確保するために、当該プロセスの問題を特定し、当該問題に対して適切な措置を講じる。</u></p> <p>8.2.4 <u>機器等の検査等</u></p> <p>(1) <u>組織は、機器等に係る要求事項への適合性を検証するために、個別業務計画に従って、個別業務の実施に係るプロセスの適切な段階において、使用前事業者検査等又は自主検査等を実施する。</u> <u>（「自主検査等」とは、要求事項への適合性を判定するため、組織が使用前事業者検査等のほかに自主的に行う、合否判定基準のある検証、妥当性確認、監視測定、試験及びこれらに付随するものをいう。）</u></p> <p>(2) <u>組織は、使用前事業者検査等又は自主検査等の結果に係る記録を作成し、これを管理する。（「使用前事業者検査等又は自主検査等の結果に係る記録」には、必要に応じ、検査において使用した試験体や計測機器等に関する記録を含む。）</u></p> <p>(3) <u>組織は、プロセスの次の段階に進むことの承認を行った要員を特定することができる記録を作成し、これを管理する。</u></p> <p>(4) <u>組織は、個別業務計画に基づく使用前事業者検査等又は自主検査等を支障なく完了するまでは、プロセスの次の段階に進むことの承認をしない。ただし、当該承認の権限を持つ要員が、個別業務計画に定める手順により特に承認をする場合は、この限りでない。</u></p> <p>(5) <u>組織は、保安活動の重要度に応じて、使用前事業者検査等の独立性（使用前事業者検査等を実施する要員をその対象となる機器等を所管する部門に属する要員と部門を異にする要員とすること</u></p>	<p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（品質管理基準規則の制定に伴う変更）</p>

再処理施設保安規定 新旧対照表 (17 / 70)

現 行	変更後	変更理由
	<p><u>その他の方法により、使用前事業者検査等の中立性及び信頼性が損なわれないことをいう。)を確保する。</u></p> <p><u>(「部門を異にする要員とすること」とは、使用前事業者検査等を実施する要員と当該検査対象となる機器等を所管する部門に属する要員が、この規定に規定する職務の内容に照らして、別の部門に所属していることをいう。)(「使用前事業者検査等の中立性及び信頼性が損なわれないこと」とは、使用前事業者検査等を実施する要員が、当該検査等に必要な力量を持ち、適正な判定を行うに当たり、何人からも不当な影響を受けることなく、当該検査等を実施できる状況にあることをいう。)</u></p> <p><u>(6) 組織は、保安活動の重要度に応じて、自主検査等の独立性を確保する。(「保安活動の重要度に応じて、自主検査等の独立性を確保する」とは、自主検査等を実施する要員をその対象となる機器等を所管する部門に属する要員と必要に応じて部門を異にする要員とすることその他の方法により、自主検査等の中立性及び信頼性が損なわれないことをいう。)</u></p> <p>8.3 不適合の管理</p> <p><u>(1) 組織は、個別業務等要求事項に適合しない機器等が使用され、又は個別業務が実施されることがないように、当該機器等又は個別業務を特定し、これを管理する。(「当該機器等又は個別業務を特定し、これを管理する」とは、不適合が確認された機器等又は個別業務が識別され、不適合が全て管理されていることをいう。)</u></p> <p><u>(2) 安全・品質本部長は、不適合の処理に係る管理並びにそれに関連する責任及び権限を、「CAP システム要則」に定める。(「不適合の処理に係る管理」には、不適合に関連する管理者に報告することを含む。)</u></p> <p><u>(3) 組織は、次に掲げる方法のいずれかにより、不適合を処理する。</u></p> <p><u>a. 発見された不適合を除去するための措置を講ずること。</u></p> <p><u>b. 不適合について、あらかじめ定められた手順により原子力の安全に及ぼす影響について評価し、機器等の使用又は個別業務の実施についての承認を行うこと (以下「特別採用」という。)</u></p> <p><u>c. 機器等の使用又は個別業務の実施ができないようにするための措置を講ずること。</u></p> <p><u>d. 機器等の使用又は個別業務の実施後に発見した不適合については、その不適合による影響又は起こり得る影響に応じて適切な措置を講ずること。</u></p> <p><u>(4) 組織は、不適合の内容の記録及び当該不適合に対して講じた措置 (特別採用を含む。)に係る記録を作成し、これを管理する。</u></p> <p><u>(5) 組織は、(3) a. の措置を講じた場合においては、個別業務等要求事項への適合性を実証するための検証を行う。</u></p> <p><u>(6) 組織は、原子力施設の保安の向上に役立たせる観点から、公開基準に従い、不適合の内容をニューシアへ登録することにより、情報の公開を行う。</u></p> <p>8.4 データの分析及び評価</p> <p><u>(1) 組織は、品質マネジメントシステムが実効性のあるものであることを実証するため、及び当該品質マネジメントシステムの実効性の改善の必要性を評価するために、適切なデータ (監視測定の結果から得られたデータ及びそれ以外の関連情報源からのデータを含む。)を明確にし、収集し、及び分析する。(「品質マネジメントシステムの実効性の改善」には、品質マネジメントシステムの実効性に関するデータ分析の結果、課題や問題が確認されたプロセスを抽出し、当該プロセスの改良、変更等を行い、品質マネジメントシステムの実効性を改善することを含む。)</u></p>	<p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 (品質管理基準規則の制定に伴う変更)</p>

再処理施設保安規定 新旧対照表 (18 / 70)

現 行	変更後	変更理由
	<p><u>(2) 組織は、(1)のデータの分析及びこれに基づく評価を行い、次に掲げる事項に係る情報を得る。</u></p> <p><u>a. 組織の外部の者からの意見の傾向及び特徴その他分析により得られる知見</u></p> <p><u>b. 個別業務等要求事項への適合性</u></p> <p><u>c. 機器等及びプロセスの特性及び傾向 (是正処置を行う端緒となるものを含む。)(「是正処置を行う端緒」とは、不適合には至らない機器等及びプロセスの特性及び傾向から得られた情報に基づき、是正処置の必要性について検討する機会を得ることをいう。)</u></p> <p><u>d. 調達物品等の供給者の供給能力</u></p> <p>8.5 改善</p> <p>8.5.1 継続的な改善</p> <p><u>組織は、品質マネジメントシステムの継続的な改善を行うために、品質方針及び品質目標の設定、マネジメントレビュー及び内部監査の結果の活用、データの分析並びに是正処置及び未然防止処置の評価を通じて改善が必要な事項を明確にするとともに、当該改善の実施その他の措置を講じる。</u> <u>(「品質マネジメントシステムの継続的な改善」とは、品質マネジメントシステムの実効性を向上させるための継続的な活動をいう。)</u></p> <p>8.5.2 是正処置等</p> <p><u>(1) 組織は、個々の不適合その他の事象が原子力の安全に及ぼす影響に応じて、次に掲げるところにより、速やかに適切な是正処置を講じる。</u></p> <p><u>a. 是正処置を講ずる必要性について次に掲げる手順により評価を行うこと。</u></p> <p><u>(a) 不適合その他の事象の分析及び当該不適合の原因の明確化 (「不適合その他の事象の分析」には、「情報の収集及び整理」及び「技術的、人的及び組織的側面等の考慮」を含む。また、「原因の明確化」には、必要に応じて、日常業務のマネジメントや安全文化の弱点のある分野及び強化すべき分野との関係を整理することを含む。)</u></p> <p><u>(b) 類似の不適合その他の事象の有無又は当該類似の不適合その他の事象が発生する可能性の明確化</u></p> <p><u>b. 必要な是正処置を明確にし、実施すること。</u></p> <p><u>c. 講じた全ての是正処置の実効性の評価を行うこと。</u></p> <p><u>d. 必要に応じ、計画において決定した保安活動の改善のために講じた措置を変更すること。(「保安活動の改善のために講じた措置」には、品質方針に影響を与えるおそれのある組織の内外の課題を明確にし、当該課題に取り組むことを含む。)</u></p> <p><u>e. 必要に応じ、品質マネジメントシステムを変更すること。</u></p> <p><u>f. 原子力の安全に及ぼす影響の程度が大きい不適合に関して、根本的な原因を究明するために行う分析の手順を確立し、実施すること。</u> <u>(「原子力の安全に及ぼす影響の程度が大きい不適合」には、単独の事象では原子力の安全に及ぼす影響の程度は小さいが、同様の事象が繰り返し発生することにより、原子力の安全に及ぼす影響の程度が増大するおそれのあるものを含む。)</u></p> <p><u>g. 講じた全ての是正処置及びその結果の記録を作成し、これを管理すること。</u></p> <p><u>(2) 安全・品質本部長は、(1)に掲げる事項について、「CAP システム要則」に定める。</u></p> <p><u>(3) 組織は、「CAP システム要則」に基づき、複数の不適合その他の事象に係る情報から類似する事象に係る情報を抽出し、その分析を行い、当該類似の事象に共通する原因を明確にした上で、適切な措置を講じる。(「適切な措置を講じる」とは、(1)のうち必要なものについて実施することをいう。)</u></p>	<p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 (品質管理基準規則の制定に伴う変更)</p>

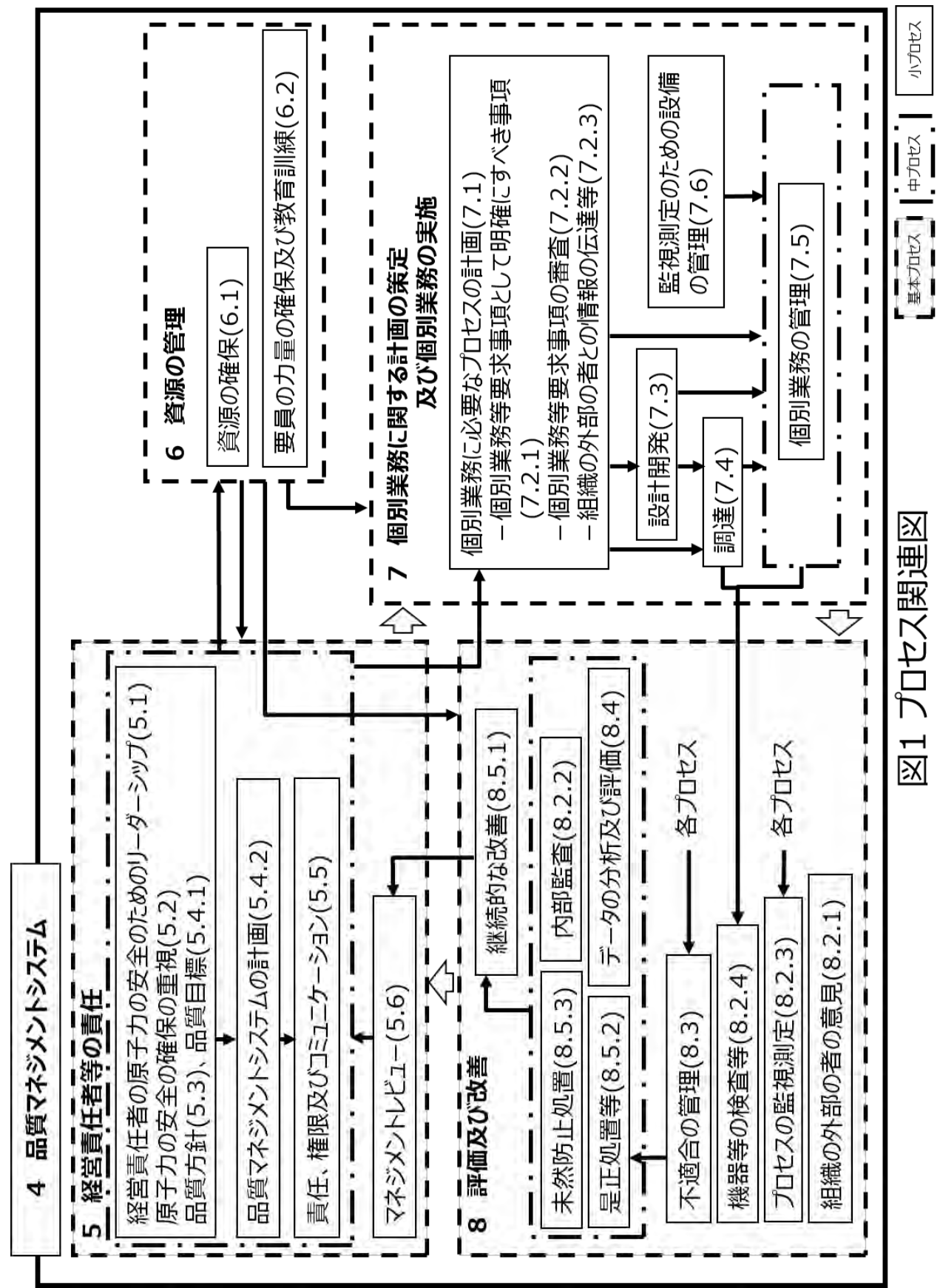
再処理施設保安規定 新旧対照表 (19 / 70)

現 行	変更後	変更理由
	<p><u>8.5.3 未然防止処置</u></p> <p><u>(1) 組織は、原子力施設その他の施設の運転経験等の知見を収集し、自らの組織で起こり得る不適合の重要性に応じて、次に掲げるところにより、適切な未然防止処置を講じること。</u></p> <p><u>(「自らの組織で起こり得る不適合」には、原子力施設その他の施設における不適合その他の事象が自らの施設で起こる可能性について分析を行った結果、特定した問題を含む。)</u></p> <p><u>a. 起こり得る不適合及びその原因について調査すること。</u></p> <p><u>b. 未然防止処置を講ずる必要性について評価すること。</u></p> <p><u>c. 必要な未然防止処置を明確にし、実施すること。</u></p> <p><u>d. 講じた全ての未然防止処置の実効性の評価を行うこと。</u></p> <p><u>e. 講じた全ての未然防止処置及びその結果の記録を作成し、これを管理すること。</u></p> <p><u>(2) 安全・品質本部長は、(1)に掲げる事項について、「CAPシステム要則」に定める。</u></p>	<p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（品質管理基準規則の制定に伴う変更）</p>

現 行

変更後

変更理由



原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 (品質管理基準規則の制定に伴う変更)

現 行	変更後	変更理由																			
	<div data-bbox="1448 239 2398 869" style="text-align: center;"> <p>図2 品質マネジメントシステムの文書の構成概念図</p> </div> <p style="text-align: center;">表 1 品質マネジメントシステム計画関連条項及び保安規定関連条項と組織が必要と判断した文書との関係</p> <table border="1" data-bbox="1350 1222 2534 1990"> <thead> <tr> <th data-bbox="1350 1222 1513 1451">品質マネジメントシステム計画関連条項</th> <th data-bbox="1513 1222 1762 1451">項目</th> <th data-bbox="1762 1222 2178 1451">文書名</th> <th data-bbox="2178 1222 2335 1451">制定者</th> <th data-bbox="2335 1222 2534 1451">品質マネジメントシステム計画以外の保安規定関連条項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1350 1451 1513 1990" rowspan="4">4~8</td> <td data-bbox="1513 1451 1762 1990" rowspan="4">品質マネジメントシステム計画</td> <td data-bbox="1762 1451 2178 1591">監査室 原子力安全および役務に係る品質マネジメントシステム運用要則</td> <td data-bbox="2178 1451 2335 1591">監査室長</td> <td data-bbox="2335 1451 2534 1591">二</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1762 1591 2178 1732">調達室 原子力安全および役務に係る品質マネジメントシステム運用要則</td> <td data-bbox="2178 1591 2335 1732">調達室長</td> <td data-bbox="2335 1591 2534 1732">二</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1762 1732 2178 1873">安全・品質本部 原子力安全および役務に係る品質マネジメントシステム運用要則</td> <td data-bbox="2178 1732 2335 1873">安全・品質本部長</td> <td data-bbox="2335 1732 2534 1873">二</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1762 1873 2178 1990">再処理事業部 原子力安全に係る品質マネジメントシステム運用要則</td> <td data-bbox="2178 1873 2335 1990">事業部長</td> <td data-bbox="2335 1873 2534 1990">二</td> </tr> </tbody> </table>	品質マネジメントシステム計画関連条項	項目	文書名	制定者	品質マネジメントシステム計画以外の保安規定関連条項	4~8	品質マネジメントシステム計画	監査室 原子力安全および役務に係る品質マネジメントシステム運用要則	監査室長	二	調達室 原子力安全および役務に係る品質マネジメントシステム運用要則	調達室長	二	安全・品質本部 原子力安全および役務に係る品質マネジメントシステム運用要則	安全・品質本部長	二	再処理事業部 原子力安全に係る品質マネジメントシステム運用要則	事業部長	二	<p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（品質管理基準規則の制定に伴う変更）</p>
品質マネジメントシステム計画関連条項	項目	文書名	制定者	品質マネジメントシステム計画以外の保安規定関連条項																	
4~8	品質マネジメントシステム計画	監査室 原子力安全および役務に係る品質マネジメントシステム運用要則	監査室長	二																	
		調達室 原子力安全および役務に係る品質マネジメントシステム運用要則	調達室長	二																	
		安全・品質本部 原子力安全および役務に係る品質マネジメントシステム運用要則	安全・品質本部長	二																	
		再処理事業部 原子力安全に係る品質マネジメントシステム運用要則	事業部長	二																	

再処理施設保安規定 新旧対照表 (22 / 70)

現 行	変更後					変更理由
	4.1	保安活動の重要度	再処理事業部 品質重要度分類基準 (要領)	事業部長	第 74 条	原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 (品質管理基準規則の制定に伴う変更)
	4.1、8.2.3	プロセスの監視測定	パフォーマンス指標要則	安全・品質本部長	二	
	4.1	安全文化	安全文化要則	安全・品質本部長	二	
	5.4.1	品質目標	品質目標要則	安全・品質本部長	二	
	5.4.2、7.1、7.3	品質マネジメントシステムの計画、個別業務に必要なプロセスの計画、設計開発	変更管理要則	安全・品質本部長	二	
	5.5.3	管理者	自己アセスメント要則	安全・品質本部長	二	
	5.5.4	組織の内部の情報の伝達	安全・品質改革委員会規程	安全・品質本部長	第 21 条の 2	
			品質・保安会議規程	安全・品質本部長	第 20 条	
			再処理事業部 再処理安全委員会運営要領	事業部長	第 21 条	
	5.6	マネジメントレビュー	マネジメントレビュー要則	安全・品質本部長	二	
	6.2	要員の力量の確保及び教育訓練	監査室 教育訓練要領	監査室長	二	
			調達室 教育訓練要領	調達室長	二	
			安全・品質本部 教育訓練要領	安全・品質本部長	二	
			再処理事業部 教育訓練要領	事業部長	二	
7.1	再処理施設の操作、核燃料物質の管理、放射性廃棄物管理、放射線管理	再処理事業所 再処理施設保安規定運用要領	事業部長	第 1 条～第 3 条、第 24 条～第 60 条、第 63 条、第 73 条、第 74 条、第 81 条～第 106 条、第 121 条、第 122 条		

再処理施設保安規定 新旧対照表 (23 / 70)

現 行	変更後					変更理由																					
		<u>施設管理</u>	<u>再処理事業部 施設管理要領</u>	<u>事業部長</u>	<u>第74条～第76条</u>	原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（品質管理基準規則の制定に伴う変更）																					
		<u>非常時の措置</u>	<u>再処理事業部 異常・非常時対策要領</u>	<u>事業部長</u>	<u>第109条～第119条、第123条、第126条</u>																						
	7.3	<u>設計開発</u>	<u>再処理事業部 設計管理要領</u>	<u>事業部長</u>	<u>第75条</u>																						
	7.4	<u>調達</u>	<u>調達管理要則</u>	<u>調達室長</u>	<u>二</u>																						
	8.2.4	<u>機器等の検査等</u>	<u>検査および試験管理要則</u>	<u>安全・品質本部長</u>	<u>第74条、第76条～第78条、第105条、第106条</u>																						
	8.3	<u>不適合の管理</u>	<u>トラブル情報等の社外への共有要則</u>	<u>安全・品質本部長</u>	<u>二</u>																						
	8.5.2	<u>是正処置等</u>	<u>根本原因分析要則</u>	<u>安全・品質本部長</u>	<u>二</u>																						
	<p>表2 <u>品質マネジメントシステム計画関連条項と品質管理基準規則の要求事項に基づき作成する文書との関係</u></p> <table border="1" data-bbox="1359 1083 2525 1587"> <thead> <tr> <th data-bbox="1359 1083 1614 1220"><u>品質マネジメントシステム計画関連条項</u></th> <th data-bbox="1614 1083 1807 1220"><u>項目</u></th> <th data-bbox="1807 1083 2270 1220"><u>文書名</u></th> <th data-bbox="2270 1083 2525 1220"><u>制定者</u></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1359 1220 1614 1293">4.2.3</td> <td data-bbox="1614 1220 1807 1293"><u>文書の管理</u></td> <td data-bbox="1807 1220 2270 1346" rowspan="2"><u>品質マネジメントシステムに係る文書および記録管理要則</u></td> <td data-bbox="2270 1220 2525 1346" rowspan="2"><u>安全・品質本部長</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1359 1293 1614 1346">4.2.4</td> <td data-bbox="1614 1293 1807 1346"><u>記録の管理</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1359 1346 1614 1409">8.2.2</td> <td data-bbox="1614 1346 1807 1409"><u>内部監査</u></td> <td data-bbox="1807 1346 2270 1409"><u>内部監査要則</u></td> <td data-bbox="2270 1346 2525 1409"><u>監査室長</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1359 1409 1614 1472">8.3</td> <td data-bbox="1614 1409 1807 1472"><u>不適合の管理</u></td> <td data-bbox="1807 1409 2270 1587" rowspan="3"><u>CAPシステム要則</u></td> <td data-bbox="2270 1409 2525 1587" rowspan="3"><u>安全・品質本部長</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1359 1472 1614 1535">8.5.2</td> <td data-bbox="1614 1472 1807 1535"><u>是正処置等</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1359 1535 1614 1587">8.5.3</td> <td data-bbox="1614 1535 1807 1587"><u>未然防止処置</u></td> </tr> </tbody> </table>					<u>品質マネジメントシステム計画関連条項</u>	<u>項目</u>	<u>文書名</u>	<u>制定者</u>	4.2.3	<u>文書の管理</u>	<u>品質マネジメントシステムに係る文書および記録管理要則</u>	<u>安全・品質本部長</u>	4.2.4	<u>記録の管理</u>	8.2.2	<u>内部監査</u>	<u>内部監査要則</u>	<u>監査室長</u>	8.3	<u>不適合の管理</u>	<u>CAPシステム要則</u>	<u>安全・品質本部長</u>	8.5.2	<u>是正処置等</u>	8.5.3	<u>未然防止処置</u>
<u>品質マネジメントシステム計画関連条項</u>	<u>項目</u>	<u>文書名</u>	<u>制定者</u>																								
4.2.3	<u>文書の管理</u>	<u>品質マネジメントシステムに係る文書および記録管理要則</u>	<u>安全・品質本部長</u>																								
4.2.4	<u>記録の管理</u>																										
8.2.2	<u>内部監査</u>	<u>内部監査要則</u>	<u>監査室長</u>																								
8.3	<u>不適合の管理</u>	<u>CAPシステム要則</u>	<u>安全・品質本部長</u>																								
8.5.2	<u>是正処置等</u>																										
8.5.3	<u>未然防止処置</u>																										
<p><u>(責任及び権限)</u> <u>第5条 社長は、保安教育等により再処理施設の保安に関する業務を行う社員等に、この規定に定める責任及び権限を周知する。</u> <u>1の2 社長は、監査室を社長直属の組織とし、特定の取締役による監査室への関与を排除する。また、安全・品質本部、事業部及び技術本部から物理的に離隔する等により、監査室の独立性を確保する。</u> <u>2 社長は、管理責任者である監査室長、安全・品質本部長及び事業部長に品質マネジメントシステムを運用させ、継続的に改善させるとともに、品質マネジメントシステムの成果を含む実施状況及び改</u></p>	<p><u>(削除)</u></p>	<p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（品質管理基準規則の制定に伴う変更）</p>																									

再処理施設保安規定 新旧対照表 (24 / 70)

現 行	変更後	変更理由
<p><u>善の必要性の有無について報告させる。</u> <u>また、再処理施設の保安に関する業務を行う社員等に、原子力安全についての認識を高めさせる。</u></p>		
<p><u>(品質方針の設定)</u> <u>第6条 社長は、次の事項に配慮して、法令の遵守及び原子力安全の重要性を含めた品質方針を設定し、文書化する。</u> <u>(1) 日本原燃株式会社の経営方針及び理念に対して適切なものであること。</u> <u>(2) 原子力安全の要求事項への適合及び品質マネジメントシステムの有効性の継続的な改善に対するコミットメントを含む。</u> <u>(3) 関係法令及び保安規定の遵守並びに安全文化醸成に関する事項を含む。</u> <u>(4) 品質目標の設定及び社長による評価における枠組みを与える。</u> <u>(5) 社内全体に伝達され、理解されるようにする。</u> <u>(6) 品質方針が組織の目的に適切であり続けるために、変更の必要性をレビューする。</u></p>	<p><u>第6条 削除</u></p>	<p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（品質管理基準規則の制定に伴う変更）</p>
<p><u>(品質目標の設定)</u> <u>第7条 監査室長は、監査室長が実施する業務に関し、前条の品質方針と整合し、達成度が判定可能な品質目標を設定して文書化し、当該業務を行う社員等に周知する。</u> <u>2 安全・品質本部長は、安全・品質本部長が実施する業務に関し、前条の品質方針と整合し、達成度が判定可能な品質目標を設定して文書化し、当該業務を行う社員等に周知する。</u> <u>3 事業部長は、再処理施設に係る保安業務に関し、前条の品質方針と整合する品質目標を設定するとともに、再処理事業部の当該業務を担当する各部長に対して達成度が判定可能な品質目標を設定、文書化させ、当該業務を行う社員等に周知させる。</u> <u>4 技術本部長は、技術本部長が統括する業務に関し、前条の品質方針と整合する品質目標を設定するとともに、当該業務を担当する各部長に対して達成度が判定可能な品質目標を設定、文書化させ、当該業務を行う社員等に周知させる。</u></p>	<p><u>第7条 削除</u></p>	<p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（品質管理基準規則の制定に伴う変更）</p>
<p><u>(社長による評価)</u> <u>第8条 社長は、品質マネジメントシステムが、引き続き、適切、妥当かつ有効であることを確実にするために、年1回以上評価を行う。この評価では、品質マネジメントシステムの改善の機会の評価、品質方針及び品質目標を含む品質マネジメントシステムの変更の必要性の評価も行う。</u> <u>2 監査室長、安全・品質本部長及び事業部長は、前項の評価に当たり、次の各号の事項（関係法令及び保安規定の遵守並びに安全文化醸成に関する事項を含む。）を社長に報告する。</u> <u>(1) 監査の結果</u> <u>(2) 保安検査、施設定期検査等の法律に基づく検査の状況及び法令に定める要求事項の変更</u> <u>(3) プロセスの成果を含む実施状況並びに検査及び試験の結果</u> <u>(4) 予防処置及び是正処置の状況</u> <u>(5) 前回までの社長による評価結果に基づく措置の状況</u> <u>(6) 品質マネジメントシステムに影響を及ぼす可能性のある変更</u> <u>(7) その他重要な事項（安全・品質改革委員会での審議結果等）</u> <u>(8) 改善のための提案</u></p>	<p><u>第8条 削除</u></p>	<p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（品質管理基準規則の制定に伴う変更）</p>

再処理施設保安規定 新旧対照表 (25 / 70)

現 行	変更後	変更理由
<p><u>3 社長は、第1項の評価において、次の各号に定める事項（関係法令及び保安規定の遵守並びに安全文化醸成に関する事項を含む。）を決定し、監査室長、安全・品質本部長及び事業部長に通知するとともに、必要な措置を講じる。</u></p> <p><u>ただし、決定に先立ち、社長が必要と認める事項については、第20条に定める品質・保安会議に諮ることができる。</u></p> <p><u>(1) 品質マネジメントシステム及びプロセスの有効性の改善</u></p> <p><u>(2) 業務の計画及び実施に係る改善</u></p> <p><u>(3) 資源の必要性</u></p>		<p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（品質管理基準規則の制定に伴う変更）</p>
<p><u>(文書及び記録の管理)</u></p> <p><u>第9条 監査室長、安全・品質本部長及び事業部長は、それぞれ所管する業務に関し、「全社品質保証計画書」に基づき、この規定に基づき定める保安に関する文書を管理する方法について、次の事項を含む「監査室 文書管理要領」、「安全・品質本部 文書管理要領」及び「再処理事業部 文書管理要領」を定め、文書化する。</u></p> <p><u>(1) 文書の体裁（保安規定上の位置付けの明確化に関することを含む。）及び文書の適切性の審査・承認</u></p> <p><u>(2) 文書の識別及び有効な版の識別</u></p> <p><u>2 監査室長、安全・品質本部長及び事業部長は、それぞれ所管する業務に関し、「全社品質保証計画書」に基づき、この規定に定める記録の識別、保管、保護、検索、保管期間及び廃棄について「監査室 記録管理要領」、「安全・品質本部 記録管理要領」及び「再処理事業部 文書管理要領」を定め、文書化する。</u></p>	<p><u>第9条 削除</u></p>	<p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（品質管理基準規則の制定に伴う変更）</p>
<p><u>(業務の計画及び実施)</u></p> <p><u>第10条 事業部長は、「全社品質保証計画書」に基づき、保安のための重要度に応じて品質保証の要求事項を適用する程度について、次の各号に定める事項を考慮した「再処理事業部 品質重要度分類基準（要領）」を定め、文書化する。</u></p> <p><u>(1) プロセス及び再処理施設の複雑性、独自性又は斬新性の程度</u></p> <p><u>(2) プロセス及び再処理施設の標準化の程度や記録のトレーサビリティの程度</u></p> <p><u>(3) 検査又は試験による原子力安全に対する要求事項への適合性の検証可能性の程度</u></p> <p><u>(4) 作業又は製造プロセス、要員、要領及び装置等に対する特別な管理や検査の必要性の程度</u></p> <p><u>(5) 運転開始後の再処理施設の保守及び取替えの難易度</u></p> <p><u>2 事業部長は、第3章、第4章、第5章、第6章、第7章及び第8章に掲げる業務を計画し、実施するため、次の各号を含む業務の計画及び実施に係る事項を「再処理事業部全社品質保証計画書運用要則」において定める。</u></p> <p><u>(1) 業務の計画に当たっては、次の事項について適切に明確化する。</u></p> <p><u>また、品質マネジメントシステムのその他のプロセスの要求事項と整合がとれていることを確認する。</u></p> <p><u>① 業務に対する品質目標及び要求事項</u></p> <p><u>② 業務に特有なプロセス及び文書の確立の必要並びに資源の提供の必要性</u></p> <p><u>③ 業務のための検証、妥当性確認、監視、測定、検査及び試験活動並びにこれらの合否判定基準</u></p>	<p><u>第10条 削除</u></p>	<p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（品質管理基準規則の制定に伴う変更）</p>

再処理施設保安規定 新旧対照表 (26 / 70)

現 行	変更後	変更理由
<p><u>④ 業務のプロセス及びその結果が、要求事項を満たしていることを実証するために必要な記録</u></p> <p><u>(2) 業務に対する要求事項について、業務を行う前にレビューするとともに、レビューの結果及びレビューを受けて採った措置を記録する。</u></p> <p><u>(3) 業務を管理された状態で実施する。</u> <u>なお、管理された状態には、次のうち該当する事項を含める。</u></p> <p><u>① 保安活動に必要な情報が利用できる。</u></p> <p><u>② 業務に必要な規定類が利用できる。</u></p> <p><u>③ 適切な設備を使用している。</u></p> <p><u>④ 監視機器及び測定機器が利用でき、使用している。</u></p> <p><u>⑤ 監視及び測定が実施されている。</u></p> <p><u>⑥ 業務のリリースが実施されている。</u></p> <p><u>(4) 業務の過程で結果として生じるアウトプットが、それ以降の監視又は測定により検証することが不可能で、その結果、業務が実施された後でしか不具合が顕在化しない場合は、その業務のプロセスが計画どおりの結果を出せることについて妥当性確認を行う。</u></p> <p><u>(5) 業務の計画及び実施の全過程において適切な手段で業務を必要に応じ識別する。</u> <u>なお、トレーサビリティが要求事項となっている業務については、一意の識別を管理し、記録を維持する。</u></p> <p><u>(6) 調達製品の検証後、要求事項に適合した状態を維持するため、受入れから据付けまでの間、必要に応じ識別、取扱い、包装、保管等の措置を行う。</u></p> <p><u>(7) 業務に対する要求事項への適合性を実証するため、実施すべき監視及び測定並びにそのために必要な機器を明確にする。</u></p> <p><u>(8) 測定値の妥当性が担保されなければならない場合は、測定機器に関して次の事項を実施する。</u></p> <p><u>① 定められた間隔又は使用前に校正又は検証する。</u></p> <p><u>② 機器の調整及び必要に応じ再調整する。</u></p> <p><u>③ 校正状態の識別をする。</u></p> <p><u>④ 測定結果が無効となるような操作ができないようにする。</u></p> <p><u>⑤ 取扱い、保守及び保管において、損傷及び劣化しないように保護する。</u></p> <p><u>さらに、測定機器が要求事項に適合していないことが判明した場合は、その測定機器でそれまでに測定した結果の妥当性を評価するとともに、その機器及び影響を受けた業務に対して適切な処置を行う。また、校正及び検証の結果の記録を維持する。</u></p>		<p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（品質管理基準規則の制定に伴う変更）</p>
<p><u>(再処理施設の設計)</u></p> <p><u>第 11 条 事業部長は、「全社品質保証計画書」に基づき、再処理施設の改造における設計の管理について、次の各号の事項を含む「再処理事業部 設計管理要領」を定め、文書化する。</u></p> <p><u>(1) 各段階における要求事項を含めた管理方法を改造計画に定め、実施する。</u></p> <p><u>(2) 要求事項を明確にし、適切性をレビューする。</u> <u>なお、レビューには当該改造に関係する職位を含める。</u></p> <p><u>(3) 各段階における結果を検証し、承認した後で次の段階に進める。</u> <u>なお、検証は原設計者以外の者が行う。</u></p> <p><u>(4) 使用前に妥当性を確認する。</u></p>	<p><u>第 11 条 削除</u></p>	<p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（品質管理基準規則の制定に伴う変更）</p>

再処理施設保安規定 新旧対照表 (27 / 70)

現 行	変更後	変更理由
<p><u>(5) 計画に変更が生じた場合は、変更のレビューを行い、承認した後で変更する。</u> <u>変更のレビューには、再処理施設に及ぼす影響の評価を含める。</u></p>		
<p><u>(調 達)</u> <u>第 12 条 事業部長は、「全社品質保証計画書」に基づき、物品及び役務の調達について、次の各号の事項を含む「再処理事業部 調達管理要領」を定め、文書化する。</u> <u>(1) 調達製品の要求事項(物品又は役務の調達後におけるこれらの維持又は運用に必要な技術情報(保安に係るものに限る。)の提供に係る要求事項を含む。)を明確にし、文書化し、供給者に伝える前に要求事項の妥当性について審査する。</u> <u>(2) 供給者が調達要求事項に従って供給する能力を判断の根拠として、供給者を評価し、選定する。</u> <u>また、選定、評価及び再評価の基準を定める。</u> <u>(3) 評価の結果の記録及び評価によって必要とされた処置があればその記録を維持すること。</u> <u>(4) 調達製品が規定した調達要求事項を満たしていることを確認するために必要な検査又はその他の活動を定める。</u> <u>(5) 供給者先で検証を実施することにした場合、その検証の要領及び調達製品の出荷許可の方法を明確にする。</u></p>	<p><u>第 12 条 削除</u></p>	<p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更(品質管理基準規則の制定に伴う変更)</p>
<p><u>(内部監査)</u> <u>第 13 条 監査室長は、品質マネジメントシステムが業務の計画に適合しているか、品質マネジメントシステムが効果的に実施され、維持されているかを評価するための監査について、「全社品質保証計画書」に基づき、次の各号の事項を含む「監査室 内部監査要則」を定め、文書化する。</u> <u>監査は、年 1 回以上行うものとする。</u> <u>(1) 監査員の選定基準</u> <u>(2) 監査の計画、実施及び結果の報告</u> <u>(3) 記録の維持に関する責任</u> <u>(4) 内部監査に関する要求事項</u> <u>2 監査室長は、安全・品質本部、事業部及び技術本部から独立した監査を行うため、前項の規定に基づき、この規定に定める業務全般について、監査計画を策定して監査を実施する。</u> <u>ただし、監査室長が実施する業務の監査については、監査計画に定める監査室に属さない監査員が実施し、その結果を監査室長に報告する。</u> <u>3 前項の監査を受けた職位は、不適合が判明した場合及び予防処置を要すると判断した場合は、「監査室 内部監査要則」に基づき必要な措置を講じるとともに、監査室長に報告する。</u> <u>4 監査室長は、第 2 項の監査の結果及び前項の措置を社長に報告する。</u> <u>ただし、監査室長の監査に係る報告は、監査室に属さない監査員が行う。</u> <u>5 監査室長は、監査員として必要な教育を受けた者で、対象となる業務を実施した者以外の者に、第 2 項の監査を実施させる。</u></p>	<p><u>第 13 条 削除</u></p>	<p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更(品質管理基準規則の制定に伴う変更)</p>
<p><u>(不適合管理)</u> <u>第 14 条 監査室長、安全・品質本部長及び事業部長は、それぞれ「全社品質保証計画書」に基づき、不適合が検出された場合に、その不適合を確実に識別し、適切な処置及び記録を行うための責任及び権</u></p>	<p><u>第 14 条 削除</u></p>	<p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更(品質</p>

再処理施設保安規定 新旧対照表 (28 / 70)

現 行	変更後	変更理由
<p><u>限について、次の各号の事項を含む「監査室 不適合管理要領」、「安全・品質本部 不適合管理要領」及び「再処理事業部 不適合等管理要領」を定め、文書化する。</u></p> <p><u>(1) 次の一つ又はそれ以上の方法で不適合を処理する。</u></p> <p><u>① 検出された不適合を除去するための処置をとる。</u></p> <p><u>② 当該の権限をもつ者が特別採用によって、その使用、リリース又は合格と判定することを正式に許可する。</u></p> <p><u>③ 本来の意図された使用又は適用ができないような処置をとる。</u></p> <p><u>(2) 不適合の性質の記録及び不適合に対してとった処置の記録を維持する。</u></p> <p><u>(3) 不適合を修正した場合は、要求事項への適合を実証するための再検証を行う。</u></p> <p><u>(4) 外部への引渡し後又は業務の実施後に不適合が検出された場合は、その不適合による影響又は起こり得る影響に対して適切な処置をとる。</u></p> <p><u>(5) 再処理施設の保安の向上を図る観点から、公開の基準を定め、不適合の内容を公開する。</u></p>		<p>管理基準規則の制定に伴う変更)</p>
<p><u>(是正処置及び予防処置)</u></p> <p><u>第 15 条 監査室長、安全・品質本部長及び事業部長は、それぞれ「全社品質保証計画書」に基づき、是正処置について、次の各号を含む「監査室 不適合管理要領」、「安全・品質本部 不適合管理要領」及び「再処理事業部 不適合等管理要領」を定め、文書化する。</u></p> <p><u>(1) 不適合の内容確認</u></p> <p><u>(2) 不適合の原因の特定</u></p> <p><u>(3) 不適合の再発防止を確実にするための処置の必要性の評価</u></p> <p><u>(4) 必要な処置の決定及び実施</u></p> <p><u>(5) とった処置の結果の記録</u></p> <p><u>(6) とった是正処置の有効性のレビュー</u></p> <p><u>2 監査室長、安全・品質本部長及び事業部長は、「監査室 不適合管理要領」、「安全・品質本部 不適合管理要領」及び「再処理事業部 不適合等管理要領」において、次の各号を満たすように、安全に重大な影響を与える事象について実施する根本原因分析の方法及び体制について定める。</u></p> <p><u>(1) 体制の主体の中立性が確保されていること。</u></p> <p><u>(2) 分析結果の客観性及び分析方法の論理性が確保されていること。</u></p> <p><u>(3) 処置が分析結果に対応した適切なものであること。</u></p> <p><u>(4) 具体的な処置実施計画を明確にし、確実に実施すること。</u></p> <p><u>3 監査室長、安全・品質本部長及び事業部長は、それぞれ「全社品質保証計画書」に基づき、予防処置について、次の各号を含む「監査室 不適合管理要領」、「安全・品質本部 不適合管理要領」及び「再処理事業部 不適合等管理要領」を定め、文書化する。</u></p> <p><u>(1) 起こり得る不適合及びその原因の特定</u></p> <p><u>(2) 不適合の発生を防止するための処置の必要性の評価</u></p> <p><u>(3) 必要な処置の決定及び実施</u></p> <p><u>(4) とった処置の結果の記録</u></p> <p><u>(5) とった予防処置の有効性のレビュー</u></p> <p><u>4 監査室長、安全・品質本部長及び事業部長は、「監査室 不適合管理要領」、「安全・品質本部 不適合管理要領」及び「再処理事業部 不適合等管理要領」において、第 2 項に定める事象以外の事象につ</u></p>	<p><u>第 15 条 削除</u></p>	<p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 (品質管理基準規則の制定に伴う変更)</p>

再処理施設保安規定 新旧対照表 (29 / 70)

現 行	変更後	変更理由
<p><u>いて蓄積されている不適合等に関するデータを分析し、起こり得る不適合の発生を防止する予防処置を講ずるため必要に応じて実施する根本原因分析の方法及び体制について、第2項の各号を満たすように定める。</u></p> <p><u>5 監査室長、安全・品質本部長、事業部長及び技術本部長は、予防処置において、この規定に定める業務の実施によって得られた知見及び他の施設から得られた知見を活用する。</u></p>		
<p style="text-align: center;"><u>第2節 組 織</u></p> <p>(保安に関する組織)</p> <p>第16条 再処理施設の保安に関する職務を遂行する組織は、別図1に示すとおりとする。</p>	<p style="text-align: center;"><u>第2章 保安管理体制</u></p> <p style="text-align: center;"><u>第1節 組 織</u></p> <p>(保安に関する組織)</p> <p>第16条 再処理施設の保安に関する職務を遂行する組織は、別図1に示すとおりとする。</p>	<p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更(章構成の変更)</p>
<p style="text-align: center;"><u>第3節 職 務</u></p> <p>(職 務)</p> <p>第17条 <u>前条に定める職位を担当する者は、「<u>全社品質保証計画書</u>」並びにこの規定に定める規定に基づき、保安に関する職務を遂行する。</u></p> <p>2 前条に定める職位の職務は次のとおりとする。</p> <p>(1) 社長は、再処理の事業に関する業務を統括するとともに、保安に関する組織を運営する。</p> <p>(2) 監査室長は、安全・品質本部長、事業部長及び技術本部長が実施する業務並びに品質・保安会議の審議業務に関し監査を行うとともに、所管する業務に関し <u>JEAC4111-2009 に定める</u>管理責任者として必要な業務を行う。</p> <p>(3) 安全・品質本部長は、社長が行う <u>品質保証</u>に係る業務の補佐(事業部の <u>品質保証</u>活動が適切に実施されることへの支援を含む。)及び品質・保安会議の運営に係る業務を行うとともに、所管する業務に関し <u>JEAC4111-2009 に定める</u>管理責任者として必要な業務を行う。</p> <p>(4) 事業部長は、再処理施設に係る保安業務(技術本部長が統括するものを除く。)を統括するとともに、再処理施設に係る保安業務に関し、 <u>JEAC4111-2009 に定める</u>管理責任者として必要な業務を行う。</p> <p>(5) 技術本部長は、技術管理部長、土木建築部長及びエンジニアリングセンター長が統括する保安に関する業務を統括する。</p> <p>(6) 再処理計画部長は、再処理施設の事業変更許可、この規定の変更及び第29条に基づく再処理施設の使用計画に関する業務を行う。</p> <p>(7) 安全管理部長は、安全技術課長及び作業安全課長を指揮し、核燃料取扱主任者の指揮の下で第19条に定める核燃料取扱主任者の業務を補佐する。</p> <p>(8) 品質保証部長は、品質保証課長 <u>及び</u>品質管理課長を指揮し、品質保証課長 <u>及び</u>品質管理課長の所管する保安に関する業務を統括するとともに、事業部長が行う <u>品質保証</u>に係る業務を補佐する。</p>	<p style="text-align: center;"><u>第2節 職 務</u></p> <p>(職 務)</p> <p>第17条 <u>各職位は、この規定に基づき定める保安に関する文書</u>に基づき、保安に関する職務を遂行する。</p> <p>2 前条に定める職位の職務は次のとおりとする。</p> <p>(1) 社長は、再処理の事業に関する業務を統括するとともに、保安に関する組織を運営する。</p> <p>(2) 監査室長は、<u>調達室長</u>、安全・品質本部長、事業部長及び技術本部長が実施する業務並びに品質・保安会議の審議業務に関し、<u>監査</u>を行うとともに、所管する業務に関し、<u>管理責任者</u>として必要な業務を行う。</p> <p><u>(3) 調達室長は、資材部長が行う保安に関する業務を統括するとともに、調達に係る業務に関し、管理責任者として必要な業務を行う。</u></p> <p><u>(4) 資材部長は、調達に関する業務を行う。</u></p> <p>(5) 安全・品質本部長は、社長が行う <u>品質マネジメントシステム</u>に係る業務の補佐(事業部 <u>長及び調達室長が行う品質マネジメントシステムに係る</u>活動が適切に実施されることへの支援を含む。)及び品質・保安会議の運営に係る業務を行うとともに、所管する業務に関し、<u>管理責任者</u>として必要な業務を行う。</p> <p>(6) 事業部長は、再処理施設に係る保安業務(技術本部長が統括するものを除く。)を統括するとともに、再処理施設に係る保安業務に関し、<u>管理責任者</u>として必要な業務を行う。</p> <p>(7) 技術本部長は、技術管理部長、土木建築部長及びエンジニアリングセンター長が統括する保安に関する業務を統括する。</p> <p>(8) 再処理計画部長は、再処理施設の事業変更許可、この規定の変更及び第29条に基づく再処理施設の使用計画に関する業務を行う。</p> <p>(9) 安全管理部長は、安全技術課長及び作業安全課長を指揮し、核燃料取扱主任者の指揮の下で第19条に定める核燃料取扱主任者の業務を補佐する。</p> <p>(10) 品質保証部長は、品質保証課長、<u>品質管理課長及び事業者検査課長</u>を指揮し、品質保証課長、<u>品質管理課長及び事業者検査課長</u>の所管する保安に関する業務を統括するとともに、事業部長が行う</p>	<p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更(章構成の変更)</p> <p>調達に係る組織の追加</p> <p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更(検査の独立性確保のための組織の設置)</p>

再処理施設保安規定 新旧対照表 (30 / 70)

現 行	変更後	変更理由
<p>(9) 放射線管理部長は、放射線管理課長、放射線安全課長、放射線施設課長及び環境管理課長を指揮し、放射線管理課長、放射線安全課長、放射線施設課長及び環境管理課長の所管する保安に関する業務を統括する。</p> <p>(10) 核物質管理部長は、核物質管理課長及び警備課長を指揮し、核物質管理課長及び警備課長の所管する保安に関する業務を統括する。</p> <p>(11) 防災管理部長は、防災業務課長及び防災施設課長を指揮し、防災業務課長及び防災施設課長の所管する保安に関する業務を統括する。</p> <p>(12) 新基準設計部長は、「再処理施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」に基づく設計の方針に関する業務を行う。</p> <p>(13) 再処理工場長（以下「工場長」という。）は、保全企画部長、保全技術部長、土木建築保全部長、計装保全部長、電気保全部長、機械保全部長、技術部長、運転部長、分析部長、前処理施設部長、化学処理施設部長、ガラス固化施設部長及び共用施設部長を指揮し、保全企画部長、保全技術部長、土木建築保全部長、計装保全部長、電気保全部長、機械保全部長、技術部長、運転部長、分析部長、前処理施設部長、化学処理施設部長、ガラス固化施設部長及び共用施設部長の所管する再処理施設に係る保安を統括する。</p> <p>(14) 保全企画部長は、<u>保守管理に係る方針</u>に関する業務を行う。</p> <p>(15) 保全技術部長は、保全計画課長及び保全技術課長を指揮し、保全計画課長及び保全技術課長の所管する保安に関する業務を統括する。</p> <p>(16) 土木建築保全部長は、建築保全課長及び土木保全課長を指揮し、建築保全課長及び土木保全課長の所管する保安に関する業務を統括する。</p> <p>(17) 計装保全部長は、計装技術課長、計装設計課長、計装第一課長及び計装第二課長を指揮し、計装技術課長、計装設計課長、計装第一課長及び計装第二課長の所管する保安に関する業務を統括する。</p> <p>(18) 電気保全部長は、電気技術課長、電気保全課長及び火災防護課長を指揮し、電気技術課長、電気保全課長及び火災防護課長の所管する保安に関する業務を統括する。</p> <p>(19) 機械保全部長は、機械技術課長、前処理機械課長、共用機械課長、化学処理機械課長、分析化学機械課長及びガラス固化機械課長を指揮し、機械技術課長、前処理機械課長、共用機械課長、化学処理機械課長、分析化学機械課長及びガラス固化機械課長の所管する保安に関する業務を統括する。</p> <p>(20) 技術部長は、技術課長、許認可業務課長及び保安管理課長を指揮し、技術課長、許認可業務課長及び保安管理課長の所管する保安に関する業務を統括する。</p> <p>(21) 運転部長は、統括当直長を指揮し、統括当直長の所管する保安に関する業務を統括する。</p> <p>(22) 分析部長は、分析管理課長及び分析課長を指揮し、分析管理課長及び分析課長の所管する保安に関する業務を統括する。</p> <p>(23) 前処理施設部長は、前処理課長及び燃料管理課長を指揮し、前処理課長及び燃料管理課長の所管する保安に関する業務を統括する。</p> <p>(24) 化学処理施設部長は、分離課長、精製課長及び脱硝課長を指揮し、分離課長、精製課長及び脱硝課長の所管する保安に関する業務を統括する。</p> <p>(25) ガラス固化施設部長は、ガラス固化課長を指揮し、ガラス固化課長の所管する保安に関する業務を統括する。</p> <p>(26) 共用施設部長は、廃棄物管理課長、ユーティリティ施設課長、安全ユーティリティ課長及び輸送</p>	<p><u>品質マネジメントシステム</u>に係る業務を補佐する。</p> <p>(11) 放射線管理部長は、放射線管理課長、放射線安全課長、放射線施設課長及び環境管理課長を指揮し、放射線管理課長、放射線安全課長、放射線施設課長及び環境管理課長の所管する保安に関する業務を統括する。</p> <p>(12) 核物質管理部長は、核物質管理課長及び警備課長を指揮し、核物質管理課長及び警備課長の所管する保安に関する業務を統括する。</p> <p>(13) 防災管理部長は、防災業務課長及び防災施設課長を指揮し、防災業務課長及び防災施設課長の所管する保安に関する業務を統括する。</p> <p>(14) 新基準設計部長は、「再処理施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」に基づく設計の方針に関する業務を行う。</p> <p>(15) 再処理工場長（以下「工場長」という。）は、保全企画部長、保全技術部長、土木建築保全部長、計装保全部長、電気保全部長、機械保全部長、技術部長、運転部長、分析部長、前処理施設部長、化学処理施設部長、ガラス固化施設部長及び共用施設部長を指揮し、保全企画部長、保全技術部長、土木建築保全部長、計装保全部長、電気保全部長、機械保全部長、技術部長、運転部長、分析部長、前処理施設部長、化学処理施設部長、ガラス固化施設部長及び共用施設部長の所管する再処理施設に係る保安を統括する。</p> <p>(16) 保全企画部長は、<u>施設管理に係る計画の策定</u>に関する業務を行う。</p> <p>(17) 保全技術部長は、保全計画課長及び保全技術課長を指揮し、保全計画課長及び保全技術課長の所管する保安に関する業務を統括する。</p> <p>(18) 土木建築保全部長は、建築保全課長及び土木保全課長を指揮し、建築保全課長及び土木保全課長の所管する保安に関する業務を統括する。</p> <p>(19) 計装保全部長は、計装技術課長、計装設計課長、計装第一課長及び計装第二課長を指揮し、計装技術課長、計装設計課長、計装第一課長及び計装第二課長の所管する保安に関する業務を統括する。</p> <p>(20) 電気保全部長は、電気技術課長、電気保全課長及び火災防護課長を指揮し、電気技術課長、電気保全課長及び火災防護課長の所管する保安に関する業務を統括する。</p> <p>(21) 機械保全部長は、機械技術課長、前処理機械課長、共用機械課長、化学処理機械課長、分析化学機械課長及びガラス固化機械課長を指揮し、機械技術課長、前処理機械課長、共用機械課長、化学処理機械課長、分析化学機械課長及びガラス固化機械課長の所管する保安に関する業務を統括する。</p> <p>(22) 技術部長は、技術課長、許認可業務課長及び保安管理課長を指揮し、技術課長、許認可業務課長及び保安管理課長の所管する保安に関する業務を統括する。</p> <p>(23) 運転部長は、統括当直長を指揮し、統括当直長の所管する保安に関する業務を統括する。</p> <p>(24) 分析部長は、分析管理課長及び分析課長を指揮し、分析管理課長及び分析課長の所管する保安に関する業務を統括する。</p> <p>(25) 前処理施設部長は、前処理課長及び燃料管理課長を指揮し、前処理課長及び燃料管理課長の所管する保安に関する業務を統括する。</p> <p>(26) 化学処理施設部長は、分離課長、精製課長及び脱硝課長を指揮し、分離課長、精製課長及び脱硝課長の所管する保安に関する業務を統括する。</p> <p>(27) ガラス固化施設部長は、ガラス固化課長を指揮し、ガラス固化課長の所管する保安に関する業務を統括する。</p> <p>(28) 共用施設部長は、廃棄物管理課長、ユーティリティ施設課長、安全ユーティリティ課長及び輸送</p>	<p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（再処理規則の改正を踏まえた記載の適正化）</p>

再処理施設保安規定 新旧対照表 (31 / 70)

現 行	変更後	変更理由
<p>技術課長を指揮し、廃棄物管理課長、ユーティリティ施設課長、安全ユーティリティ課長及び輸送技術課長の所管する保安に関する業務を統括する。</p> <p>(27) 統括当直長は、再処理施設の使用済燃料による総合試験のための操作及びその他の操作に関する業務を行う。</p> <p>ただし、燃料管理課長及び廃棄物管理課長が所管する業務を除く。</p> <p>(28) 品質保証課長は、事業部長が行う <u>品質保証</u>に係る業務の記録に関する業務を行う。</p> <p>(29) 品質管理課長は、製品の品質管理に関する業務を行う。</p> <p>ただし、他の職位が所管する業務は除く。</p> <p>(30) 放射線管理課長は、放射線業務従事者の被ばく管理及び放射性廃棄物の放出管理に関する業務を行う。</p> <p>(31) 放射線安全課長は、管理区域の出入管理、放射線管理及び「原子力施設において設置された資材等又は使用された物品であって「核燃料物質及び核燃料物質によって汚染されたもので廃棄しようとするもの」でない廃棄物」(以下「放射性廃棄物でない廃棄物」という。)の判断に関する業務を行う。</p> <p>ただし、放射線管理課長が所管する業務は除く。</p> <p>(32) 放射線施設課長は、放射線測定器類 (<u>環境管理設備は除く。</u>)の管理に関する業務を行う。</p> <p>(33) 環境管理課長は、環境監視に関する業務を行う。</p> <p>(34) 核物質管理課長は、再処理施設において核物質管理に関する業務を行う。</p> <p>ただし、他の職位が所管する業務は除く。</p> <p>(35) 警備課長は、保全区域及び周辺監視区域の出入管理に関する業務を行う。</p> <p>(36) 防災業務課長は、津波その他の事象によって交流電源を供給する全ての設備、使用済燃料、核燃料物質及び使用済燃料を溶解した液体から核燃料物質その他の有用物質を分離した残りの液体の崩壊熱等による過熱を除去する全ての設備並びに水素が発生するおそれのある設備においてその滞留を防止する全ての設備の機能が喪失した場合(以下「交流電源供給機能等喪失時」という。)における再処理施設の保全のための活動を行う体制の整備並びに火災が発生した場合における消防吏員への通報、消火又は延焼の防止その他消防隊が火災の現場に到着するまでに行う活動(以下「初期消火活動」という。)のための体制の整備に関する業務を行う。</p> <p>(37) 防災施設課長は、初期消火活動のための資機材の整備に関する業務を行う。</p> <p>(38) 保全計画課長は、再処理工場の各課が実施する <u>保修</u>等の計画の総括に関する業務を行う。</p> <p>(39) 保全技術課長は、<u>保守管理</u>に係る計画の技術的事項の総括に関する業務を行う。</p> <p>(40) 計装技術課長は、計装設備の <u>保守管理</u>に係る計画に関する業務を行う。</p> <p>(41) 計装設計課長は、計装設備の改造に係る設計に関する業務を行う。</p> <p>(42) 電気技術課長は、電気設備の <u>保守管理</u>に係る計画に関する業務を行う。</p> <p>(43) 火災防護課長は、再処理施設の建物等に設置する火災検出装置の保守に関する業務を行う。</p> <p>(44) 機械技術課長は、機械設備の <u>保守管理</u>に係る計画に関する業務を行う。</p> <p>(45) 技術課長は、保安教育の実施計画、使用済燃料の搬入前の確認及び事故等に係る記録に関する業務を行う。</p>	<p>技術課長を指揮し、廃棄物管理課長、ユーティリティ施設課長、安全ユーティリティ課長及び輸送技術課長の所管する保安に関する業務を統括する。</p> <p>(29) 統括当直長は、再処理施設の使用済燃料による総合試験のための操作及びその他の操作に関する業務を行う。</p> <p>ただし、燃料管理課長及び廃棄物管理課長が所管する業務を除く。</p> <p>(30) 品質保証課長は、事業部長が行う <u>品質マネジメントシステム</u>に係る業務の記録に関する業務を行う。</p> <p>(31) 品質管理課長は、製品の品質管理に関する業務を行う。</p> <p>ただし、他の職位が所管する業務は除く。</p> <p><u>(32) 事業者検査課長は、使用前事業者検査等に関する業務を行う。</u></p> <p>(33) 放射線管理課長は、放射線業務従事者の被ばく管理及び放射性廃棄物の放出管理に関する業務を行う。</p> <p>(34) 放射線安全課長は、管理区域の出入管理、放射線管理及び「原子力施設において設置された資材等又は使用された物品であって「核燃料物質及び核燃料物質によって汚染されたもので廃棄しようとするもの」でない廃棄物」(以下「放射性廃棄物でない廃棄物」という。)の判断に関する業務を行う。</p> <p>ただし、放射線管理課長が所管する業務は除く。</p> <p>(35) 放射線施設課長は、放射線測定器類の管理に関する業務を行う。</p> <p>(36) 環境管理課長は、環境監視に関する業務を行う。</p> <p>(37) 核物質管理課長は、再処理施設において核物質管理に関する業務を行う。</p> <p>ただし、他の職位が所管する業務は除く。</p> <p>(38) 警備課長は、保全区域及び周辺監視区域の出入管理に関する業務を行う。</p> <p>(39) 防災業務課長は、津波その他の事象によって交流電源を供給する全ての設備、使用済燃料、核燃料物質及び使用済燃料を溶解した液体から核燃料物質その他の有用物質を分離した残りの液体の崩壊熱等による過熱を除去する全ての設備並びに水素が発生するおそれのある設備においてその滞留を防止する全ての設備の機能が喪失した場合(以下「交流電源供給機能等喪失時」という。)における再処理施設の保全のための活動を行う体制の整備並びに火災が発生した場合における消防吏員への通報、消火又は延焼の防止その他消防隊が火災の現場に到着するまでに行う活動(以下「初期消火活動」という。)のための体制の整備に関する業務を行う。</p> <p>(40) 防災施設課長は、初期消火活動のための資機材の整備に関する業務を行う。</p> <p>(41) 保全計画課長は、再処理工場の各課が実施する <u>点検、工事</u>等の計画の総括に関する業務を行う。</p> <p>(42) 保全技術課長は、<u>点検、工事等</u>に係る計画の技術的事項の総括に関する業務を行う。</p> <p>(43) 計装技術課長は、計装設備の <u>点検、工事等</u>に係る計画に関する業務を行う。</p> <p>(44) 計装設計課長は、計装設備の改造 (<u>以下、使用済燃料等の取扱いを開始した施設における第5条7.3の設計開発を伴う設備の変更を「改造」という。</u>)に係る設計に関する業務を行う。</p> <p>(45) 電気技術課長は、電気設備の <u>点検、工事等</u>に係る計画に関する業務を行う。</p> <p>(46) 火災防護課長は、再処理施設の建物等に設置する火災検出装置の保守に関する業務を行う。</p> <p>(47) 機械技術課長は、機械設備の <u>点検、工事等</u>に係る計画に関する業務を行う。</p> <p>(48) 技術課長は、保安教育の実施計画、使用済燃料の搬入前の確認及び事故等に係る記録に関する業務を行う。</p>	<p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更(検査の独立性確保のための組織の設置)</p> <p>管理業務の集約による担当課長の変更</p> <p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更(再処理規則の改正を踏まえた記載の適正化)</p>

再処理施設保安規定 新旧対照表 (32 / 70)

現 行	変更後	変更理由
<p>(46) 許認可業務課長は、設計及び工事の<u>方法</u>の認可、<u>使用前検査及び施設定期検査</u>に関する業務を行う。</p> <p>(47) 保安管理課長は、第 124 条に基づく再処理施設の定期的な評価に関する業務を行う。</p> <p>(48) 輸送技術課長は、使用済燃料を収納した輸送容器の搬入時の確認に関する業務を行う。</p> <p>(49) エンジニアリングセンター長は、設計部長及びプロジェクト部長を指揮し、設計部長及びプロジェクト部長の所管する保安に関する業務を統括する。</p> <p>(50) 技術管理部長は、技術本部長が行う<u>品質保証</u>に係る業務を補佐する。</p> <p>(51) 土木建築部長は、土木建築技術課長、耐震技術課長、土木課長及び建築課長を指揮し、土木建築技術課長、耐震技術課長、土木課長及び建築課長の所管する保安に関する業務を統括する。</p> <p>(52) 設計部長は、再処理施設の改造に係る設計に関する業務を行う。</p> <p>(53) プロジェクト部長は、再処理施設の改造に係る設計に関する技術的事項の総括に関する業務を行う。</p> <p>(54) 土木建築技術課長は、建物及び洞道の改造に係る設計に関する業務を行う。</p> <p>(55) 耐震技術課長は、建物及び洞道の改造に係る耐震設計に関する業務を行う。</p> <p>(56) 土木課長は、洞道の改造に係る工事に関する業務を行う。</p> <p>(57) 建築課長は、建物の改造に係る工事に関する業務を行う。</p> <p>(58) 別表 1 の課長は、同表に定める管理担当課長及び保修担当課長として、施設の管理及び<u>保修</u>に係る業務を行う。</p> <p>また、再処理工場に所属する管理担当課長は、所管する施設の管理に係る使用済燃料による総合試験に関する業務（統括当直長が行う再処理施設の操作に関する業務は除く。）を行う。</p> <p><u>(新規追加)</u></p>	<p>(49) 許認可業務課長は、設計及び工事の<u>計画</u>の認可、<u>使用前確認の申請</u>及び<u>定期事業者検査の報告</u>に関する業務を行う。</p> <p><u>ただし、他の職位が所管する業務を除く。</u></p> <p>(50) 保安管理課長は、第 124 条に基づく再処理施設の定期的な評価に関する業務を行う。</p> <p>(51) 輸送技術課長は、使用済燃料を収納した輸送容器の搬入時の確認に関する業務を行う。</p> <p>(52) エンジニアリングセンター長は、設計部長及びプロジェクト部長を指揮し、設計部長及びプロジェクト部長の所管する保安に関する業務を統括する。</p> <p>(53) 技術管理部長は、技術本部長が行う<u>品質マネジメントシステム</u>に係る業務を補佐する。</p> <p>(54) 土木建築部長は、土木建築技術課長、耐震技術課長、土木課長及び建築課長を指揮し、土木建築技術課長、耐震技術課長、土木課長及び建築課長の所管する保安に関する業務を統括する。</p> <p>(55) 設計部長は、再処理施設の<u>設置に係る設計及び工事並びに</u>改造に係る設計に関する業務を行う。</p> <p>(56) プロジェクト部長は、再処理施設の<u>設置に係る設計及び工事に関する技術的事項並びに</u>改造に係る設計に関する技術的事項の総括に関する業務を行う。</p> <p>(57) 土木建築技術課長は、建物及び洞道の<u>設置及び</u>改造に係る設計に関する業務を行う。</p> <p>(58) 耐震技術課長は、建物及び洞道の<u>設置及び</u>改造に係る耐震設計に関する業務を行う。</p> <p>(59) 土木課長は、洞道の<u>設置及び</u>改造に係る工事に関する業務を行う。</p> <p>(60) 建築課長は、建物の<u>設置及び</u>改造に係る工事に関する業務を行う。</p> <p>(61) 別表 1 の課長は、同表に定める管理担当課長及び保修担当課長として、施設の管理及び<u>点検、工事等</u>に係る業務を行う。</p> <p>また、再処理工場に所属する管理担当課長は、所管する施設の管理に係る使用済燃料による総合試験に関する業務（統括当直長が行う再処理施設の操作に関する業務は除く。）を行う。</p> <p><u>(62) 第 77 条に定める使用前事業者検査又は第 78 条に定める定期事業者検査の検査実施責任者は、当該検査の実施に関する業務を行う。</u></p>	<p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（原子炉等規制法の改正の反映）</p> <p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（原子炉等規制法の改正の反映）</p> <p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（検査の独立性確保のための職務の追加）</p>
<p>第 4 節 核燃料取扱主任者</p> <p>(核燃料取扱主任者の選任)</p> <p>第 18 条 再処理施設における核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物（以下「核燃料物質等」という。）の取扱いに関して保安の監督を行わせるため、再処理事業所に核燃料取扱主任者及び核燃料取扱主任者が職務を遂行できない場合に当該職務を代行できる代行者を置く。</p> <p>2 核燃料取扱主任者及び代行者は、核燃料取扱主任者免状を有する者のうちから社長が選任する。</p> <p>3 核燃料取扱主任者は、第 17 条に定める保安に係る業務を行う職位を兼務しない。</p>	<p>第 3 節 核燃料取扱主任者</p> <p>(核燃料取扱主任者の選任)</p> <p>第 18 条 再処理施設における核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物（以下「核燃料物質等」という。）の取扱いに関して保安の監督を行わせるため、再処理事業所に核燃料取扱主任者及び核燃料取扱主任者が職務を遂行できない場合に当該職務を代行できる代行者を置く。</p> <p>2 核燃料取扱主任者及び代行者は、核燃料取扱主任者免状を有する者のうち、<u>核燃料物質の取扱いの業務に従事した期間が 3 年以上の者</u>から社長が選任する。</p> <p>3 核燃料取扱主任者は、第 17 条に定める保安に係る業務を行う職位を兼務しない。</p>	<p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（章構成の変更）</p> <p>記載の適正化（原子炉等規制法の反映）</p>
<p>(核燃料取扱主任者の職務等)</p> <p>第 19 条 核燃料取扱主任者は、次に掲げる職務を誠実に行う。</p> <p>(1) <u>保安上必要な場合は、核燃料物質等の取扱いに従事する者へ指示すること。</u></p> <p>(2) <u>保安上必要な場合は、社長、事業部長及び技術本部長に意見を具申すること。</u></p> <p>(3) 第 28 条に定める試験操作計画、第 29 条に定める再処理施設の使用計画、<u>第 77 条</u>に定める<u>保修</u></p>	<p>(核燃料取扱主任者の職務等)</p> <p>第 19 条 核燃料取扱主任者は、次に掲げる職務を誠実に行う。</p> <p>(1) <u>保安上必要な場合は、社長、事業部長及び技術本部長に意見を具申すること。</u></p> <p>(2) <u>保安上必要な場合は、核燃料物質等の取扱いに従事する者へ指示すること。</u></p> <p>(3) 第 28 条に定める試験操作計画、第 29 条に定める再処理施設の使用計画、<u>第 76 条</u>に定める作業</p>	<p>記載の適正化（施設間の整合）</p> <p>記載の適正化（安全委員会と重複する事項の削除）</p>

再処理施設保安規定 新旧対照表 (33 / 70)

現 行	変更後	変更理由
<p>作業実施計画、<u>第 79 条に定める改造計画</u>、第 121 条及び第 122 条に定める保安教育の実施計画<u>並びに</u>第 124 条に定める再処理施設の保全のために実施すべき措置に関する 10 年間の計画について、その内容が保安上妥当であることを<u>審査</u>すること。</p> <p><u>(4) 法律第 46 条に基づく使用前検査のうち性能に係る検査、法律第 46 条の 2 の 3 に基づく施設定期検査、法律第 50 条に基づく保安規定の遵守状況の検査及び法律第 68 条に基づく立入検査に自ら立ち会うか、又は指名する者を立ち合わせて報告させること。</u></p> <p>(5) <u>法律</u>に基づく報告を<u>審査</u>すること。</p> <p>(6) 事業変更許可、設計及び工事の<u>方法</u>の認可並びにこの規定の認可に係る申請の可否を<u>審査</u>すること。</p> <p>(7) 前号の申請について、その内容を<u>審査</u>すること。</p> <p>(8) 第 125 条に示す記録を確認すること。</p> <p>(9) 第 26 条に基づく手順書の制定及び改廃において、その内容が保安上妥当であることを<u>審査</u>すること。</p> <p>(10) 第 28 条に基づく試験手順書並びに第 30 条の 2 に基づく試験要領書及び試験手順書について、その内容が保安上妥当であることを<u>審査</u>すること。</p> <p>(11) 第 40 条に基づくせん断・溶解を行う使用済燃料及びその臨界安全管理方法、第 49 条に基づく抽出塔の流量設定値の設定方法並びに第 63 条第 4 項に基づく放射線計測等に用いる核燃料物質の取扱いに係る措置等が保安上妥当であることを<u>審査</u>すること。</p> <p><u>(新規追加)</u></p> <p>(12) 第 124 条に基づく定期的な評価の内容を審査すること。</p> <p>(13) その他、保安の監督に関して必要なこと。</p> <p><u>2</u> 核燃料物質等の取扱いに従事する者は、核燃料取扱主任者がその保安のために行う指示に従う。</p>	<p>実施計画並びに第 121 条及び第 122 条に定める保安教育の実施計画について、その内容が保安上妥当であることを<u>確認</u>すること。</p> <p>(削除)</p> <p>(4) <u>法</u>に基づく報告を<u>確認</u>すること。</p> <p>(5) <u>再処理施設</u>の事業変更許可、設計及び工事の<u>計画</u>の認可並びにこの規定の<u>変更</u>認可に係る申請の可否を<u>確認</u>すること。</p> <p>(6) 前号の申請について、その内容を<u>確認</u>すること。</p> <p>(7) 第 125 条に示す記録を確認すること。</p> <p>(8) 第 26 条に基づく手順書の制定及び改廃において、その内容が保安上妥当であることを<u>確認</u>すること。</p> <p>(9) 第 28 条に基づく試験手順書並びに第 30 条の 2 に基づく試験要領書及び試験手順書について、その内容が保安上妥当であることを<u>確認</u>すること。</p> <p>(10) 第 40 条に基づくせん断・溶解を行う使用済燃料及びその臨界安全管理方法、第 49 条に基づく抽出塔の流量設定値の設定方法並びに第 63 条第 4 項に基づく放射線計測等に用いる核燃料物質の取扱いに係る措置等が保安上妥当であることを<u>確認</u>すること。</p> <p>(11) <u>第 79 条に基づく再処理施設の経年劣化に関する技術的な評価の結果及びこれに基づく長期施設管理方針の内容を確認すること</u></p> <p>(12) 第 124 条に基づく定期的な評価の内容を<u>確認</u>すること。</p> <p>(13) その他、保安の監督に関して必要なこと。</p> <p><u>2 社長、事業部長及び技術本部長は、核燃料取扱主任者から意見の具申を受けた場合は、その意見を尊重する。</u></p> <p>3 核燃料物質等の取扱いに従事する者は、核燃料取扱主任者がその保安のために行う指示に従う。</p>	<p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（計画の名称の変更）</p> <p>記載の適正化（施設間の整合）</p> <p>記載の適正化</p> <p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（原子炉等規制法の改正の反映）</p> <p>記載の適正化（施設間の整合）</p>
<p>第<u>5</u>節 会議体</p> <p>（品質・保安会議の審議事項、構成等）</p> <p>第 20 条 品質・保安会議は、次の各号に定める事項について、保安に係る基本方針を全社的観点から審議する。</p> <p>(1) 再処理施設の事業変更許可申請を伴う変更</p> <p>(2) この規定の変更</p> <p>(3) 社長が必要と認める<u>品質保証に関する事項</u>（関係法令及び保安規定の遵守<u>並びに安全文化醸成</u>に関する事項を含む。）</p> <p>(4) <u>第 124 条に基づく定期的な評価</u></p> <p>(5) <u>第 124 条に基づく再処理施設の保全のために実施すべき措置に関する 10 年間の計画</u></p> <p>2、3、4、5、6 （略）</p>	<p>第<u>4</u>節 会議体</p> <p>（品質・保安会議の審議事項、構成等）</p> <p>第 20 条 品質・保安会議は、次の各号に定める事項について、保安に係る基本方針を全社的観点から審議する。</p> <p>(1) 再処理施設の事業変更許可申請を伴う変更</p> <p>(2) この規定の変更</p> <p>(3) 社長が必要と認める<u>保安に関する品質マネジメントシステムに係る事項</u>（関係法令及び保安規定の遵守の<u>意識の向上</u>に関する事項を含む。）</p> <p>(4) <u>第 79 条に基づく再処理施設の経年劣化に関する技術的な評価の結果及びこれに基づく長期施設管理方針</u></p> <p>(5) <u>第 124 条に基づく定期的な評価の結果</u></p> <p>2、3、4、5、6 （略）</p>	<p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（章構成の変更）</p> <p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（再処理規則の改正の反映）</p>

再処理施設保安規定 新旧対照表 (34 / 70)

現 行	変更後	変更理由
<p>(再処理安全委員会の審議事項、構成等)</p> <p>第 21 条 再処理安全委員会は、次の各号に定める事項について、保安上の妥当性を再処理施設に係る保安業務全体の観点から審議する。</p> <p><u>(新規追加)</u></p> <p>(1) この規定及び「<u>再処理事業部 全社品質保証計画書運用要則</u>」の変更</p> <p>(2) この規定に基づく以下の計画</p> <p>① 試験操作計画</p> <p>② 再処理施設の使用計画</p> <p>③ <u>改造計画</u></p> <p><u>(新規追加)</u></p> <p>④ 保安教育の実施計画</p> <p>⑤ <u>再処理施設の保全のために実施すべき措置に関する 10 年間の計画</u></p> <p><u>(新規追加)</u></p> <p>(3) <u>第 22 条、第 61 条、第 74 条、第 81 条、第 89 条及び第 107 条に基づく規定並びに第 29 条の 2 第 1 項及び第 30 条第 3 項に基づく計画</u></p> <p>(4) <u>第 9 条、第 10 条、第 11 条、第 12 条、第 14 条、第 15 条及び第 120 条に基づき</u>事業部長が定める品質保証に係る規定</p> <p>(5) 第 124 条第 1 項に基づく定期的な評価</p> <p>(6) その他事業部長又は技術本部長が必要と認める事項</p> <p>2 再処理安全委員会は、事業部長が任命する委員長、核燃料取扱主任者のほか、事業部長が選任する委員をもって構成する。</p> <p>3 再処理安全委員会の運営は、次の各号によるものとする。</p> <p>(1) 委員会は、核燃料取扱主任者を含む過半数の委員の出席をもって成立とする。</p> <p>ただし、<u>核燃料取扱主任者が出席できない場合は、代行者</u>を出席させることができる。</p> <p>(2) 委員長が出席できない場合は、委員長が指名する者が委員長の職務を代行する。</p> <p>(3) 委員会の審議事項であって、緊急に処理する必要がある、かつ、委員会の開催が困難な場合は、核燃料取扱主任者を含む過半数の委員の持ち回りにより委員会の審議に替えることができる。</p> <p>4、5、6 (略)</p>	<p>(再処理安全委員会の審議事項、構成等)</p> <p>第 21 条 再処理安全委員会は、<u>事業部長又は技術本部長の諮問を受け</u>、次の各号に定める事項について、保安上の妥当性を再処理施設に係る保安に関する業務全体の観点から審議する。</p> <p><u>(1) 再処理施設の事業変更許可申請に関する事項</u></p> <p><u>(2) 再処理施設の設計及び工事の計画の認可申請に関する事項</u></p> <p>(3) この規定の変更</p> <p>(4) この規定に基づく以下の計画</p> <p>① 試験操作計画</p> <p>② 再処理施設の使用計画</p> <p>③ <u>交流電源供給機能等喪失時における再処理施設の保全のための活動を行う体制に関する計画</u></p> <p>④ <u>初期消火活動のための体制に関する計画</u></p> <p>⑤ <u>第 5 条 7.3 適用の対象と判断した工事に係る作業実施計画</u></p> <p>⑥ <u>再処理施設の経年劣化に関する技術的な評価の実施計画</u></p> <p>⑦ 保安教育の実施計画</p> <p>⑧ <u>再処理施設の定期的な評価の実施計画</u></p> <p>(5) <u>第 5 条の品質マネジメントシステム計画の表 1 及び表 2 に掲げる文書のうち</u>事業部長が定める規定</p> <p>(6) <u>第 79 条に基づく再処理施設の経年劣化に関する技術的な評価の結果及びこれに基づく長期施設管理方針</u></p> <p>(7) 第 124 条第 1 項に基づく定期的な評価の結果</p> <p><u>(8) 保安に関する品質マネジメントシステムに係る事項</u></p> <p>(9) その他事業部長又は技術本部長が必要と認める事項</p> <p>2 再処理安全委員会は、事業部長が任命する委員長、核燃料取扱主任者のほか、事業部長が選任する委員をもって構成する。</p> <p>3 再処理安全委員会の運営は、次の各号によるものとする。</p> <p>(1) 委員会は、核燃料取扱主任者を含む過半数の委員の出席をもって成立とする。</p> <p>ただし、<u>委員が出席できない場合は、委員が指名した代行者 (核燃料取扱主任者においては代行者)</u>を出席させることができる。</p> <p>(2) 委員長が出席できない場合は、委員長が指名する者が委員長の職務を代行する。</p> <p>(3) 委員会の審議事項であって、緊急に処理する必要がある、かつ、委員会の開催が困難な場合は、核燃料取扱主任者を含む過半数の委員の持ち回りにより委員会の審議に替えることができる。</p> <p>4、5、6 (略)</p>	<p>記載の適正化 (施設間の整合)</p> <p>事業変更許可申請の反映による審議事項の追加</p> <p>記載の適正化 (審議対象の記載の整理)</p> <p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 (審議対象の変更)</p> <p>記載の適正化 (審議事項の明確化)</p> <p>記載の適正化 (代理者の明確化)</p>
<p>(安全・品質改革委員会の審議事項、構成等)</p> <p>第 21 条の 2 社長は、次項の審議を行うため、安全・品質改革委員会を設置する。</p> <p>2 安全・品質改革委員会は、<u>品質保証</u>活動の実施状況を確認し、経営として、観察・評価し、取り組みが弱い場合は、要員、組織、予算、調達等の全社の仕組みが機能しているかの観点で審議する。</p>	<p>(安全・品質改革委員会の審議事項、構成等)</p> <p>第 21 条の 2 社長は、次項の審議を行うため、安全・品質改革委員会を設置する。</p> <p>2 安全・品質改革委員会は、<u>品質マネジメントシステムに係る</u>活動の実施状況を確認し、経営として、観察・評価し、取り組みが弱い場合は、要員、組織、予算、調達等の全社の仕組みが機能しているかの観点で審議する。</p>	<p>記載の適正化</p>

再処理施設保安規定 新旧対照表 (35 / 70)

現 行	変更後	変更理由
<p>3～5 (略)</p> <p>第3章 再処理施設の操作</p> <p><u>第1節 再処理施設の操作に係る計画、実施、評価及び改善</u></p> <p><u>(再処理施設の操作に係る計画及び実施)</u></p> <p>第22条 事業部長は、「<u>全社品質保証計画書</u>」に基づき、第10条第2項を満足するように再処理施設の操作に関する計画として「<u>再処理事業所再処理施設保安規定運用要領</u>」を定め、文書化する。</p> <p>2 各職位（この規定において「各職位」とは、組織における課長以上の者をいう。）は、<u>前項の規定に基づき、本章に定める業務を実施する。</u></p>	<p>3～5 (略)</p> <p>第3章 再処理施設の操作</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>第22条 削除</p>	<p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（文書化等を品質マネジメントシステム計画に規定）</p>
<p><u>(再処理施設の操作に係る評価及び改善)</u></p> <p>第23条 事業部長は、<u>前条第2項に基づき業務を実施した職位にその結果を報告させ、これを評価するとともに、予防処置又は是正処置を要すると判断した場合は必要な措置を講じる。</u></p>	<p>第23条 削除</p>	<p>同上</p>
<p>第2節 通 則</p> <p>(操作員の確保)</p> <p>第24条 工場長は、再処理施設の操作に必要な知識等を有すると認めたと者に操作させる。</p> <p>ただし、訓練のために再処理施設を操作させる場合であって、操作に必要な知識を有すると認めたと者の監督の下で、<u>第120条の規定に定める事項</u>を守らせる場合はこの限りでない。</p> <p>2 工場長は、前項の確認を行う場合は、あらかじめ確認の基準を定める。</p> <p>3 工場長は、再処理施設の操作に当たって別表2に定める人員を確保するとともに、操作に応じて必要な人員をそろえる。</p> <p>(新規追加)</p>	<p>第1節 通 則</p> <p>(操作員の確保)</p> <p>第24条 工場長は、再処理施設の操作に必要な知識等を有すると認めたと者に操作させる。</p> <p>ただし、訓練のために再処理施設を操作させる場合であって、操作に必要な知識を有すると認めたと者の監督の下で、<u>第4項に基づく訓練を受ける者が守るべき事項</u>を守らせる場合はこの限りでない。</p> <p>2 工場長は、前項の確認を行う場合は、あらかじめ確認の基準を定める。</p> <p>3 工場長は、再処理施設の操作に当たって別表2に定める人員を確保するとともに、操作に応じて必要な人員をそろえる。</p> <p><u>4 事業部長は、「再処理事業所 再処理施設保安規定運用要領」に、第1項の訓練を受ける者が守るべき事項を定める。</u></p>	<p>同上</p>
<p><u>(巡視・点検)</u></p> <p>第25条 統括当直長及び放射線安全課長は、毎日1回以上、別表3に示す設備等について<u>巡視・点検</u>を行う。</p>	<p><u>(巡視点検)</u></p> <p>第25条 統括当直長及び放射線安全課長は、毎日1回以上、別表3に示す設備等について<u>巡視点検</u>を行う。<u>実施においては、第74条に定める観点を含めて行う。</u></p>	<p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（施設管理との関連の追記）</p>
<p>(操作上の一般事項)</p> <p>第26条 管理担当課長は、所管する施設の操作（第28条及び第30条の2に基づく試験操作計画等に定めるものは除く。）について、事前に目的、手順、操作の結果及び想定した結果を逸脱した場合に採るべき措置を検討し、関連する設備の管理担当課長と協議の上、<u>手順書を定める。</u></p> <p>2 分析課長は、別表4に定める臨界防止に係る確認等に必要な分析について、分析試料の取扱い、分析・測定及び結果の確認に係る手順書を定める。</p>	<p>(操作上の一般事項)</p> <p>第26条 管理担当課長は、所管する施設の操作（第28条及び第30条の2に基づく試験操作計画等に定めるものは除く。）について、事前に目的、手順、操作の結果及び想定した結果を逸脱した場合に採るべき措置を検討し、関連する設備の管理担当課長と協議の上、<u>次の事項を手順書に定める。</u></p> <p><u>① 操作前後に確認すべき事項及び操作に必要な事項に関すること</u></p> <p><u>② 警報作動時の対応内容に関すること</u></p> <p>2 分析課長は、別表4に定める臨界防止に係る確認等に必要な分析について、分析試料の取扱い、分析・測定及び結果の確認に係る手順書を定める。</p>	<p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（再処理規則の改正の反映）</p>

再処理施設保安規定 新旧対照表 (36 / 70)

現 行	変更後	変更理由
<p>3 第1項及び前項の課長は、手順書を定めるに当たっては、核燃料取扱主任者の<u>審査</u>を受ける。</p> <p>4、5、6、7 (略)</p> <p>8 統括当直長は、第3章 (<u>第3節</u>は除く。)、第4章及び第6章に定める再処理施設の操作に係る制限等を満足していないと判断した場合 (第56条第1項第3号に該当する場合は除く。) は、関連する設備の管理担当課長、工場長及び核燃料取扱主任者に報告する。</p>	<p>3 第1項及び前項の課長は、手順書を定めるに当たっては、核燃料取扱主任者の<u>確認</u>を受ける。</p> <p>4、5、6、7 (略)</p> <p>8 統括当直長は、第3章 (<u>第2節</u>は除く。)、第4章及び第6章に定める再処理施設の操作に係る制限等を満足していないと判断した場合 (第56条第1項第3号に該当する場合は除く。) は、関連する設備の管理担当課長、工場長及び核燃料取扱主任者に報告する。</p>	<p>記載の適正化 (施設間の整合)</p> <p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 (章構成の変更)</p>
<p>(試験操作)</p> <p>第28条 各課長は、再処理施設に係る試験操作を行う場合 (第30条の2に基づく場合は除く。) は、次の各号に定める事項を記載した試験操作計画を作成し、事業部長の承認を得る。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>2 事業部長は、前項の計画を承認する場合は、再処理安全委員会に<u>における審議及び核燃料取扱主任者の審査を受ける。</u></p> <p>3 (略)</p> <p>4 事業部長は、前項の報告の内容を評価し、<u>予防処置又は是正処置</u>を要すると判断した場合は必要な措置を講じる。</p> <p>5 管理担当課長は、第1項の試験操作計画に基づき試験手順書を定める場合は、関連する設備の管理担当課長と協議するとともに、核燃料取扱主任者の<u>審査</u>を受ける。</p>	<p>(試験操作)</p> <p>第28条 各課長は、再処理施設に係る試験操作を行う場合 (第30条の2に基づく場合は除く。) は、次の各号に定める事項を記載した試験操作計画を作成し、事業部長の承認を得る。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>2 事業部長は、前項の計画を承認する場合は、再処理安全委員会に<u>諮問し、核燃料取扱主任者の確認を受ける。</u></p> <p>3 (略)</p> <p>4 事業部長は、前項の報告の内容を評価し、<u>改善</u>を要すると判断した場合は必要な措置を講じる。</p> <p>5 管理担当課長は、第1項の試験操作計画に基づき試験手順書を定める場合は、関連する設備の管理担当課長と協議するとともに、核燃料取扱主任者の<u>確認</u>を受ける。</p>	<p>記載の適正化 (施設間の整合)</p> <p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 (品質管理基準規則の制定に伴う変更)</p>
<p>(再処理施設の使用計画)</p> <p>第29条 再処理計画部長は、関係課長と協議し、<u>法律</u>第46条の4に基づく再処理施設の使用計画を作成し、事業部長の承認を得る。</p> <p>2 事業部長は、前項の計画を承認する場合は、再処理安全委員会に<u>における審議及び核燃料取扱主任者の審査を受ける。</u></p> <p>3、4、5 (略)</p> <p>6 事業部長は、前項の報告の内容を評価し、<u>予防処置又は是正処置</u>を要すると判断した場合は必要な措置を講じる。</p>	<p>(再処理施設の使用計画)</p> <p>第29条 再処理計画部長は、関係課長と協議し、<u>法</u>第46条の4に基づく再処理施設の使用計画を作成し、事業部長の承認を得る。</p> <p>2 事業部長は、前項の計画を承認する場合は、再処理安全委員会に<u>諮問し、核燃料取扱主任者の確認を受ける。</u></p> <p>3、4、5 (略)</p> <p>6 事業部長は、前項の報告の内容を評価し、<u>改善</u>を要すると判断した場合は必要な措置を講じる。</p>	<p>記載の適正化 (施設間の整合)</p> <p>記載の適正化 (施設間の整合)</p> <p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 (品質管理基準規則の制定に伴う変更)</p>
<p>(交流電源供給機能等喪失時の体制の整備)</p> <p>第29条の2 防災業務課長は、交流電源供給機能等喪失時における再処理施設の保全のための活動を行う体制に関し、次の各号に定める事項を記載した計画を作成し、事業部長の承認を得る。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p><u>2</u> 各職位は、<u>前項</u>の計画に基づき、必要な措置を講じる。</p> <p><u>3</u> 防災業務課長は、第1項の計画について、訓練及び活動の結果を年1回以上評価し、事業部長に報告する。</p> <p><u>4</u> 事業部長は、前項の報告の内容を評価し、<u>予防処置又は是正処置</u>を要すると判断した場合は必要な措置を講じる。</p>	<p>(交流電源供給機能等喪失時の体制の整備)</p> <p>第29条の2 防災業務課長は、交流電源供給機能等喪失時における再処理施設の保全のための活動を行う体制に関し、次の各号に定める事項を記載した計画を作成し、事業部長の承認を得る。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p><u>2</u> 事業部長は、<u>前項の計画を承認する場合は、再処理安全委員会に諮問する。</u></p> <p><u>3</u> 各職位は、<u>第1項</u>の計画に基づき、必要な措置を講じる。</p> <p><u>4</u> 防災業務課長は、第1項の計画について、訓練及び活動の結果を年1回以上評価し、事業部長に報告する。</p> <p><u>5</u> 事業部長は、前項の報告の内容を評価し、<u>改善</u>を要すると判断した場合は必要な措置を講じる。</p>	<p>記載の適正化 (業務の明確化)</p> <p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 (品質管理基準規則の制定に伴う変更)</p>

再処理施設保安規定 新旧対照表 (37 / 70)

現 行	変更後	変更理由
<p>(地震・火災等発生時の措置)</p> <p>第 30 条 管理担当課長は、あらかじめ定めた測候所等において震度 5 弱以上の地震が観測された場合は、地震終了後、所管する施設の損傷の有無を確認し、その結果を工場長及び核燃料取扱主任者に報告する。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 防災業務課長は、初期消火活動のための体制に関し、次の各号に定める事項を記載した計画を作成し、事業部長の承認を得る。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 火災の早期発見のための第 25 条に基づく<u>巡視・点検</u>の体制及びあらかじめ定めた測候所等において震度 5 弱以上の地震が観測された場合における火災の早期発見のための別表 3 に示す設備等の<u>巡視・点検</u>体制</p> <p><u>4</u> 各職位は、<u>前項</u>の計画に基づき必要な措置を講じる。</p> <p><u>5</u> 防災業務課長は、第 3 項の計画について、総合的な訓練及び初期消火活動の結果を年 1 回以上評価し、事業部長に報告する。</p> <p><u>6</u> 事業部長は、前項の報告の内容を評価し、<u>予防処置又は是正処置</u>を要すると判断した場合は必要な措置を講じる。</p> <p><u>7</u> 統括当直長及び燃料管理課長は、山火事、台風等が所管する施設に対し重大な影響を及ぼすおそれがあると判断した場合は、工場長に報告する。</p> <p><u>8</u> 工場長は、前項の報告を受けた場合は、事業部長及び核燃料取扱主任者と協議し、必要に応じて使用済燃料の再処理を停止する等の措置を講じる。</p>	<p>(地震・火災等発生時の措置)</p> <p>第 30 条 管理担当課長は、あらかじめ定めた測候所等において震度 5 弱以上の地震が観測された場合は、地震終了後、所管する施設の損傷の有無を確認し、その結果を工場長及び核燃料取扱主任者に報告する。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 防災業務課長は、初期消火活動のための体制に関し、次の各号に定める事項を記載した計画を作成し、事業部長の承認を得る。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 火災の早期発見のための第 25 条に基づく<u>巡視点検</u>の体制及びあらかじめ定めた測候所等において震度 5 弱以上の地震が観測された場合における火災の早期発見のための別表 3 に示す設備等の<u>巡視点検</u>体制</p> <p><u>4</u> <u>事業部長は、前項の計画を承認する場合は、再処理安全委員会に諮問する。</u></p> <p><u>5</u> 各職位は、<u>第 3 項</u>の計画に基づき必要な措置を講じる。</p> <p><u>6</u> 防災業務課長は、第 3 項の計画について、総合的な訓練及び初期消火活動の結果を年 1 回以上評価し、事業部長に報告する。</p> <p><u>7</u> 事業部長は、前項の報告の内容を評価し、<u>改善</u>を要すると判断した場合は必要な措置を講じる。</p> <p><u>8</u> 統括当直長及び燃料管理課長は、山火事、台風等が所管する施設に対し重大な影響を及ぼすおそれがあると判断した場合は、工場長に報告する。</p> <p><u>9</u> 工場長は、前項の報告を受けた場合は、事業部長及び核燃料取扱主任者と協議し、必要に応じて使用済燃料の再処理を停止する等の措置を講じる。</p>	<p>記載の適正化 (施設間の整合)</p> <p>記載の適正化 (業務の明確化)</p> <p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 (品質管理基準規則の制定に伴う変更)</p>
<p>第<u>2</u>節の 2 使用済燃料による総合試験に係る措置</p> <p>(使用済燃料による総合試験に係る試験要領書等)</p> <p>第 30 条の 2 再処理工場に所属する管理担当課長は、使用済燃料による総合試験のため再処理施設の操作を行う場合は、関連する設備の管理担当課長と協議の上、次の各号に定める事項を記載した試験要領書を定める。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>2 前項の管理担当課長は、前項の試験要領書を定めるに当たっては、核燃料取扱主任者の<u>審査</u>を受けるとともに、複数の管理担当課長が所管する設備に係る試験においては当該設備の管理を統括する部長 (再処理工場全体に係る試験にあつては工場長) の承認を得る。</p> <p>3 第 1 項の管理担当課長は、第 1 項の試験要領書に基づき試験手順書を定める場合は、関連する設備の管理担当課長と協議するとともに、核燃料取扱主任者の<u>審査</u>を受ける。</p>	<p>第<u>1</u>節の 2 使用済燃料による総合試験に係る措置</p> <p>(使用済燃料による総合試験に係る試験要領書等)</p> <p>第 30 条の 2 再処理工場に所属する管理担当課長は、使用済燃料による総合試験のため再処理施設の操作を行う場合は、関連する設備の管理担当課長と協議の上、次の各号に定める事項を記載した試験要領書を定める。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>2 前項の管理担当課長は、前項の試験要領書を定めるに当たっては、核燃料取扱主任者の<u>確認</u>を受けるとともに、複数の管理担当課長が所管する設備に係る試験においては当該設備の管理を統括する部長 (再処理工場全体に係る試験にあつては工場長) の承認を得る。</p> <p>3 第 1 項の管理担当課長は、第 1 項の試験要領書に基づき試験手順書を定める場合は、関連する設備の管理担当課長と協議するとともに、核燃料取扱主任者の<u>確認</u>を受ける。</p>	<p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 (章構成の変更)</p> <p>記載の適正化 (施設間の整合)</p>
<p>(使用済燃料による総合試験の操作における不適合等の管理)</p> <p>第 30 条の 3 管理担当課長は、使用済燃料による総合試験の操作において、所管する施設に関し、安全性に係る機能に係る不適合が発生した場合又は<u>予防処置を要する</u>と判断した場合 (これらの事態を本条において「不適合等」と記す。) は、5 日以内 (休日を除く。) に品質保証課長にその旨を連絡し、<u>「再処理事業部 不適合等管理要領」に基づく措置を開始するとともに</u>、処置を担当する課長とともに的確かつ迅速に措置を完了するように努める。</p>	<p>(使用済燃料による総合試験の操作における不適合等の管理)</p> <p>第 30 条の 3 管理担当課長は、使用済燃料による総合試験の操作において、所管する施設に関し、安全性に係る機能に係る不適合が発生した場合又は<u>不適合の発生が想定される</u>と判断した場合 (これらの事態を本条において「不適合等」と記す。) は、<u>不適合の識別、安全を確保するための措置を開始するとともに</u>、5 日以内 (休日を除く。) に品質保証課長にその旨を連絡し、処置を担当する課長とともに的確かつ迅速に措置を完了するように努める。</p>	<p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 (品質管理基準規則の制</p>

再処理施設保安規定 新旧対照表 (38 / 70)

現 行	変更後	変更理由
<p>なお、総合試験の各項目を終了した場合は、速やかに当該試験に対する不適合等が抽出されていることを確認する。</p> <p>2 品質保証課長は、前項の連絡を受けた事項について、<u>「再処理事業部 不適合等管理要領」に基づき</u>、不適合に該当するか否か判断するとともに処置内容の妥当性を確認する。</p> <p>なお、処置内容の妥当性の確認に当たっては、保修、安全、運転管理等の技術的能力を有する者から構成する不適合検討ワーキングの意見を聴取する。</p> <p>3 第1項の処置を担当する課長は、別表7の3に定める安全上重要な施設の安全機能に係る不適合等である場合は、不適合等に対する処置方針（試験の中断を要した場合においては再開のために必要な措置を含む。）について事業部長の承認を得る。</p> <p>4 事業部長は、前項の承認に当たっては、再処理安全委員会<u>の審議及び</u>核燃料取扱主任者の<u>審査</u>を受ける。</p> <p>なお、核燃料取扱主任者の<u>審査</u>に当たっては、安全管理部長が<u>「再処理事業部 不適合等管理要領」に基づき</u>不適合等の分類、処置方針（設備の改造が必要な場合の設計の妥当性を含む。）及び水平展開の妥当性を<u>審査</u>する。</p> <p>5、6 (略)</p>	<p>なお、総合試験の各項目を終了した場合は、速やかに当該試験に対する不適合等が抽出されていることを確認する。</p> <p>2 品質保証課長は、前項の連絡を受けた事項について、不適合に該当するか否か判断するとともに処置内容の妥当性を確認する。</p> <p>なお、処置内容の妥当性の確認に当たっては、保修、安全、運転管理等の技術的能力を有する者から構成する不適合検討ワーキングの意見を聴取する。</p> <p>3 第1項の処置を担当する課長は、別表7の3に定める安全上重要な施設の安全機能に係る不適合等である場合は、不適合等に対する処置方針（試験の中断を要した場合においては再開のために必要な措置を含む。）について事業部長の承認を得る。</p> <p>4 事業部長は、前項の承認に当たっては、再処理安全委員会<u>に諮問し</u>、核燃料取扱主任者の<u>確認</u>を受ける。</p> <p>なお、核燃料取扱主任者の<u>確認</u>に当たっては、安全管理部長が不適合等の分類、処置方針（設備の改造が必要な場合の設計の妥当性を含む。）及び水平展開の妥当性を<u>確認</u>する。</p> <p>5、6 (略)</p>	<p>定、品質マネジメントシステム計画の規定に伴う変更)</p> <p>記載の適正化（施設間の整合)</p>
<p>第<u>3</u>節 保安上特に管理を必要とする設備</p> <p>(プール水冷却系及び補給水設備)</p> <p>第31条 (略)</p>	<p>第<u>2</u>節 保安上特に管理を必要とする設備</p> <p>(プール水冷却系及び補給水設備)</p> <p>第31条 (略)</p>	<p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更(章構成の変更)</p>
<p>(設備に求められる状態の確認等に係る措置)</p> <p>第39条 統括当直長及び各課長は、第25条に基づく<u>「巡視・点検及び第76条に基づく施設定期自主検査等において、別表8～別表19に定める「設備に求められる状態」を満足していることについて確認する。」</u></p> <p><u>2 前項の課長等は、確認の結果、別表8～別表19に定める「設備に求められる状態」を満足していないおそれがあると判断した場合は、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋天井クレーン及び燃焼度計測装置にあっては燃料管理課長に、また、その他の設備にあっては統括当直長に直ちに連絡する。</u></p> <p><u>なお、予防保全を目的とした保修作業を行うため、計画的に別表8～別表19に定める「設備に求められる状態」外に移行する場合は、当該状態を満足しない場合とは見なさない。</u></p> <p>3 統括当直長及び燃料管理課長は、<u>「第1項に基づく確認を実施していない期間においても、別表8～別表19に定める「設備に求められる状態」を満足しないおそれのある事態が発見された場合は、「設備に求められる状態」を満足しているかどうかの判断を行う。</u></p> <p>4 統括当直長及び各課長は、別表8～別表19に定める「設備に求められる状態」を確認するために検査を実施している期間は、当該状態を満足していないと判断しなくてもよい。</p>	<p>(設備に求められる状態の確認等に係る措置)</p> <p>第39条 統括当直長及び各課長は、第25条に基づく<u>「巡視点検、第74条に基づく点検、自主検査等及び第78条の定期事業者検査による確認の結果、別表8～別表19に定める「設備に求められる状態」を満足していないおそれがあると判断した場合は、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋天井クレーン及び燃焼度計測装置にあっては燃料管理課長に、また、その他の設備にあっては統括当直長に直ちに連絡する。」</u></p> <p><u>2 統括当直長及び燃料管理課長は、前項の確認の結果及び前項の確認以外で別表8～別表19に定める「設備に求められる状態」を満足しないおそれのある事態が発見された場合並びに前項に基づく連絡を受けた場合は、「設備に求められる状態」を満足しているかどうかの判断を行う。</u></p> <p><u>3 統括当直長及び各課長は、予防保全を目的とした点検、工事等の作業を行うため、計画的に別表8～別表19に定める「設備に求められる状態」外に移行する場合は、当該状態を満足しない場合とは見なさない。</u></p> <p>4 統括当直長及び各課長は、別表8～別表19に定める「設備に求められる状態」を確認するために<u>あらかじめ計画された試験及び</u>検査を実施している期間は、当該状態を満足していないと判断しなくてもよい。</p>	<p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更(再処理施設の改正の反映)</p> <p>記載の適正化(前項の連絡に対する判断実施の明確化。)</p> <p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更(施設管理との整合)</p>

再処理施設保安規定 新旧対照表 (39 / 70)

現 行	変更後	変更理由
5、6 (略)	5、6 (略)	
<p style="text-align: center;">第4節 せん断処理施設及び溶解施設</p> <p>(せん断・溶解を行う使用済燃料)</p> <p>第40条 前処理課長は、せん断・溶解を行う使用済燃料及びその臨界安全管理方法について、次の各号の事項を定める。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>2 前処理課長は、前項の事項を定めるに当たっては、次の事項を遵守するとともに、核燃料取扱主任者の<u>審査</u>を受ける。</p> <p>(1)～(3) (略)</p>	<p style="text-align: center;">第3節 せん断処理施設及び溶解施設</p> <p>(せん断・溶解を行う使用済燃料)</p> <p>第40条 前処理課長は、せん断・溶解を行う使用済燃料及びその臨界安全管理方法について、次の各号の事項を定める。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>2 前処理課長は、前項の事項を定めるに当たっては、次の事項を遵守するとともに、核燃料取扱主任者の<u>確認</u>を受ける。</p> <p>(1)～(3) (略)</p>	<p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更(章構成の変更)</p> <p>記載の適正化(施設間の整合)</p>
<p>(せん断・溶解)</p> <p>第41条 統括当直長は、使用済燃料をせん断機に供給する場合は、次の事項を遵守する。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>2 統括当直長は、使用済燃料をせん断する場合は、次の事項を遵守する。</p> <p>(1) せん断機内を不活性な雰囲気とするため、せん断機に窒素ガスを供給する。</p> <p>(2) 前号を満足していないと判断した場合は、使用済燃料のせん断を停止する。</p> <p>なお、本章第4節及び第5節、第4章並びに第6章において「満足していないと判断した場合」における「判断」は、<u>巡視・点検</u>その他の定期の確認において行うほか、判断すべき事項を満足しないおそれのある事態が発見された場合に行う。</p> <p>3 (略)</p>	<p>(せん断・溶解)</p> <p>第41条 統括当直長は、使用済燃料をせん断機に供給する場合は、次の事項を遵守する。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>2 統括当直長は、使用済燃料をせん断する場合は、次の事項を遵守する。</p> <p>(1) せん断機内を不活性な雰囲気とするため、せん断機に窒素ガスを供給する。</p> <p>(2) 前号を満足していないと判断した場合は、使用済燃料のせん断を停止する。</p> <p>なお、本章第3節及び第4節、第4章並びに第6章において「満足していないと判断した場合」における「判断」は、<u>巡視点検</u>その他の定期の確認において行うほか、判断すべき事項を満足しないおそれのある事態が発見された場合に行う。</p> <p>3 (略)</p>	<p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更(章構成の変更)</p>
<p style="text-align: center;">第5節 分離施設、精製施設並びに酸及び溶媒の回収施設</p> <p>(抽出器等で使用する希釈剤)</p> <p>第44条 (略)</p>	<p style="text-align: center;">第4節 分離施設、精製施設並びに酸及び溶媒の回収施設</p> <p>(抽出器等で使用する希釈剤)</p> <p>第44条 (略)</p>	<p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更(章構成の変更)</p>
<p>(抽出塔への供給流量等)</p> <p>第49条 分離課長は、抽出廃液受槽に移送する抽出廃液中のプルトニウム濃度の目標値を■mgPu/L以下として、分離施設の抽出塔に供給する溶解液及び有機溶媒の流量設定値の設定方法を定める。</p> <p>2 分離課長は、前項の設定方法を定めるに当たっては、核燃料取扱主任者の<u>審査</u>を受ける。</p> <p>3 (略)</p>	<p>(抽出塔への供給流量等)</p> <p>第49条 分離課長は、抽出廃液受槽に移送する抽出廃液中のプルトニウム濃度の目標値を■mgPu/L以下として、分離施設の抽出塔に供給する溶解液及び有機溶媒の流量設定値の設定方法を定める。</p> <p>2 分離課長は、前項の設定方法を定めるに当たっては、核燃料取扱主任者の<u>確認</u>を受ける。</p> <p>3 (略)</p>	<p>記載の適正化(施設間の整合)</p>
<p style="text-align: center;">第6節 脱硝施設</p> <p>(ウラン脱硝)</p> <p>第53条 (略)</p>	<p style="text-align: center;">第5節 脱硝施設</p> <p>(ウラン脱硝)</p> <p>第53条 (略)</p>	<p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更(章構成の変更)</p>
<p style="text-align: center;">第7節 その他再処理設備の附属施設</p>	<p style="text-align: center;">第6節 その他再処理設備の附属施設</p>	<p>原子力規制における検査制度の見直し</p>

再処理施設保安規定 新旧対照表 (40 / 70)

現 行	変更後	変更理由
<p>(分析設備におけるプルトニウムの取扱い) 第 55 条 (略)</p>	<p>(分析設備におけるプルトニウムの取扱い) 第 55 条 (略)</p>	<p>しに伴う変更 (章構成の変更)</p>
<p>第 8 節 異常時の措置</p> <p>(異常時の措置) 第 56 条 統括当直長及び燃料管理課長は、所管する業務において次の各号に該当すると判断した場合は、直ちに事態の把握に努め、その状態の解消及び拡大防止に必要な措置を講じる。 (1)～(2) (略) (3) 第 3 章 (第 3 節は除く。)、第 4 章及び第 6 章に定める再処理施設の操作に係る制限等を満足していないと判断した場合 ただし、当該規定に定められた措置を講じてその状態を解消した場合は除く。 (4)～(5) (略) 2、3 (略)</p>	<p>第 7 節 異常時の措置</p> <p>(異常時の措置) 第 56 条 統括当直長及び燃料管理課長は、所管する業務において次の各号に該当すると判断した場合は、直ちに事態の把握に努め、その状態の解消及び拡大防止に必要な措置を講じる。 (1)～(2) (略) (3) 第 3 章 (第 2 節は除く。)、第 4 章及び第 6 章に定める再処理施設の操作に係る制限等を満足していないと判断した場合 ただし、当該規定に定められた措置を講じてその状態を解消した場合は除く。 (4)～(5) (略) 2、3 (略)</p>	<p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 (章構成の変更)</p>
<p>第 4 章 核燃料物質の管理</p> <p><u>第 1 節 核燃料物質の管理に係る計画、実施、評価及び改善</u></p> <p><u>(核燃料物質の管理に係る計画及び実施)</u> 第 61 条 事業部長は、「全社品質保証計画書」に基づき、第 10 条第 2 項を満足するように核燃料物質の管理に関する計画として「再処理事業所再処理施設保安規定運用要領」を定め、文書化する。 2 各職位は、前項の規定に基づき、本章に定める業務を実施する。</p>	<p>第 4 章 核燃料物質の管理</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>第 61 条 削除</p>	<p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 (文書化等を品質マネジメントシステム計画に規定)</p>
<p><u>(核燃料物質の管理に係る評価及び改善)</u> 第 62 条 事業部長は、前条第 2 項に基づき業務を実施した職位にその結果を報告させ、これを評価するとともに、予防処置又は是正処置を要すると判断した場合は必要な措置を講じる。</p>	<p>第 62 条 削除</p>	<p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 (文書化等を品質マネジメントシステム計画に規定)</p>
<p>第 2 節 通 則</p> <p>(管理上の一般事項) 第 63 条 燃料管理課長は、使用済燃料の受入れ、貯蔵等を行う場合は、次の事項を遵守する。 (1)～(3) (略) 2 (略) 3 燃料管理課長は使用済燃料貯蔵設備において、また、脱硝課長はウラン酸化物貯蔵設備及びウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵設備において、それぞれ目につきやすい場所に貯蔵上の注意事項を掲示する等、使用済燃料の再処理の事業に関する規則 (以下「再処理規則」という。) 第 15 条に基づき</p>	<p>第 1 節 通 則</p> <p>(管理上の一般事項) 第 63 条 燃料管理課長は、使用済燃料の受入れ、貯蔵等を行う場合は、次の事項を遵守する。 (1)～(3) (略) 2 (略) 3 燃料管理課長は使用済燃料貯蔵設備において、また、脱硝課長はウラン酸化物貯蔵設備及びウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵設備において、それぞれ目につきやすい場所に貯蔵上の注意事項を掲示する等、<u>「使用済燃料の再処理の事業に関する規則」</u> (以下「再処理規則」という。) 第 15 条に基づき</p>	<p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 (章構成の変更) 記載の適正化</p>

再処理施設保安規定 新旧対照表 (41 / 70)

現 行	変更後	変更理由
<p>要な措置を講じる。</p> <p>4 各課長は、放射線計測、機器の校正等に用いる核燃料物質（使用済燃料、使用済燃料から分離された核燃料物質及びこれらと合わせて管理する核燃料物質並びに第5項及び第6項に定める核燃料物質は除く。）を取り扱う場合は、次の事項を遵守するとともに、取り扱う核燃料物質の種類及び量並びに保安上の措置について核燃料取扱主任者の<u>審査</u>を受けた上で、事業部長の承認を得る。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>5、6、7 (略)</p>	<p>必要な措置を講じる。</p> <p>4 各課長は、放射線計測、機器の校正等に用いる核燃料物質（使用済燃料、使用済燃料から分離された核燃料物質及びこれらと合わせて管理する核燃料物質並びに第5項及び第6項に定める核燃料物質は除く。）を取り扱う場合は、次の事項を遵守するとともに、取り扱う核燃料物質の種類及び量並びに保安上の措置について核燃料取扱主任者の<u>確認</u>を受けた上で、事業部長の承認を得る。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>5、6、7 (略)</p>	<p>記載の適正化（施設間の整合）</p>
<p>第<u>3</u>節 使用済燃料の受入れ、貯蔵等</p> <p>(搬入する使用済燃料の確認)</p> <p>第64条 (略)</p>	<p>第<u>2</u>節 使用済燃料の受入れ、貯蔵等</p> <p>(搬入する使用済燃料の確認)</p> <p>第64条 (略)</p>	<p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（章構成の変更）</p>
<p>(輸送容器の取扱い)</p> <p>第65条 輸送技術課長は、再処理施設に使用済燃料を収納した輸送容器を搬入する場合は、<u>法律</u>第59条第2項に基づく運搬確認証の写し等及び当該輸送容器の銘板により、次の事項を確認する。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>2、3 (略)</p>	<p>(輸送容器の取扱い)</p> <p>第65条 輸送技術課長は、再処理施設に使用済燃料を収納した輸送容器を搬入する場合は、<u>法</u>第59条第2項に基づく運搬確認証の写し等及び当該輸送容器の銘板により、次の事項を確認する。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>2、3 (略)</p>	<p>記載の適正化（施設間の整合）</p>
<p>第<u>4</u>節 製品の貯蔵</p> <p>(ウラン酸化物の貯蔵)</p> <p>第72条 (略)</p>	<p>第<u>3</u>節 製品の貯蔵</p> <p>(ウラン酸化物の貯蔵)</p> <p>第72条 (略)</p>	<p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（章構成の変更）</p>
<p>第5章 <u>保守</u>管理</p> <p><u>第1節 保守管理に係る計画、実施、評価及び改善</u></p> <p>(保守管理に係る計画及び実施)</p> <p>第74条 <u>事業部長は、「全社品質保証計画書」に基づき、第10条第2項を満足するように保守管理に関する計画として「再処理事業所再処理施設保安規定運用要領」を定め、文書化する。</u></p> <p><u>事業部長は、「再処理事業所再処理施設保安規定運用要領」を定めるに当たり、技術本部長と協議する。</u></p> <p><u>2 事業部長は、前項の計画において、保守点検を行った事業者から得られた保安の向上に資するために必要な技術情報及び第12条に基づき取得した調達物品等の維持又は運用に必要な技術情報を他の再処理事業者と共有するための措置について定める。</u></p> <p><u>3 事業部長は、第1項の計画において、別表31の2に定める再処理施設の設備等の性能の維持のために行う部品交換等の措置について、以下の事項を定める。</u></p> <p><u>(1) 別表31の2の対象に係る基準</u></p>	<p>第5章 <u>施設</u>管理</p> <p>(削除)</p> <p>(<u>施設管理計画</u>)</p> <p>第74条 <u>再処理施設について事業指定（変更許可）を受けた設備に係る事項及び「再処理施設の技術基準に関する規則」を含む要求事項への適合を維持し、再処理施設の安全を確保するため、以下の施設管理計画を定める。</u></p>	<p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（再処理規則の改正の反映）</p> <p>原子力規制における検査制度の見直し</p>

再処理施設保安規定 新旧対照表 (42 / 70)

現 行	変更後	変更理由
<p><u>(2) 経年変化により想定される事象等を検知するための点検等の計画及び当該事象を検知した場合の措置 (安全確保のための措置を含む。)</u></p> <p><u>(3) 性能の維持に必要な部品交換等の措置及び検査、それらの記録の作成等</u></p> <p><u>(4) あらかじめ想定していない変化等により部品交換等が必要となった場合における設計及び工事の方法の認可に係る申請並びに使用前検査の受検の要否の確認</u></p> <p><u>(5) その他、本項を適切に運用するために必要な事項</u></p> <p><u>4 各職位は、第1項の規定に基づき、本章に定める業務を実施する。</u></p>	<p><u>1 施設管理方針及び施設管理目標</u></p> <p><u>(1) 社長は、再処理施設の安全確保を最優先として、施設管理の継続的な改善を図るため、施設管理の現状等を踏まえ、施設管理方針を定める。また、11の施設管理の有効性評価の結果、及び施設管理を行う観点から特別な状態 (6.3参照) を踏まえ施設管理方針の見直しを行う。</u></p> <p><u>(2) さらに、第79条に定める長期施設管理方針を策定又は変更した場合は、長期施設管理方針に従い保全を実施することを施設管理方針に反映する。</u></p> <p><u>(3) 事業部長は、施設管理方針に基づき、施設管理の改善を図るための施設管理目標を設定する。また、11の施設管理の有効性評価の結果、及び施設管理を行う観点から特別な状態 (6.3参照) を踏まえ施設管理目標の見直しを行う。</u></p> <p><u>2 保全プログラムの策定</u></p> <p><u>事業部長は、保全企画部長に1の施設管理目標を達成するため3から10の施設管理の実施に必要なプロセスを保全プログラムとして策定させる。また、11の施設管理の有効性評価の結果、及び施設管理を行う観点から特別な状態 (6.3参照) を踏まえ保全プログラムの見直しを行わせる。</u></p> <p><u>3 保全対象範囲の策定</u></p> <p><u>管理担当課長は、再処理施設の中から、保全を行うべき対象範囲を選定する。</u></p> <p><u>4 施設管理の重要度の設定</u></p> <p><u>4.1 保全重要度の設定</u></p> <p><u>管理担当課長は、3の保全対象範囲について、構築物、系統及び機器の保全活動の管理に用いる重要度 (以下「保全重要度」という。) を設定する。</u></p> <p><u>(1) 機器の保全重要度は、再処理施設の安全性を確保するため、「再処理施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」 (以下、「事業指定基準規則」という。) に基づき系統を分類し、当該機器が属する系統の分類に基づき設定する。この際、機器が故障した場合の系統機能への影響、運転経験等を考慮することができる。</u></p> <p><u>(2) 構築物の保全重要度は、(1)に基づき設定する。</u></p> <p><u>(3) 次項以降の保全活動は重要度に応じた管理を行う。</u></p> <p><u>4.2 設計及び工事の重要度の設定</u></p> <p><u>(1) 設計及び工事を実施する各職位は、再処理施設の安全性を確保するため、事業指定基準規則に基づく安全機能分類上の重要度を考慮して設計及び工事に用いる重要度を設定する。</u></p> <p><u>(2) 次項以降の設計及び工事は重要度に応じた管理を行う。</u></p>	<p>しに伴う変更 (施設管理計画の規定に伴う部品交換等の措置に係る規定の削除)</p> <p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 (再処理規則の改正の反映)</p>

再処理施設保安規定 新旧対照表 (43 / 70)

現 行	変更後	変更理由
	<p><u>5 保全活動管理指標の設定、監視計画の策定及び監視</u></p> <p><u>(1) 保全技術課長は、保全の有効性を監視、評価するために4の施設管理の重要度を踏まえ、施設管理目標の中でプラントレベル及び系統レベルの保全活動管理指標を設定する。</u></p> <p><u>(2) 保全技術課長は、前号の保全活動管理指標の目標値を設定する。また、10の保全の有効性評価の結果を踏まえ保全活動管理指標の目標値の見直しを行う。</u></p> <p><u>(3) 保全技術課長は、保全活動管理指標の監視項目、監視方法及び算出周期を具体的に定めた監視計画を策定する。なお、監視計画には、計画の始期及び期間に関することを含める。</u></p> <p><u>(4) 保全技術課長は、監視計画に従い保全活動管理指標に関する情報の採取及び監視を実施し、その結果を記録する。</u></p> <p><u>6 施設管理実施計画の策定</u></p> <p><u>(1) 技術課長は、3の保全対象範囲に対して実施する保全活動及び事業変更許可に基づき実施する設備の設置に係る業務に対し、6.1から6.3の計画に基づき次の事項を含む施設管理実施計画を策定し、事業部長の承認を得る。</u></p> <p><u>a. 施設管理実施計画の始期及び期間</u></p> <p><u>b. 再処理施設の設計及び工事の計画</u></p> <p><u>c. 再処理施設の巡視（再処理施設の保全のために実施するものに限る。）</u></p> <p><u>d. 再処理施設の点検等の方法、実施頻度及び時期（再処理施設の操作中及び操作停止中の区別を含む。）</u></p> <p><u>e. 再処理施設の工事及び点検等を実施する際に行う保安の確保のための措置</u></p> <p><u>f. 再処理施設の設計、工事、巡視及び点検等の結果の確認及び評価の方法</u></p> <p><u>g. 上記f.の確認及び評価の結果を踏まえて実施すべき処置（未然防止処置を含む。）に関すること</u></p> <p><u>h. 再処理施設の施設管理に関する記録に関すること</u></p> <p><u>(2) 6.1から6.3の計画を策定する各職位は、計画の策定に当たり、4の施設管理の重要度を勘案し、必要に応じて次の事項及び10の保全の有効性評価の結果を考慮する。</u></p> <p><u>a. 運転実績、事故及び故障事例等の運転経験</u></p> <p><u>b. 使用環境及び設置環境</u></p> <p><u>c. 劣化、故障モード</u></p> <p><u>d. 機器の構造等の設計的知見</u></p> <p><u>e. 科学的知見</u></p> <p><u>(3) 6.1から6.3の計画を策定する各職位は、施設管理の実施段階での再処理施設の安全性が確保されていることを確認するとともに、安全機能に影響を及ぼす可能性のある行為を把握し、計画を策定する。</u></p> <p><u>6.1 点検計画の策定</u></p> <p><u>(1) 保修担当課長は、再処理施設の操作中及び操作停止中に点検を実施する場合は、あらかじめ保全方式を選定し、点検の方法並びにそれらの実施頻度及び実施時期を定めた点検計画を策定する。</u></p> <p><u>(2) 保修担当課長は、構築物、系統及び機器の適切な単位ごとに、予防保全を基本として、以下</u></p>	<p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（再処理規則の改正の反映）</p>

再処理施設保安規定 新旧対照表 (44 / 70)

現 行	変更後	変更理由
	<p><u>に示す保全方式から適切な方式を選定する。</u></p> <p><u>a. 予防保全</u></p> <p>① <u>時間基準保全</u></p> <p>② <u>状態基準保全</u></p> <p><u>b. 事後保全</u></p> <p><u>(3) 保修担当課長は、選定した保全方式の種類に応じて、次の事項を定める。</u></p> <p><u>a. 時間基準保全</u></p> <p><u>点検を実施する時期までに、次の事項を定める。</u></p> <p>① <u>点検の具体的方法</u></p> <p>② <u>構築物、系統及び機器が所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要なデータ項目、評価方法及び管理基準</u></p> <p>③ <u>実施頻度</u></p> <p>④ <u>実施時期</u></p> <p><u>なお、時間基準保全を選定した機器に対して、運転中に設備診断技術を使った状態監視データ採取、状態監視として巡視点検又は定例試験を実施する場合は、状態監視の内容に応じて、状態基準保全を選定した場合に準じて必要な事項を定める。</u></p> <p><u>b. 状態基準保全</u></p> <p>① <u>設備診断技術を使い状態監視データを採取する時期までに、次の事項を定める。</u></p> <p>i) <u>状態監視データの具体的採取方法</u></p> <p>ii) <u>機器の故障の兆候を検知するために必要な状態監視データ項目、評価方法及び必要な対応を適切に判断するための管理基準</u></p> <p>iii) <u>状態監視データ採取頻度</u></p> <p>iv) <u>実施時期</u></p> <p>v) <u>機器の状態が管理基準に達した場合の対応方法</u></p> <p>② <u>巡視点検を実施する時期までに、次の事項を定める。</u></p> <p>i) <u>巡視点検の具体的方法</u></p> <p>ii) <u>構築物、系統及び機器の状態を監視するために必要なデータ項目、評価方法及び管理基準</u></p> <p>iii) <u>実施頻度</u></p> <p>iv) <u>実施時期</u></p> <p>v) <u>機器の状態が管理基準に達するか又は故障の兆候を発見した場合の対応方法</u></p> <p>③ <u>定例試験を実施する時期までに、次の事項を定める。</u></p> <p>i) <u>定例試験の具体的方法</u></p> <p>ii) <u>構築物、系統及び機器が所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要なデータ項目、評価方法及び管理基準</u></p> <p>iii) <u>実施頻度</u></p> <p>iv) <u>実施時期</u></p> <p>v) <u>機器の状態が管理基準に達した場合の対応方法</u></p> <p><u>c. 事後保全</u></p> <p><u>事後保全を選定した場合は、機能喪失の発見後、修復を実施する前に、修復方法、修復後</u></p>	<p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（再処理規則の改正の反映）</p>

再処理施設保安規定 新旧対照表 (45 / 70)

現 行	変更後	変更理由
	<p><u>に所定の機能を発揮することの確認方法及び修復時期を定める。</u></p> <p><u>(4) 管理担当課長又は保修担当課長は、点検を実施する構築物、系統及び機器が所定の機能を発揮しうる状態にあることを、第 78 条に基づき実施する定期事業者検査により確認・評価する時期までに、次の事項を定める。</u></p> <p><u>a. 定期事業者検査の具体的方法</u></p> <p><u>b. 所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要な定期事業者検査の項目、評価方法及び管理基準</u></p> <p><u>c. 定期事業者検査の実施時期</u></p> <p><u>6.2 設計及び工事の計画の策定</u></p> <p><u>(1) 設計及び工事を行う各職位は、あらかじめその方法及び実施時期を定めた設計及び工事の計画を策定する。また、計画の策定段階において、法令に基づく手続き^{※1}の可否について確認を行い、その結果を記録する。</u></p> <p><u>(2) 設計及び工事を行う各職位は、再処理施設の設置又は変更に係る設備の使用を開始する前に使用前点検を行う場合は、使用前点検の方法並びにそれらの実施頻度及び実施時期を定めた使用前点検の計画を策定する。</u></p> <p><u>(3) 設計及び工事を行う各職位は、工事を実施する構築物、系統及び機器が所定の機能を発揮しうる状態にあることを、第 77 条に基づき実施する使用前事業者検査並びに使用前事業者検査以外の検査及び試験（以下「自主検査等」という。）により確認・評価する時期までに、次の事項を定める。</u></p> <p><u>a. 使用前事業者検査及び自主検査等の具体的方法</u></p> <p><u>b. 所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要な使用前事業者検査及び自主検査等の項目、評価方法及び管理基準</u></p> <p><u>c. 使用前事業者検査及び自主検査等の実施時期</u></p> <p><u>※1：法令に基づく手続きとは、法 第 44 条の 4（変更の許可及び届出等）、第 45 条（設計及び工事の計画の認可）、及び第 46 条第 3 項（使用前事業者検査の確認申請）に係る手続きをいう。</u></p> <p><u>6.3 特別な保全計画の策定</u></p> <p><u>(1) 保修担当課長は、地震、事故等により長期停止を伴った設備の保全を実施する場合等は、特別な措置として、あらかじめ再処理施設の状態に応じた保全方法及び実施時期を定めた計画を策定する。</u></p> <p><u>(2) 保修担当課長は、特別な保全計画に基づき保全を実施する構築物、系統及び機器が、所定の機能を発揮しうる状態にあることを点検により確認・評価する時期までに、次の事項を定める。</u></p> <p><u>a. 点検の具体的方法</u></p> <p><u>b. 所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要な点検の項目、評価方法及び管理基準</u></p> <p><u>c. 点検の実施時期</u></p> <p><u>7 施設管理の実施</u></p> <p><u>(1) 施設管理実施計画に定める各職位は、6 で定めた施設管理実施計画に従って施設管理を実施する。</u></p>	<p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（再処理規則の改正の反映）</p>

再処理施設保安規定 新旧対照表 (46 / 70)

現 行	変更後	変更理由
	<p><u>(2) 施設管理実施計画に定める各職位は、施設管理の実施に当たって、第 75 条による設計管理、第 76 条による作業管理を実施するとともに、使用前事業者検査等は、第 77 条、第 78 条に従う。</u></p> <p><u>(3) 各課長及び統括当直長は、再処理施設の状況を日常的に確認し、偶発故障等の発生も念頭に、設備等が正常な状態から外れ、又は外れる兆候が認められる場合に、適切に正常な状態に回復させることができるよう、本号及び第 25 条による巡視を定期的に行う。</u></p> <p><u>(4) 施設管理実施計画に定める各職位は、施設管理の結果について記録する。</u></p> <p><u>8 施設管理の結果の確認・評価</u></p> <p><u>(1) 施設管理を実施した各職位は、あらかじめ定めた方法で、施設管理の実施段階で採取した構築物、系統及び機器の施設管理の結果から所定の機能を発揮しうる状態にあることを、所定の時期^{※2}までに確認・評価し、記録する。</u></p> <p><u>(2) 検査実施責任者は、再処理施設の使用を開始するために、要求事項が満たされていることを合否判定をもって検証するため、使用前事業者検査を実施する。</u></p> <p><u>(3) 施設管理を実施した各職位は、最終的な機能確認では十分な確認・評価ができない場合は、定めたプロセスに基づき、施設管理が実施されていることを、所定の時期^{※2}までに確認・評価し、記録する。</u></p> <p><u>※2：所定の時期とは、所定の機能が要求される時又はあらかじめ計画された施設管理の完了時をいう。</u></p> <p><u>9 不適合管理、是正処置及び未然防止処置</u></p> <p><u>(1) 各職位は、施設管理の対象となる施設及びプロセスを監視し、以下の a. 及び b. に至った場合は、不適合管理を行った上で、是正処置を講じる。</u></p> <p><u>a. 施設管理を実施した構築物、系統及び機器が所定の機能を発揮しうることを確認・評価できない場合</u></p> <p><u>b. 最終的な機能確認では十分な確認・評価ができない場合にあつて、定めたプロセスに基づき、施設管理が実施されていることが確認・評価できない場合</u></p> <p><u>(2) 施設管理を実施する各職位は、他の原子力施設の運転経験等の知見を基に、自らの組織で起こり得る問題の影響に照らし、適切な未然防止処置を講じる。</u></p> <p><u>(3) 施設管理を実施する各職位は、(1) 及び(2) の活動を第 5 条に基づき実施する。</u></p> <p><u>10 保全の有効性評価</u></p> <p><u> 保修担当課長は、保全活動から得られた情報等から、保全の有効性を評価し、保全が有効に機能していることを確認するとともに、継続的な改善につなげる。</u></p> <p><u>(1) 保修担当課長は、あらかじめ定めた時期及び内容に基づき、保全の有効性を評価する。なお、保全の有効性評価は、以下の情報を適切に組み合わせて行う。</u></p> <p><u>a. 保全活動管理指標の監視結果</u></p> <p><u>b. 保全データの推移及び経年劣化の長期的な傾向監視の実績</u></p> <p><u>c. トラブル等運転経験</u></p> <p><u>d. 経年劣化に関する技術的な評価</u></p>	<p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（再処理規則の改正の反映）</p>

再処理施設保安規定 新旧対照表 (47 / 70)

現 行	変更後	変更理由
	<p><u>e. 他プラントのトラブル及び経年劣化傾向に係るデータ</u> <u>f. リスク情報、科学的知見</u> <u>(2) 保守担当課長は、保全の有効性評価の結果を踏まえ、構築物、系統及び機器の保全方式を変更する場合は、6.1に基づき保全方式を選定する。また、構築物、系統及び機器の点検間隔を変更する場合は、保全重要度を踏まえた上で、以下の評価方法を活用して評価する。</u> <u>a. 点検及び取替結果の評価</u> <u>b. 劣化トレンドによる評価</u> <u>c. 類似機器等のベンチマークによる評価</u> <u>d. 研究成果等による評価</u> <u>(3) 保守担当課長は、保全の有効性評価の結果とその根拠及び必要となる改善内容について記録する。</u></p> <p><u>11 施設管理の有効性評価</u> <u>(1) 事業部長は、定期的に6の施設管理実施計画に基づき施設管理を実施した職位に10の保全の有効性評価の結果及び1の施設管理目標の達成状況を報告させ、施設管理の有効性を評価し、施設管理が有効に機能していることを確認するとともに、継続的な改善につなげる。</u> <u>(2) 施設管理を実施した各職位は、施設管理の有効性評価の結果とその根拠及び改善内容について記録する。</u></p> <p><u>12 構成管理</u> <u>施設管理を実施する各職位は、施設管理を通じ以下の要素間の均衡を維持する。</u> <u>(1) 設計要件（第5条 7.2.1に示す業務・機器等に対する要求事項のうち、「構築物、系統及び機器がどのようなものでなければならないか」という要件を含む第75条で実施する設計に対する要求事項をいう。）</u> <u>(2) 施設構成情報（「構築物、系統及び機器がどのようなものか」を示す図書、情報をいう。）</u> <u>(3) 物理的構成（実際の構築物、系統及び機器をいう。）</u></p> <p><u>13 情報共有</u> <u>6の施設管理実施計画に基づき施設管理を実施した職位は、「再処理事業所 再処理施設保安規定運用要領」に基づき、保守点検を行った事業者から得られた保安の向上に資するために必要な技術情報を、他の再処理事業者と情報共有するための措置を講じる。</u></p>	<p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（再処理規則の改正の反映）</p>
<p><u>(保守管理に係る評価及び改善)</u> <u>第75条 事業部長及び技術本部長は、前条第4項に基づき業務を実施した職位にその結果を報告させ、これを評価するとともに、予防処置又は是正処置を要すると判断した場合は必要な措置を講じる。</u> <u>2 技術本部長は、前項に定める必要な措置として前条第1項に基づく規定の変更を要すると判断した場合は、事業部長と協議する。</u></p>	<p>(削除)</p>	<p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（文書化等を品質マネジメントシステム計画に規定）</p>

再処理施設保安規定 新旧対照表 (48 / 70)

現 行	変更後	変更理由
(新規追加)	<p><u>(設計管理)</u> <u>第 75 条 各職位は、再処理施設の工事を行う場合、新たな設計又は過去に実施した設計結果の変更</u><u>に該当するかどうかを判断する。</u> <u>2 各職位は、第 1 項において第 5 条 7.3 の適用の対象と判断した場合、第 5 条 7.3 に従って設計を</u><u>実施する。</u> <u>なお、本条に基づき実施する第 5 条 7.3 の設計開発には、施設管理の結果から得られた反映すべき</u><u>事項、既設設備への影響、次条に定める作業管理及び第 77 条に定める使用前事業者検査の実施を考慮</u><u>する。</u></p>	<p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（保安措置運用ガイドの反映）</p>
(新規追加)	<p><u>(作業管理)</u> <u>第 76 条 各職位は、前条の設計管理の結果に従い工事を実施する。</u> <u>2 各職位は、再処理施設の点検及び工事を行う場合、再処理施設の安全を確保するため次の事項を考</u><u>慮した作業管理を行う。</u> <u>(1) 他の再処理施設及び周辺環境からの影響による作業対象設備の損傷及び劣化の防止</u> <u>(2) 供用中の再処理施設に対する悪影響の防止</u> <u>(3) 使用開始後の管理上重要な初期データの採取</u> <u>(4) 作業工程の管理</u> <u>(5) 使用開始までの作業対象設備の管理</u> <u>(6) 第 6 章に基づく放射性廃棄物管理</u> <u>(7) 第 7 章に基づく放射線管理</u> <u>3 各職位は、以下の各号に該当する工事を実施する場合は、工事に関連する設備等の管理担当課長及</u><u>び統括当直長と協議するとともに、核燃料取扱主任者に報告する。</u> <u>(1) 第 56 条第 1 項に該当する場合に行う補修</u> <u>(2) 再処理施設の改造（設計及び工事の計画の認可又は設計及び工事の計画の届出を行うものに限る）</u> <u>4 各職位は、安全上重要な施設の安全機能に影響を及ぼすおそれのある作業を行う場合は、作業に關</u><u>連する設備等の管理担当課長及び統括当直長と協議した上で、次の各号に定める事項を記載した作業</u><u>実施計画を作成し、事業部の課長は事業部長の承認を、技術本部の課長は技術本部長の承認を得る。</u> <u>ただし、第 56 条第 1 項第 1 号に掲げる設備以外の設備において別表 8～別表 19 に定める「設備に</u><u>求められる状態」を逸脱せずに作業を実施する場合及び別表 8～別表 19 に定める「設備に求められる</u><u>状態」を確認するためにあらかじめ計画された試験及び検査を第 26 条第 1 項の手順書に基づき実施す</u><u>る場合は除く。</u> <u>(1) 作業の目的</u> <u>(2) 作業を行う設備等</u> <u>(3) 作業工程</u> <u>(4) 作業実施体制</u> <u>(5) 作業の内容及び保安上必要な措置</u> <u>5 事業部長及び技術本部長は、前項の計画を承認する場合は、第 5 条 7.3 適用の対象と判断した工事</u><u>については再処理安全委員会に諮問するとともに、その他の作業については核燃料取扱主任者の確認</u><u>を受ける。また、技術本部長が承認を行うに当たっては、事業部長と協議する。</u> <u>6 統括当直長及び燃料管理課長は、予防保全を目的とした作業を実施するため別表 8～別表 19 に定め</u></p>	<p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（保安措置運用ガイドの反映）</p> <p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（作業の計画及び報告に係る運用を作業管理に移行(旧第 77 条～第 80 条))</p>

再処理施設保安規定 新旧対照表 (49 / 70)

現 行	変更後	変更理由
	<p><u>る「設備に求められる状態」外に移行させる場合においては、当該状態を満足していないと判断した場合に要求される措置を同表に定める完了時間内に実施する。</u></p> <p><u>7 各職位は、第3項及び第4項の作業を実施した場合は、当該設備等が所定の機能を発揮すること又は発揮し得ることを確認し、核燃料取扱主任者に報告するとともに、第3項及び第4項に基づき協議した管理担当課長及び統括当直長に通知する。</u></p> <p><u>8 前項の各職位は、第4項の作業を実施した場合は、前項の結果及びその評価を、事業部の各職位は事業部長に、技術本部の各職位は技術本部長及び事業部長に報告する。</u></p> <p><u>9 事業部長及び技術本部長は、前項の報告の内容を評価し、是正処置を要すると判断した場合は必要な措置を講じる。</u></p>	
<p>第2節 施設定期自主検査等</p> <p><u>(施設定期自主検査等の実施及び報告)</u></p> <p><u>第76条</u> 別表32、別表33、別表34及び別表35に定める担当課長は、関係課長と協議した上で、<u>施設定期自主検査等</u>の実実施計画を作成し、事業部長及び核燃料取扱主任者に報告する。</p> <p>2 前項の担当課長は、前項の計画に基づき<u>施設定期自主検査等</u>を実施する。</p> <p>3 第1項の担当課長は、第1項の<u>検査</u>を終了した後、<u>検査</u>項目、実施年月日及び結果を事業部長及び核燃料取扱主任者に報告するとともに、第1項の関係課長に通知する。</p>	<p>(削除)</p>	<p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更(再処理規則の改正の反映)</p>
<p><u>(新規追加)</u></p>	<p><u>(使用前事業者検査の実施)</u></p> <p><u>第77条</u> 事業部長は、設計及び工事の計画の認可又は設計及び工事の計画の届出(以下、本条において「設工認」という。)の対象となる再処理施設の設置又は変更の工事に当たり、設工認に従って行われたものであること、「再処理施設の技術基準に関する規則」へ適合することを確認するための使用前事業者検査(以下、本条において「検査」という。)を統括するとともに、検査実施責任者を選任する。</p> <p><u>2 事業者検査課長は、前項の検査実施責任者の中から第74条 6.2(3)の計画で定める検査ごとに、検査対象となる設置又は変更の工事を実施した組織とは別の組織の者を、当該検査の検査実施責任者として指名する。</u></p> <p><u>3 前項の検査実施責任者は、次の各号を実施する。</u></p> <p><u>(1) 検査の実施体制を構築する。</u></p> <p><u>(2) 検査要領書^料を定め、検査を実施する。</u></p> <p><u>(3) 検査対象の再処理施設が次の基準に適合していることを判断するために必要な検査項目と、検査項目ごとの判定基準を定める。</u></p> <p><u>① 設工認に従って行われたものであること。</u></p> <p><u>② 「再処理施設の技術基準に関する規則」に適合するものであること。</u></p> <p><u>(4) 検査項目ごとの判定結果を踏まえ、検査対象の再処理施設が前号①及び②の基準に適合することを最終判断する。</u></p> <p><u>4 検査実施責任者は検査項目ごとの判定業務を検査員に行わせることができる。このとき、検査員として次の各号に掲げる事項のいずれかを満たすものを指名する。</u></p> <p><u>(1) 第16条に定める保安に関する組織のうち、検査対象となる設置又は変更の工事を実施した組織とは別の組織の者</u></p> <p><u>(2) 検査対象となる設置又は変更の工事の調達における供給者のなかで、当該工事を実施した組織とは</u></p>	<p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更(原子炉等規制法の改正等の反映)</p>

再処理施設保安規定 新旧対照表 (50 / 70)

現 行	変更後	変更理由
	<p><u>別の組織の者</u></p> <p><u>(3) 前号に掲げる供給者とは別の、当該検査業務に係る役務の供給者</u></p> <p><u>5 検査実施責任者は、検査内容及び検査対象設備の重要度に応じて、検査実施責任者及び前項に規定する検査員の立会頻度を定め、実施する。</u></p> <p><u>6 設計及び工事を実施する各職位又は事業者検査課長は、検査業務に係る役務を調達する場合、当該役務の供給者に対して管理を行う。</u></p> <p><u>7 事業者検査課長は、検査に係る記録の管理を行う。</u></p> <p><u>8 各職位は、検査に係る要員の教育訓練を行う。</u></p> <p><u>9 事業者検査課長は、検査の実施時期及び検査が第74条 6.2(3)で定める計画に基づき確実に実行されることを管理する。</u></p> <p><u>※1 検査を行うに当たっては、あらかじめ、検査の時期、対象、以下に示す方法その他必要な事項を定めた検査要領書を定める。</u></p> <p><u>① 構造、強度及び漏えいを確認するために十分な方法</u></p> <p><u>② 機能及び性能を確認するために十分な方法</u></p> <p><u>③ その他設置又は変更の工事がその設計及び工事の計画に従って行われたものであることを確認するために十分な方法</u></p>	
(新規追加)	<p><u>(定期事業者検査の実施)</u></p> <p><u>第78条 事業部長は、再処理施設が「再処理施設の技術基準に関する規則」に適合するものであることを定期的に確認するための定期事業者検査（以下、本条において「検査」という。）を統括するとともに、検査実施責任者を選任する。</u></p> <p><u>2 事業者検査課長は、前項の検査実施責任者の中から第74条 6.1(4)の計画で定める検査ごとに、検査対象となる設備の点検を実施した組織とは別の組織の者を、当該検査の検査実施責任者として指名する。</u></p> <p><u>3 前項の検査実施責任者は、次の各号を実施する。</u></p> <p><u>(1) 検査の実施体制を構築する。</u></p> <p><u>(2) 検査要領書^{※1}を定め、検査を実施する。</u></p> <p><u>(3) 検査対象の再処理施設が「再処理施設の技術基準に関する規則」に適合するものであることを判断するために必要な検査項目と、検査項目ごとの判定基準を定める。</u></p> <p><u>(4) 検査項目ごとの判定結果を踏まえ、検査対象の再処理施設が前号の基準に適合することを最終判断する。</u></p> <p><u>4 検査実施責任者は検査項目ごとの判定業務を検査員に行わせることができる。このとき、検査員として次の各号に掲げる事項のいずれかを満たすものを指名する。</u></p> <p><u>(1) 第16条に定める保安に関する組織のうち、検査対象となる設備の工事又は点検を実施した組織とは別の組織の者</u></p> <p><u>(2) 検査対象となる設備の工事又は点検の調達における供給者のなかで、当該工事又は点検を実施する組織とは別の組織の者</u></p> <p><u>(3) 前号に掲げる供給者とは別の、当該検査業務に係る役務の供給者</u></p> <p><u>5 検査実施責任者は、検査内容及び検査対象設備の重要度に応じて、検査実施責任者及び前項に規定する検査員の立会頻度を定め、実施する。</u></p> <p><u>6 保守担当課長又は事業者検査課長は、第4項の検査業務に係る役務を調達する場合、当該役務の供給者に対して管理を行う。</u></p>	<p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（原子炉等規制法の改正等の反映）</p>

再処理施設保安規定 新旧対照表 (51 / 70)

現 行	変更後	変更理由
	<p><u>7 事業者検査課長は、検査に係る記録の管理を行う。</u></p> <p><u>8 各課長は、検査に係る要員の教育訓練を行う。</u></p> <p><u>9 事業者検査課長は、検査の実施時期及び検査が第74条 6. 1 (4)で定める計画に基づき確実に 行われることを管理する。</u></p> <p><u>※1 施設の特徴に応じ、検査の時期、対象、以下に示す方法その他必要な事項を定めた検査要領書 を定める。</u></p> <p><u>① 開放、分解、非破壊検査その他の各部の損傷、変形、摩耗及び異常の発生状況を確認するために 十分な方法</u></p> <p><u>② 試験操作その他の機能及び作動の状況を確認するために十分な方法</u></p> <p><u>③ 上記①、②による方法のほか、設定した期間において技術基準に適合している状態が維持するこ とを判定できる方法</u></p>	
(新規追加)	<p><u>(再処理施設の経年劣化に関する技術的な評価及び長期施設管理方針)</u></p> <p><u>第 79 条 保全技術課長は、事業開始後 20 年を経過する日までに、再処理施設の経年劣化に関する技術 的な評価の実施手順及び実施体制を定めた実施計画を作成し、事業部長の承認を得る。</u></p> <p><u>2 保全技術課長は、10 年を超えない期間ごとに行う再評価の実施計画を作成し、事業部長の承認を得 る。</u></p> <p><u>3 事業部長は、第 1 項及び前項の評価の実施計画の承認に当たっては、再処理安全委員会に諮問する。</u></p> <p><u>4 各職位は、第 1 項及び第 2 項の実施計画に基づき、評価を実施する。</u></p> <p><u>5 各職位は、前項の評価を行うために設定した条件又は評価方法を変更する場合は、当該評価の見直 しを行う。</u></p> <p><u>6 保全技術課長は、第 4 項の評価の結果を作成するとともに、再処理施設の保全のために有効な追加 措置が抽出された場合は、長期施設管理方針を策定し、事業部長の承認を得る。</u></p> <p><u>7 事業部長は、前項の評価の結果及びこれに基づく長期施設管理方針の承認に当たっては、再処理安 全委員会に諮問するとともに、品質・保安会議における審議及び核燃料取扱主任者の確認を受ける。</u></p> <p><u>8 再処理施設のうち使用済燃料の受入れ及び貯蔵に係る施設の長期施設管理方針は添付 1 に示すもの とする。</u></p>	<p>原子力規制におけ る検査制度の見直 しに伴う変更 (再処 理規則の改正の反 映)</p>
<p><u>第 3 節 保守及び改造</u></p> <p><u>(保守作業の実施)</u></p> <p><u>第 77 条 管理担当課長は、別表 8～別表 19 に定める「設備に求められる状態」を満足していないと判 断した場合、第 3 章 (第 3 節は除く。)、第 4 章及び第 6 章に定める再処理施設の操作に係る制限等を満 足していないと判断した場合、第 56 条第 1 項第 4 号に該当する場合並びに閉じ込め機能を有する機器 及び系統から液体状又は固体状の核燃料物質が漏えいした場合において、その原因を調査した結果、保 修が必要と判断した場合は、当該設備等の保守担当課長に必要な保守作業を依頼し、正常な状態に復帰 させる。</u></p> <p><u>2 保守担当課長は、前項の保守作業の実施に当たっては、保守作業に関連する設備等の管理担当課長 及び統括当直長と協議するとともに、核燃料取扱主任者に報告する。</u></p> <p><u>3 保守担当課長は、安全上重要な施設の安全機能に係る保守作業を行う場合は、保守作業に関連する 設備等の管理担当課長及び統括当直長と協議した上で、次の各号に定める事項を記載した保守作業実</u></p>	<p>(削除)</p>	<p>原子力規制におけ る検査制度の見直 しに伴う変更 (構成 の整理 (施設管理計 画及び作業管理に 移行))</p>

再処理施設保安規定 新旧対照表 (52 / 70)

現 行	変更後	変更理由
<p><u>施計画を作成し、事業部長の承認を得る。</u> <u>ただし、第 56 条第 1 項第 1 号に掲げる設備以外の設備において別表 8～別表 19 に定める「設備に求められる状態」を逸脱せずに保守作業を実施する場合は除く。</u></p> <p><u>(1) 保守作業の目的</u> <u>(2) 保守作業を行う設備等</u> <u>(3) 保守作業工程</u> <u>(4) 保守作業実施体制</u> <u>(5) 保守作業の内容及び保安上必要な措置</u></p> <p><u>4 事業部長は、前項の承認を行うに当たっては、核燃料取扱主任者の審査を受ける。</u></p> <p><u>5 統括当直長及び燃料管理課長は、予防保全を目的とした保守作業を実施するため別表 8～別表 19 に定める「設備に求められる状態」外に移行させる場合においては、当該状態を満足していないと判断した場合に要求される措置を同表に定める完了時間内に実施する。</u></p>		
<p><u>(保守作業後の措置)</u></p> <p><u>第 78 条 保守担当課長は、前条の規定に基づく保守作業を行った場合は、当該設備等の点検又は性能試験により正常に機能することを確認し、核燃料取扱主任者に報告するとともに、前条に基づき協議した管理担当課長及び統括当直長に通知する。</u></p> <p><u>2 保守担当課長は、前条第 3 項に基づき保守作業を行った場合は、前項の結果及びその評価を事業部長に報告する。</u></p> <p><u>3 事業部長は、前項の報告の内容を評価し、予防処置又は是正処置を要すると判断した場合は必要な措置を講じる。</u></p>	(削除)	原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（構成の整理（施設管理計画及び作業管理に移行））
<p><u>(改 造)</u></p> <p><u>第 79 条 各課長は、再処理施設の改造を行う場合は、当該改造に関連する設備等の管理担当課長及び統括当直長と協議するとともに、核燃料取扱主任者に報告する。</u></p> <p><u>2 前項の課長は、安全上重要な施設の安全機能に係る改造作業を行う場合は、当該改造に関連する設備等の管理担当課長と協議の上、次の各号に定める事項を記載した改造計画を作成し、事業部の課長は事業部長の承認を、技術本部の課長は技術本部長の承認を得る。</u></p> <p><u>(1) 改造の目的</u> <u>(2) 改造を行う設備等</u> <u>(3) 改造工程</u> <u>(4) 改造実施体制</u> <u>(5) 改造の内容及び保安上必要な措置</u></p> <p><u>3 事業部長及び技術本部長は、前項の計画を承認する場合は、再処理安全委員会における審議及び核燃料取扱主任者の審査を受けるとともに、技術本部長が承認を行うに当たっては、事業部長と協議する。</u></p>	(削除)	原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（構成の整理（施設管理計画及び作業管理に移行））
<p><u>(改造後の措置)</u></p> <p><u>第 80 条 各課長は、前条の規定に基づく改造作業を実施した場合は、当該設備等の性能試験等により正常に機能することを確認し、その結果を核燃料取扱主任者に報告するとともに、前条に基づき協議し</u></p>	第 80 条 削除	原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（構成

再処理施設保安規定 新旧対照表 (53 / 70)

現 行	変更後	変更理由
<p><u>た管理担当課長及び統括当直長に通知する。</u></p> <p><u>2 前項の課長は、前条第2項の改造作業を実施した場合は、前項の結果及びその評価を、事業部の課長は事業部長に、技術本部の課長は技術本部長及び事業部長に報告する。</u></p> <p><u>3 事業部長及び技術本部長は、前項の報告の内容を評価し、予防処置又は是正処置を要すると判断した場合は必要な措置を講じる。</u></p>		<p>の整理（施設管理計画及び作業管理に移行）</p>
<p>第6章 放射性廃棄物管理</p> <p>第1節 放射性廃棄物管理に係る<u>計画、実施、評価及び改善</u></p> <p>(新規追加)</p>	<p>第6章 放射性廃棄物管理</p> <p>第1節 放射性廃棄物管理に係る<u>基本方針</u></p> <p><u>(放射性廃棄物管理に係る基本方針)</u></p> <p><u>第81条 再処理施設における放射性廃棄物に係る保安活動は、放射性物質の放出による公衆の被ばくを、定められた限度以下であって、かつ、合理的に達成可能な限り低い水準に保つよう実施する。</u></p>	<p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（保安規定審査基準の改正の反映）</p>
<p><u>(放射性廃棄物管理に係る計画及び実施)</u></p> <p><u>第81条 事業部長は、「全社品質保証計画書」に基づき、第10条第2項を満足するように放射性廃棄物管理に関する計画として「再処理事業所再処理施設保安規定運用要領」を定め、文書化する。</u></p> <p><u>2 各職位は、前項の規定に基づき、本章に定める業務を実施する。</u></p>	<p>(削除)</p>	<p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（文書化等を品質マネジメントシステム計画に規定）</p>
<p>(「放射性廃棄物でない廃棄物」の管理)</p> <p>第81条の2 事業部長は、<u>前条第1項の計画</u>において、「放射性廃棄物でない廃棄物」と判断し取り扱う場合の措置について、以下の事項を定める。</p> <p>(1)～(3) (略)</p>	<p><u>第2節 放射性固体廃棄物</u></p> <p>(「放射性廃棄物でない廃棄物」の管理)</p> <p>第81条の2 事業部長は、<u>「再処理事業所 再処理施設保安規定運用要領」</u>において、「放射性廃棄物でない廃棄物」と判断し取り扱う場合の措置について、以下の事項を定める。</p> <p>(1)～(3) (略)</p>	<p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（文書化等を品質マネジメントシステム計画に規定）</p>
<p><u>(放射性廃棄物管理に係る評価及び改善)</u></p> <p><u>第82条 事業部長は、第81条第2項に基づき業務を実施した職位にその結果を報告させ、これを評価するとともに、予防処置又は是正処置を要すると判断した場合は必要な措置を講じる。</u></p>	<p><u>第82条 削除</u></p>	<p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（文書化等を品質マネジメントシステム計画に規定）</p>
<p><u>第2節 放射性固体廃棄物</u></p> <p>(放射性固体廃棄物の保管廃棄の方法等)</p> <p>第83条 統括当直長及び各課長は、所管する業務において雑固体（せん断・溶解に伴い発生する雑固体であって第12項第5号に基づき保管廃棄する場合は除く。）が発生した場合は、当該雑固体を梱包する等、汚染の広がりを防止するための措置を講じるとともに、可燃性又は難燃性の雑固体においては、火災防護のために必要な措置を講じる。</p> <p>2、3、4、5、6、7、8、9、10、11、12 (略)</p>	<p>(放射性固体廃棄物の保管廃棄の方法等)</p> <p>第83条 統括当直長及び各課長は、所管する業務において雑固体（せん断・溶解に伴い発生する雑固体であって第12項第5号に基づき保管廃棄する場合は除く。）が発生した場合は、当該雑固体を梱包する等、汚染の広がりを防止するための措置を講じるとともに、可燃性又は難燃性の雑固体においては、火災防護のために必要な措置を講じる。</p> <p>2、3、4、5、6、7、8、9、10、11、12 (略)</p>	<p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（章構成の変更）</p>

再処理施設保安規定 新旧対照表 (54 / 70)

現 行	変更後	変更理由
<p>13 燃料管理課長、廃棄物管理課長及び統括当直長は、それぞれ第 8 項、第 11 項及び前項に基づき放射性固体廃棄物を封入したドラム缶等に、放射性廃棄物を示す標識を付け、かつ、第 125 条に基づく記録と照合できる整理番号を表示するほか、再処理規則第 16 条に基づき放射性固体廃棄物の保管廃棄において必要な措置を<u>講じる。</u></p> <p>14、15 (略)</p>	<p>13 燃料管理課長、廃棄物管理課長及び統括当直長は、それぞれ第 8 項、第 11 項及び前項に基づき放射性固体廃棄物を封入したドラム缶等に、放射性廃棄物を示す標識を付け、かつ、第 125 条に基づく記録と照合できる整理番号を表示するほか、再処理規則第 16 条に基づき放射性固体廃棄物の保管廃棄において必要な措置を<u>講じ、保管廃棄前にこれらの措置の実施状況を確認する。</u></p> <p>14、15 (略)</p>	<p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更(再処理規則の改正の反映)</p>
<p>第 7 章 放射線管理</p> <p>第 1 節 放射線管理に係る<u>計画、実施、評価及び改善</u></p> <p>(新規追加)</p>	<p>第 7 章 放射線管理</p> <p>第 1 節 放射線管理に係る<u>基本方針</u></p> <p><u>(放射線管理に係る基本方針)</u></p> <p><u>第 89 条 再処理施設における放射線管理に係る保安活動は、放射線による従事者等の被ばくを、定められた限度以下であって、かつ、合理的に達成可能な限り低い水準に保つよう実施する。</u></p>	<p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更(保安規定審査基準の改正の反映)</p>
<p><u>(放射線管理に係る計画及び実施)</u></p> <p><u>第 89 条 事業部長は、「全社品質保証計画書」に基づき、第 10 条第 2 項を満足するように放射線管理に関する計画として「再処理事業所再処理施設保安規定運用要領」を定め、文書化する。</u></p> <p><u>2 各職位は、前項の規定に基づき、本章に定める業務を実施する。</u></p>	<p><u>(削除)</u></p>	<p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更(文書化等を品質マネジメントシステム計画に規定)</p>
<p><u>(放射線管理に係る評価及び改善)</u></p> <p><u>第 90 条 事業部長は、前条第 2 項に基づき業務を実施した職位にその結果を報告させ、これを評価するとともに、予防処置又は是正処置を要すると判断した場合は必要な措置を講じる。</u></p>	<p><u>第 90 条 削除</u></p>	<p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更(文書化等を品質マネジメントシステム計画に規定)</p>
<p>(管理区域への出入管理)</p> <p>第 95 条 管理区域に立ち入る者の区分は、次の各号のとおりとする。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>2 放射線業務従事者については、次の各号に従って指定及び立入承認を行う。</p> <p>(1) 放射線管理課長は、放射線業務従事者の指定を行う。</p> <p>(2) 各職位は、作業<u>毎</u>に管理区域への立入承認を行い、放射線安全課長に通知し確認を受ける。</p> <p>3、4、5、6、7 (略)</p>	<p>(管理区域への出入管理)</p> <p>第 95 条 管理区域に立ち入る者の区分は、次の各号のとおりとする。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>2 放射線業務従事者については、次の各号に従って指定及び立入承認を行う。</p> <p>(1) 放射線管理課長は、放射線業務従事者の指定を行う。</p> <p>(2) 各職位は、作業<u>ごと</u>に管理区域への立入承認を行い、放射線安全課長に通知し確認を受ける。</p> <p>3、4、5、6、7 (略)</p>	<p>記載の適正化(表現の統一)</p>
<p><u>(事業所内の運搬)</u></p> <p>第 105 条 統括当直長及び各課長は、核燃料物質等を事業所<u>内</u>において運搬する場合は、運搬先の確認を行うとともに、標識の取付け等、再処理規則第 14 条に定める運搬に関する措置を<u>講じる。</u></p>	<p><u>(事業所において行われる運搬)</u></p> <p>第 105 条 統括当直長及び各課長は、核燃料物質等を事業所において運搬する場合は、<u>次の措置を講じ、運搬前に措置の実施状況を確認する。ただし、管理区域内において行う運搬については次の第 2 号及び第 5 号から第 8 号は適用しない。</u></p> <p><u>(1) 核燃料物質の運搬は、いかなる場合においても、核燃料物質が臨界に達するおそれがないように行うこと。</u></p> <p><u>(2) 再処理規則に適合する容器に封入して運搬すること。</u></p>	<p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更(運搬に係る事項の記載の充実)</p>

再処理施設保安規定 新旧対照表 (55 / 70)

現 行	変更後	変更理由
<p>2 統括当直長及び各課長は、核燃料物質等を管理区域外へ移動させる場合は、表面密度及び線量当量率が別表 49 に定める値を超えていないことについて放射線安全課長の確認を受ける。</p>	<p><u>ただし、放射性固体廃棄物の放射能濃度が再処理規則に定める限度を超えない場合であって、再処理規則に定める障害防止の措置を講じた場合は、この限りでない。</u></p> <p><u>(3) 運搬物の車両への積付けに際しては、運搬中の移動、転倒又は転落を防止する措置を講じること。</u></p> <p><u>(4) 再処理規則に定める危険物と混載しないこと。</u></p> <p><u>(5) 運搬経路に標識を設けること、見張り人を配置すること等の方法により、関係者以外の者及び他の車両の立ち入りを制限すること。</u></p> <p><u>(6) 車両を徐行させるとともに、運搬行程が長い場合にあつては、保安のため他の車両を伴走させること。</u></p> <p><u>(7) 核燃料物質等の取扱いに関し、相当の知識及び経験を有する者を同行させ、保安のために必要な監督を行わせること。</u></p> <p><u>(8) 運搬物（再処理規則に定めるコンテナに収納した運搬物にあつては当該コンテナ）及び車両の適当な箇所に再処理規則に定める標識を付けること。</u></p> <p>2 統括当直長及び各課長は、核燃料物質等を管理区域外へ移動させる場合は、<u>運搬前に</u>表面密度及び線量当量率が別表 49 に定める値を超えていないことについて放射線安全課長の確認を受ける。</p> <p><u>3 各課長は、「核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則」（以下「外運搬規則」という。）及び「核燃料物質等車両運搬規則」（以下「車両運搬規則」という。）に定める運搬の技術上の基準に従って保安のために必要な措置が講じられていることを運搬前に確認する場合は、第 1 項から第 2 項にかかわらず、核燃料物質等を事業所において運搬することができる。</u></p>	
<p>(事業所外への<u>搬出</u>)</p> <p><u>第 106 条 各課長は、核燃料物質等を事業所外へ搬出する場合は、事業部長の承認を得る。</u></p>	<p>(事業所外への<u>運搬</u>)</p> <p>第 106 条 各課長は、核燃料物質等を事業所外へ<u>運搬</u>する場合は、事業部長の承認を得る。</p> <p><u>2 各課長は、運搬に当たっては外運搬規則及び車両運搬規則に定める核燃料物質等の区分に応じた核燃料輸送物として運搬する。</u></p> <p><u>3 各課長は、次の措置を講じ、運搬前に措置の実施状況を確認する。</u></p> <p><u>(1) 外運搬規則に適合する容器に封入されていること。</u></p> <p><u>(2) 核燃料物質等の使用等に必要書類その他の物品（核燃料輸送物の安全性を損なうおそれのないものに限る。）以外のものが収納されていないこと。</u></p> <p><u>(3) L 型輸送物については、開封されたときに見やすい位置に外運搬規則に定める表示を有していること。</u></p> <p><u>(4) A 型輸送物については、みだりに開封されないように、かつ、開封された場合に開封されたことが明らかになるように、容易に破れないシールの貼付け等の措置が講じられていること。</u></p> <p><u>4 各課長は、前項の運搬において、次の事項（L 型輸送物に関しては第 3 号を除く。）について放射線安全課長の確認を受ける。</u></p> <p><u>(1) 核燃料輸送物の表面における線量当量率が別表 49 に定める値を超えていないこと。</u></p> <p><u>(2) 核燃料輸送物の表面汚染密度が別表 49 に定める値を超えていないこと。</u></p> <p><u>(3) 核燃料輸送物の表面から 1m 離れた位置における線量当量率が別表 49 に定める値を超えていないこと。</u></p>	<p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（運搬に係る事項の記載の充実）</p>

再処理施設保安規定 新旧対照表 (56 / 70)

現 行	変更後	変更理由
<p>第 8 章 非常時の措置</p> <p><u>第 1 節 非常時の措置に係る計画、実施、評価及び改善</u></p> <p><u>(非常時の措置に係る計画及び実施)</u></p> <p><u>第 107 条 事業部長は、「全社品質保証計画書」に基づき、第 10 条第 2 項を満足するように非常時の措置に関する計画として「再処理事業部 異常・非常時対策要領」を定め、文書化する。</u></p> <p><u>2 各職位は、前項の規定に基づき、本章に定める業務を実施する。</u></p>	<p>第 8 章 非常時の措置</p> <p><u>第 107 条 削除</u></p>	<p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（文書化等を品質マネジメントシステム計画に規定）</p>
<p><u>(非常時の措置に係る評価及び改善)</u></p> <p><u>第 108 条 事業部長は、前条第 2 項に基づき業務を実施した職位にその結果を報告させ、これを評価するとともに、予防処置又は是正処置を要すると判断した場合は必要な措置を講じる。</u></p>	<p><u>第 108 条 削除</u></p>	<p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（文書化等を品質マネジメントシステム計画に規定）</p>
<p>第 2 節 事前対策</p> <p>(非常時対策組織)</p> <p>第 109 条 事業部長は、再処理事業部の通常組織では異常の拡大防止等のための活動を迅速<u>且つ</u>適切に行うことが困難と判断される事態（以下「非常事態」という。）が発生した場合に直ちに非常時対策活動を行えるように、非常時対策組織をあらかじめ定めておく。</p> <p>2 非常時対策組織に本部をおき、本部長には事業部長が<u>あたる</u>。</p> <p>ただし、事業部長が不在の場合に備えてあらかじめ代行者を定めておく。</p>	<p>第 1 節 事前対策</p> <p>(非常時対策組織)</p> <p>第 109 条 事業部長は、再処理事業部の通常組織では異常の拡大防止等のための活動を迅速<u>かつ</u>適切に行うことが困難と判断される事態（以下「非常事態」という。）が発生した場合に直ちに非常時対策活動を行えるように、非常時対策組織をあらかじめ定めておく。</p> <p>2 非常時対策組織に本部をおき、本部長には事業部長が<u>当たる</u>。</p> <p>ただし、事業部長が不在の場合に備えてあらかじめ代行者を定めておく。</p>	<p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（章構成の変更）</p> <p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化</p>
<p>第 3 節 初期活動</p> <p>(通 報)</p> <p>第 113 条 (略)</p>	<p>第 2 節 初期活動</p> <p>(通 報)</p> <p>第 113 条 (略)</p>	<p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（章構成の変更）</p>
<p>第 4 節 非常時における活動</p> <p>(非常時体制の発令)</p> <p>第 115 条 (略)</p>	<p>第 3 節 非常時における活動</p> <p>(非常時体制の発令)</p> <p>第 115 条 (略)</p>	<p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（章構成の変更）</p>
<p>第 5 節 原子力災害対策特別措置法に基づく措置</p> <p>(原子力災害対策特別措置法に基づく措置)</p> <p>第 118 条 (略)</p>	<p>第 4 節 原子力災害対策特別措置法に基づく措置</p> <p>(原子力災害対策特別措置法に基づく措置)</p> <p>第 118 条 (略)</p>	<p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（章構成の変更）</p>

再処理施設保安規定 新旧対照表 (57 / 70)

現 行	変更後	変更理由
<p>第6節 保障措置分析所に係る措置</p> <p>(保障措置分析所に係る措置)</p> <p>第119条 (略)</p>	<p>第5節 保障措置分析所に係る措置</p> <p>(保障措置分析所に係る措置)</p> <p>第119条 (略)</p>	<p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更(章構成の変更)</p>
<p>第9章 教育訓練</p> <p><u>(力量、認識及び教育・訓練)</u></p> <p><u>第120条 監査室長、安全・品質本部長及び事業部長は、「全社品質保証計画書」に基づき、次の各号に定める事項を考慮した教育訓練(第24条第1項において訓練を受ける者が守るべき事項を含む。)について、「監査室 教育訓練要領」、「安全・品質本部 教育訓練要領」並びに「再処理事業部 教育訓練要領」及び「再処理事業所再処理施設保安規定運用要領」を定め、文書化する。</u></p> <p><u>(1) 原子力安全の達成に影響がある業務に従事する者に必要な力量を明確にする。</u></p> <p><u>(2) 必要な力量が不足している場合は、その必要な力量に到達することができるように教育・訓練を行うか、又は、他の処置を講じる。</u></p> <p><u>(3) 教育・訓練又は他の処置の有効性を評価する。</u></p> <p><u>(4) 原子力安全についての意識を高め、社員等が自らの活動の持つ意味及び重要性を認識し、品質目標の達成に向けて自らがどのように貢献できるかを認識できるようにする。</u></p> <p><u>(5) 教育・訓練、技能及び経験について該当する記録を維持する。</u></p>	<p><u>(削除)</u></p>	<p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更(文書化等を品質マネジメントシステム計画に規定)</p>
<p>(使用済燃料による総合試験における教育訓練)</p> <p>第120条の2 再処理工場に所属する管理担当課長、機械保全部、計装保全部、電気保全部及び放射線管理部の各課長並びに統括当直長は、別表49の4に定める事項について、教育訓練対象者、実施時期及び実施方法を記載した教育訓練計画を定め、所属部長の承認を得る。</p> <p>2 前項の課長等は、前項の計画に基づき教育訓練を実施し、その結果を所属部長に報告する。</p>	<p>(使用済燃料による総合試験における教育訓練)</p> <p>第120条 再処理工場に所属する管理担当課長、機械保全部、計装保全部、電気保全部及び放射線管理部の各課長並びに統括当直長は、別表49の4に定める事項について、教育訓練対象者、実施時期及び実施方法を記載した教育訓練計画を定め、所属部長の承認を得る。</p> <p>2 前項の課長等は、前項の計画に基づき教育訓練を実施し、その結果を所属部長に報告する。</p>	<p>記載の適正化(条数の変更)</p>
<p>(社員等への保安教育)</p> <p>第121条 技術課長は、毎年度、再処理施設において再処理施設の保安に関する業務を行う社員等の保安教育について、別表50及び別表51の実施方針並びに<u>第120条の規定</u>に基づき次の各号に定める事項を記載した実施計画を作成し、事業部長の承認を得る。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>2 事業部長は、前項の計画を承認する場合は、技術本部長と協議するとともに、再処理安全委員会に<u>おける審議及び核燃料取扱主任者の審査</u>を受ける。</p> <p>3 各職位は、第1項の承認を受けた計画に基づき、保安教育を実施するとともに、実施結果及びその評価(教育を省略する場合を含む。)を事業部長及び核燃料取扱主任者に報告し、また、技術本部においては技術本部長にも報告する。</p> <p>ただし、各職位が、<u>第120条の規定</u>に定める基準に基づき、各項目の全部又は一部について十分な知識及び技能を有していると認められた者については、該当する教育を省略することができる。</p> <p>4 事業部長及び技術本部長は、前項の報告の内容を評価し、<u>予防処置又は是正処置</u>を要すると判断し</p>	<p>(社員等への保安教育)</p> <p>第121条 技術課長は、毎年度、再処理施設において再処理施設の保安に関する業務を行う社員等の保安教育について、別表50及び別表51の実施方針並びに<u>「再処理事業所 再処理施設保安規定運用要領」</u>に基づき次の各号に定める事項を記載した実施計画を作成し、事業部長の承認を得る。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>2 事業部長は、前項の計画を承認する場合は、技術本部長と協議するとともに、再処理安全委員会に<u>諮問し、核燃料取扱主任者の確認</u>を受ける。</p> <p>3 各職位は、第1項の承認を受けた計画に基づき、保安教育を実施するとともに、実施結果及びその評価(教育を省略する場合を含む。)を事業部長及び核燃料取扱主任者に報告し、また、技術本部においては技術本部長にも報告する。</p> <p>ただし、各職位が、<u>「再処理事業所 再処理施設保安規定運用要領」</u>に定める基準に基づき、各項目の全部又は一部について十分な知識及び技能を有していると認められた者については、該当する教育を省略することができる。</p> <p>4 事業部長及び技術本部長は、前項の報告の内容を評価し、<u>改善</u>を要すると判断した場合は必要な措</p>	<p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更(文書化等を品質マネジメントシステム計画に規定)</p> <p>記載の適正化(施設間の整合)</p> <p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更(品質管理基準規則の制定に伴う変更)</p>

再処理施設保安規定 新旧対照表 (58 / 70)

現 行	変更後	変更理由
<p>た場合は必要な措置を講じる。</p> <p>5 (略)</p>	<p>置を講じる。</p> <p>5 (略)</p>	
<p>(請負事業者等への保安教育)</p> <p>第 122 条 各課長は、請負事業者等に対し、再処理事業所において再処理施設に関する作業を行わせる場合(次項に定める場合を除く。)は、別表 52 の実施方針に基づき保安教育を実施する。</p> <p>ただし、請負事業者等に保安教育を行わせる場合は、あらかじめ保安教育を実施した請負事業者等の教育責任者に実施させ、結果を報告させるとともにその内容を確認する。また、各課長は、教育の実施状況を確認するため教育現場に適宜立会う。</p> <p>2 運転部長及び管理担当課長は、所管する施設の操作に係る作業を請負事業者等に行わせる場合は、前条に準じて保安教育の実施計画を作成し、事業部長の承認を得た上で、保安教育を実施するとともに、実施結果及びその評価(教育を省略する場合を含む。)を事業部長及び核燃料取扱主任者に報告する。</p> <p>3 事業部長は、再処理安全委員会における審議及び核燃料取扱主任者の審査の後、前項の計画を承認する。</p> <p>4 運転部長及び各課長は、第 1 項及び第 2 項において、第 120 条の規定に定める基準に基づき、保安教育の各項目の全部又は一部について十分な知識及び技能を有していると認めた者については、該当する教育を省略することができる。</p>	<p>(請負事業者等への保安教育)</p> <p>第 122 条 各課長は、請負事業者等に対し、再処理事業所において再処理施設に関する作業を行わせる場合(次項に定める場合を除く。)は、別表 52 の実施方針に基づき保安教育を実施する。</p> <p>ただし、請負事業者等に保安教育を行わせる場合は、あらかじめ保安教育を実施した請負事業者等の教育責任者に実施させ、結果を報告させるとともにその内容を確認する。また、各課長は、教育の実施状況を確認するため教育現場に適宜立会う。</p> <p>2 運転部長及び管理担当課長は、所管する施設の操作に係る作業を請負事業者等に行わせる場合は、前条に準じて保安教育の実施計画を作成し、事業部長の承認を得た上で、保安教育を実施するとともに、実施結果及びその評価(教育を省略する場合を含む。)を事業部長及び核燃料取扱主任者に報告する。</p> <p>3 事業部長は、再処理安全委員会に諮問し、核燃料取扱主任者の確認を受けた後、前項の計画を承認する。</p> <p>4 運転部長及び各課長は、第 1 項及び第 2 項において、「再処理事業所 再処理施設保安規定運用要領」に定める基準に基づき、保安教育の各項目の全部又は一部について十分な知識及び技能を有していると認めた者については、該当する教育を省略することができる。</p>	<p>記載の適正化(施設間の整合)</p> <p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更(文書化等を品質マネジメントシステム計画に規定)</p>
<p>第 10 章 再処理施設の定期的な評価</p> <p>(再処理施設の定期的な評価)</p> <p>第 124 条 <u>事業部長は、次の事項に係る評価を定期的に計画し、実施する。</u></p> <p><u>(1) 10 年を超えない期間ごとの定期的な評価</u></p> <p>① 再処理施設における保安活動の実施状況</p> <p>② 再処理施設に対して実施した保安活動への最新の技術的知見の反映状況</p> <p><u>(2) 操業開始後 20 年を経過する日までの経年変化に関する技術的な評価</u></p> <p>2 事業部長は、前項の評価の結果、<u>予防処置又は是正処置</u>を要すると判断した場合は必要な措置を講じるとともに、<u>前項第 2 号の評価に基づき、再処理施設の保全のために実施すべき措置に関する 10 年間の計画を策定する。</u></p> <p>3 事業部長は、<u>第 1 項の評価及び前項の計画の策定</u>に当たっては、再処理安全委員会及び品質・保安会議における審議並びに核燃料取扱主任者の審査を受けるほか、透明性及び客観性の確保に努める。</p> <p>4 事業部長は、<u>第 1 項第 2 号の評価及び第 2 項の計画について、10 年を超えない期間ごとに再評価を行い、予防処置又は是正処置を要すると判断した場合は必要な措置を講じる。</u></p>	<p>第 10 章 再処理施設の定期的な評価</p> <p>(再処理施設の定期的な評価)</p> <p>第 124 条 <u>保安管理課長は、10 年を超えない期間ごとに、次の各号に定める事項について実施手順及び実施体制を定めた実施計画を作成し、事業部長の承認を得る。</u></p> <p><u>(1) 再処理施設における保安活動の実施状況</u></p> <p><u>(2) 再処理施設に対して実施した保安活動への最新の技術的知見の反映状況</u></p> <p>2 <u>事業部長は、前項の計画の承認に当たっては、再処理安全委員会に諮問する。</u></p> <p>3 <u>各職位は、第 1 項の計画に基づき、評価を実施する。</u></p> <p>4 <u>保安管理課長は、前項の評価結果を作成し、事業部長の承認を受ける。</u></p> <p>5 事業部長は、前項の評価の結果、<u>改善</u>を要すると判断した場合は必要な措置を講じる。</p> <p>6 事業部長は、<u>第 4 項の評価結果の承認</u>に当たっては、再処理安全委員会に諮問し、品質・保安会議における審議及び核燃料取扱主任者の確認を受けるほか、透明性及び客観性の確保に努める。</p> <p><u>(削除)</u></p>	<p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更(経年劣化に関する技術的な評価を施設管理に移行)</p> <p>記載の適正化(計画の承認の明確化等)</p> <p>記載の適正化(安全委員会と重複する審査の削除)</p>
<p>(報 告)</p>	<p>(報 告)</p>	

再処理施設保安規定 新旧対照表 (59 / 70)

現 行	変更後	変更理由
<p>第 126 条 統括当直長及び各課長は、所管する業務において次の各号に該当すると判断した場合は、その旨を直ちに工場長、核燃料取扱主任者及び事業部長があらかじめ定めた連絡責任者に報告する。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 非常事態<u>または</u>非常事態に発展するおそれがある場合</p> <p>(5) (略)</p> <p>2、3、4 (略)</p>	<p>第 126 条 統括当直長及び各課長は、所管する業務において次の各号に該当すると判断した場合は、その旨を直ちに工場長、核燃料取扱主任者及び事業部長があらかじめ定めた連絡責任者に報告する。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 非常事態<u>又は</u>非常事態に発展するおそれがある場合</p> <p>(5) (略)</p> <p>2、3、4 (略)</p>	<p>記載の適正化</p>
<p>附 則</p> <p>1. <u>この規定は、原子力規制委員会の認可を受けた日から 10 日以内に施行する。</u></p> <p>2. 第 34 条別表 14 について、非常用発電設備の運用を開始するまでは、所要の電力の供給が可能な場合、電源車又は運転予備用ディーゼル発電機を非常用発電設備と見なすことができる。</p> <p>ただし、第 1 非常用ディーゼル発電機又は第 2 非常用ディーゼル発電機を計画的に動作不能な状態とする場合は、電源車を確保する。</p>	<p>附 則</p> <p>1. <u>この規定は、原子力規制委員会の認可を受けた後、社長が指定する日より施行する。</u></p> <p>2. <u>令和 2 年 4 月 1 日からこの規定の施行日の前日までに実施した定期事業者検査及び使用前事業者検査の結果の記録は、第 125 条に基づき保存する。</u></p> <p>3. <u>この規定の施行日以降の使用前検査の結果の記録は、使用前確認の結果の記録とみなし、第 125 条に基づき保存する。</u></p> <p>4. 第 34 条別表 14 について、非常用発電設備の運用を開始するまでは、所要の電力の供給が可能な場合、電源車又は運転予備用ディーゼル発電機を非常用発電設備と見なすことができる。</p> <p>ただし、第 1 非常用ディーゼル発電機又は第 2 非常用ディーゼル発電機を計画的に動作不能な状態とする場合は、電源車を確保する。</p>	<p>保安記録に係る経過措置を規定</p>

再処理施設保安規定 新旧対照表 (60 / 70)

現 行	変 更 後	変更理由
		<p>調達に係る組織の追加</p> <p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（検査の独立性確保のための組織の設置）</p>

別図1 保安に関する組織 (第16条関係)

別図1 保安に関する組織 (第16条関係)

再処理施設保安規定 新旧対照表 (61 / 70)

現 行	変更後	変更理由																																																								
<p>別表 1 管理及び<u>保</u>修に関する業務の担当課長 (第 17 条関係)</p> <table border="1" data-bbox="136 289 1270 634"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施 設</th> <th rowspan="2">管理担当課長</th> <th colspan="3">保 修 担 当 課 長^{※1}</th> </tr> <tr> <th>機械設備^{※2※3}</th> <th>計装設備^{※2}</th> <th>電気設備^{※2※4}</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td colspan="5">2. 放射線管理施設</td> </tr> <tr> <td>(1) 環境管理設備</td> <td>環境管理課長</td> <td colspan="3">環境管理課長</td> </tr> <tr> <td>(2) 上記以外の放射線管理施設</td> <td>放射線施設課長</td> <td colspan="3">放射線施設課長</td> </tr> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：本欄に定める課長のほか、管理担当課長が所管する設備等<u>を保</u>修する場合は保</p> <p>修担当課長に該当する。</p> <p>※2：1. (1)～(2)、2. を除く施設における担当業務を示す。</p> <p>※3：本欄に定める課長のほか、機械技術課長は共通的な点検、機器の遠隔交換等<u>の保</u>修を行う。</p> <p>※4：本欄に定める課長のほか、電気技術課長は簡易な外観等の点検を行う。</p> <p>※5：1. (6)、3. (4) (安全冷却水系 (外部ループ)、安全圧縮空気系及び安全蒸気系を除く)、(5)～(10)、(13)、(16)、及び(21) (洗濯廃液処理系を除く) 並びに 4. (3) の設備に係る計測制御系、監視制御盤、安全系監視制御盤 (以下、「計測制御系等」という。)：計装第一課長、計装第一課長が所管する設備を除く計測制御系等：計装第二課長</p> <p>※6：3. (4)～(10)、(13)及び(21)の設備の分析試料採取装置及び分析試料移送装置に係る計測制御系：計装第一課長、計装第一課長が所管する設備を除く分析試料採取装置及び分析試料移送装置に係る計測制御系：計装第二課長</p>	施 設	管理担当課長	保 修 担 当 課 長 ^{※1}			機械設備 ^{※2※3}	計装設備 ^{※2}	電気設備 ^{※2※4}	(略)					2. 放射線管理施設					(1) 環境管理設備	環境管理課長	環境管理課長			(2) 上記以外の放射線管理施設	放射線施設課長	放射線施設課長			(略)					<p>別表 1 管理及び<u>点</u>検、<u>工</u>事等に関する業務の担当課長 (第 17 条関係)</p> <table border="1" data-bbox="1374 289 2507 512"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施 設</th> <th rowspan="2">管理担当課長</th> <th colspan="3">保 修 担 当 課 長^{※1}</th> </tr> <tr> <th>機械設備^{※2※3}</th> <th>計装設備^{※2}</th> <th>電気設備^{※2※4}</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>2. 放射線管理施設</td> <td>放射線施設課長</td> <td colspan="3">放射線施設課長</td> </tr> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：本欄に定める課長のほか、管理担当課長が所管する設備等<u>の点</u>検、<u>工</u>事等を行う場合は保</p> <p>修担当課長に該当する。</p> <p>※2：1. (1)～(2)、2. を除く施設における担当業務を示す。</p> <p>※3：本欄に定める課長のほか、機械技術課長は共通的な点検、機器の遠隔交換等<u>の点</u>検、<u>工</u>事等を行う。</p> <p>※4：本欄に定める課長のほか、電気技術課長は簡易な外観等の点検を行う。</p> <p>※5：1. (6)、3. (4) (安全冷却水系 (外部ループ)、安全圧縮空気系及び安全蒸気系を除く。)、(5)～(10)、(13)、(16)、及び(21) (洗濯廃液処理系を除く。) 並びに 4. (3) の設備に係る計測制御系、監視制御盤、安全系監視制御盤 (以下「計測制御系等」という。)：計装第一課長、計装第一課長が所管する設備を除く計測制御系等：計装第二課長</p> <p>※6：3. (4)～(10)、(13)及び(21)の設備の分析試料採取装置及び分析試料移送装置に係る計測制御系：計装第一課長、計装第一課長が所管する設備を除く分析試料採取装置及び分析試料移送装置に係る計測制御系：計装第二課長</p>	施 設	管理担当課長	保 修 担 当 課 長 ^{※1}			機械設備 ^{※2※3}	計装設備 ^{※2}	電気設備 ^{※2※4}	(略)					2. 放射線管理施設	放射線施設課長	放射線施設課長			(略)					<p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 (再処理規則の改正を踏まえた記載の適正化)</p> <p>業務の集約による担当課長の変更</p> <p>記載の適正化</p>
施 設			管理担当課長	保 修 担 当 課 長 ^{※1}																																																						
	機械設備 ^{※2※3}	計装設備 ^{※2}		電気設備 ^{※2※4}																																																						
(略)																																																										
2. 放射線管理施設																																																										
(1) 環境管理設備	環境管理課長	環境管理課長																																																								
(2) 上記以外の放射線管理施設	放射線施設課長	放射線施設課長																																																								
(略)																																																										
施 設	管理担当課長	保 修 担 当 課 長 ^{※1}																																																								
		機械設備 ^{※2※3}	計装設備 ^{※2}	電気設備 ^{※2※4}																																																						
(略)																																																										
2. 放射線管理施設	放射線施設課長	放射線施設課長																																																								
(略)																																																										
<p>別表 3 <u>巡</u>視・<u>点</u>検を行う設備等 (第 25 条関係)</p> <p>実施責任者：放射線管理施設 (使用済燃料の受入れ及び貯蔵に係る施設を除く) 放射線安全課長</p> <p>上記以外の設備等 統括当直長</p> <table border="1" data-bbox="136 1348 1305 1465"> <thead> <tr> <th>設備等</th> <th><u>巡</u>視・<u>点</u>検項目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	設備等	<u>巡</u> 視・ <u>点</u> 検項目	(略)	(略)	<p>別表 3 <u>巡</u>視<u>点</u>検を行う設備等 (第 25 条関係)</p> <p>実施責任者：放射線管理施設 (使用済燃料の受入れ及び貯蔵に係る施設を除く) 放射線安全課長</p> <p>上記以外の設備等 統括当直長</p> <table border="1" data-bbox="1374 1348 2543 1465"> <thead> <tr> <th>設備等</th> <th><u>巡</u>視<u>点</u>検項目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	設備等	<u>巡</u> 視 <u>点</u> 検項目	(略)	(略)	<p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化</p>																																																
設備等	<u>巡</u> 視・ <u>点</u> 検項目																																																									
(略)	(略)																																																									
設備等	<u>巡</u> 視 <u>点</u> 検項目																																																									
(略)	(略)																																																									
<p><u>別表 31 の 2 設備等の性能の維持のための部品交換等 (第 74 条関係)</u></p> <table border="1" data-bbox="106 1558 1311 1688"> <thead> <tr> <th>対象機器</th> <th>対象部品等</th> <th>経年変化により想定される事象等</th> <th>検査項目*</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>*：対象部品等に応じて必要な検査を実施する。なお、実施困難な場合は、適切な代替検査を実施する。</p>	対象機器	対象部品等	経年変化により想定される事象等	検査項目*	(略)	(略)	(略)	(略)	<p>(削除)</p>	<p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 (施設管理計画の規定に伴う部品交換等の措置に係る規定の削除)</p>																																																
対象機器	対象部品等	経年変化により想定される事象等	検査項目*																																																							
(略)	(略)	(略)	(略)																																																							
<p><u>別表 32 再処理規則第 12 条第 1 項第 1 号に基づく施設定期自主検査 (第 76 条関係)</u></p> <p>検査頻度：1回/年</p> <table border="1" data-bbox="106 1919 1311 1955"> <thead> <tr> <th>設 備</th> <th>検査対象</th> <th>検査内容</th> <th>担当課長</th> <th>関係課長</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	設 備	検査対象	検査内容	担当課長	関係課長						<p><u>別表 32 削除</u></p>	<p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 (再処</p>																																														
設 備	検査対象	検査内容	担当課長	関係課長																																																						

再処理施設保安規定 新旧対照表 (62 / 70)

現 行	変更後	変更理由												
<table border="1"> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		理規則の改正の反映)							
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)										
<p>別表 33 再処理規則第 12 条第 1 項第 2 号に基づく施設定期自主検査 (第 76 条関係)</p> <p>1. 警報装置の作動</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>検査対象</th> <th>検査頻度*</th> <th>担当課長</th> <th>関係課長</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>* : 1 回 / 月の検査 : 制御盤内の端子を短絡する等により、警報装置の作動を確認する。 1 回 / 年の検査 : 検出部に模擬信号を入力する等により、警報装置が作動することを確認する。</p>	検査対象	検査頻度*	担当課長	関係課長	(略)	(略)	(略)	(略)	別表 33 削除	原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 (再処理規則の改正の反映)				
検査対象	検査頻度*	担当課長	関係課長											
(略)	(略)	(略)	(略)											
<p>2. 非常用動力装置その他の非常用装置の作動</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>設 備</th> <th>検査対象</th> <th>検査内容</th> <th>検査頻度</th> <th>担当課長</th> <th>関係課長</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>* 1 : 前処理建屋、分離建屋、精製建屋、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋、ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵建屋、高レベル廃液ガラス固化建屋、制御建屋及び非常用電源建屋の第 2 非常用蓄電池 * 2 : 前処理建屋、分離建屋、精製建屋、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋、ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵建屋、高レベル廃液ガラス固化建屋及び制御建屋の非常用無停電交流電源装置 * 3 : 精製建屋、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋及び制御建屋の非常用無停電交流電源装置 * 4 : 前処理建屋、分離建屋、ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵建屋及び高レベル廃液ガラス固化建屋用無停電交流電源装置</p>	設 備	検査対象	検査内容	検査頻度	担当課長	関係課長	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(削除)	原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 (再処理規則の改正の反映)
設 備	検査対象	検査内容	検査頻度	担当課長	関係課長									
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)									
<p>別表 34 再処理規則第 12 条第 1 項第 3 号に基づく施設定期自主検査 (第 76 条関係)</p> <p>検査頻度 : 1 回 / 年</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施 設</th> <th>校正する計器及び放射線測定器</th> <th>担当課長</th> <th>関係課長</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>* : 警報装置の作動を併せて確認する。</p>	施 設	校正する計器及び放射線測定器	担当課長	関係課長	(略)	(略)	(略)	(略)	別表 34 削除	原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 (再処理規則の改正の反映)				
施 設	校正する計器及び放射線測定器	担当課長	関係課長											
(略)	(略)	(略)	(略)											
<p>別表 35 その他の定期的な検査 (第 76 条関係)</p> <p>1. 安全上重要な施設の性能</p> <p>検査頻度 : 1 回 / 年</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>設 備</th> <th>検査内容</th> <th>担当課長</th> <th>関係課長</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	設 備	検査内容	担当課長	関係課長	(略)	(略)	(略)	(略)	別表 35 削除	原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 (施設管理計画の規定に伴うその他の定期的な検査の削除)				
設 備	検査内容	担当課長	関係課長											
(略)	(略)	(略)	(略)											
<p>2. 警報装置の作動</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施 設</th> <th>検査対象</th> <th>検査頻度*</th> <th>担当課長</th> <th>関係課長</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>* 1 回 / 月 : 制御盤内の端子を短絡する等により、警報装置の作動を確認する。 1 回 / 年 : 検出部に模擬信号を入力する等により、警報装置の作動を確認する。</p>	施 設	検査対象	検査頻度*	担当課長	関係課長	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(削除)	原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 (施設管理計画の規定に伴うその他の定期的な検査の削除)		
施 設	検査対象	検査頻度*	担当課長	関係課長										
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)										
<p>3. インターロックの作動</p> <p>検査頻度 : 1 回 / 年</p>	(削除)	原子力規制における検査制度の見直し												

再処理施設保安規定 新旧対照表 (63 / 70)

現 行				変更後	変更理由																																																																																																													
施 設	検査内容	担当課長	関係課長		しに伴う変更 (施設管理計画の規定に伴うその他の定期的な検査の削除)																																																																																																													
(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																															
別表 47 放射線測定器類 (第 102 条関係)				別表 47 放射線測定器類 (第 102 条関係)	原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 (再処理規則の改正の反映)																																																																																																													
<table border="1"> <thead> <tr> <th>放射線測定器類</th> <th>数量</th> <th>点検頻度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>放射線管理用固定式モニタ</td> <td></td> <td rowspan="10"><u>第 76 条に基づく施設定期自主検査として実施。</u></td> </tr> <tr> <td>・ガンマ線エリアモニタ</td> <td>130 台</td> </tr> <tr> <td>・ベータ線ダストモニタ</td> <td>44 台</td> </tr> <tr> <td>・アルファ線ダストモニタ</td> <td>46 台</td> </tr> <tr> <td>・中性子線エリアモニタ</td> <td>39 台</td> </tr> <tr> <td>・臨界警報装置</td> <td>9 式</td> </tr> <tr> <td>・主排気筒ガスモニタ</td> <td>2 系列</td> </tr> <tr> <td>・使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒ガスモニタ</td> <td>2 系列</td> </tr> <tr> <td>・冷却空気出口シャフトモニタ</td> <td>2 台</td> </tr> <tr> <td>・排水モニタ</td> <td>3 台</td> </tr> <tr> <td>エアスニファ</td> <td>631 台</td> <td><u>1 回/年</u></td> </tr> <tr> <td>放射線サーベイ機器</td> <td></td> <td rowspan="6"><u>1 回/年</u></td> </tr> <tr> <td>・ガンマ線用サーベイメータ</td> <td>20 台</td> </tr> <tr> <td>・中性子線用サーベイメータ</td> <td>11 台</td> </tr> <tr> <td>・アルファ/ベータ線用サーベイメータ</td> <td>16 台</td> </tr> <tr> <td>・ダストサンプラ</td> <td>16 台</td> </tr> <tr> <td>・ガスモニタ</td> <td>1 台</td> </tr> <tr> <td>・ダストモニタ</td> <td>1 台</td> </tr> <tr> <td>放射能測定器</td> <td>6 台</td> <td><u>1 回/年</u></td> </tr> <tr> <td>退出モニタ</td> <td>6 台</td> <td><u>1 回/年</u></td> </tr> <tr> <td>ホールボディカウンタ</td> <td>1 台</td> <td><u>1 回/年</u></td> </tr> <tr> <td>環境モニタリング設備</td> <td></td> <td rowspan="3"><u>第 76 条に基づく施設定期自主検査として実施。</u></td> </tr> <tr> <td>・モニタリングポスト</td> <td>9 式</td> </tr> <tr> <td>・ダストモニタ</td> <td>9 台</td> </tr> </tbody> </table>				放射線測定器類		数量	点検頻度	放射線管理用固定式モニタ		<u>第 76 条に基づく施設定期自主検査として実施。</u>	・ガンマ線エリアモニタ	130 台	・ベータ線ダストモニタ	44 台	・アルファ線ダストモニタ	46 台	・中性子線エリアモニタ	39 台	・臨界警報装置	9 式	・主排気筒ガスモニタ	2 系列	・使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒ガスモニタ	2 系列	・冷却空気出口シャフトモニタ	2 台	・排水モニタ	3 台	エアスニファ	631 台	<u>1 回/年</u>	放射線サーベイ機器		<u>1 回/年</u>	・ガンマ線用サーベイメータ	20 台	・中性子線用サーベイメータ	11 台	・アルファ/ベータ線用サーベイメータ	16 台	・ダストサンプラ	16 台	・ガスモニタ	1 台	・ダストモニタ	1 台	放射能測定器	6 台	<u>1 回/年</u>	退出モニタ	6 台	<u>1 回/年</u>	ホールボディカウンタ	1 台	<u>1 回/年</u>	環境モニタリング設備		<u>第 76 条に基づく施設定期自主検査として実施。</u>	・モニタリングポスト	9 式	・ダストモニタ	9 台	<table border="1"> <thead> <tr> <th>放射線測定器類</th> <th>数量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>放射線管理用固定式モニタ*</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・ガンマ線エリアモニタ</td> <td>130 台</td> </tr> <tr> <td>・ベータ線ダストモニタ</td> <td>44 台</td> </tr> <tr> <td>・アルファ線ダストモニタ</td> <td>46 台</td> </tr> <tr> <td>・中性子線エリアモニタ</td> <td>39 台</td> </tr> <tr> <td>・臨界警報装置</td> <td>9 式</td> </tr> <tr> <td>・主排気筒ガスモニタ</td> <td>2 系列</td> </tr> <tr> <td>・使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒ガスモニタ</td> <td>2 系列</td> </tr> <tr> <td>・冷却空気出口シャフトモニタ</td> <td>2 台</td> </tr> <tr> <td>・排水モニタ</td> <td>3 台</td> </tr> <tr> <td>エアスニファ</td> <td>631 台</td> </tr> <tr> <td>放射線サーベイ機器</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・ガンマ線用サーベイメータ</td> <td>20 台</td> </tr> <tr> <td>・中性子線用サーベイメータ</td> <td>11 台</td> </tr> <tr> <td>・アルファ/ベータ線用サーベイメータ</td> <td>16 台</td> </tr> <tr> <td>・ダストサンプラ</td> <td>16 台</td> </tr> <tr> <td>・ガスモニタ</td> <td>1 台</td> </tr> <tr> <td>・ダストモニタ</td> <td>1 台</td> </tr> <tr> <td>放射能測定器</td> <td>6 台</td> </tr> <tr> <td>退出モニタ</td> <td>6 台</td> </tr> <tr> <td><u>個人線量計 (警報付電子線量計)</u></td> <td><u>1 式</u></td> </tr> <tr> <td>ホールボディカウンタ</td> <td>1 台</td> </tr> <tr> <td>環境モニタリング設備</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・モニタリングポスト*</td> <td>9 式</td> </tr> <tr> <td>・ダストモニタ</td> <td>9 台</td> </tr> </tbody> </table> <p>* : <u>警報装置の作動の確認を含む。</u></p>	放射線測定器類	数量	放射線管理用固定式モニタ*		・ガンマ線エリアモニタ	130 台	・ベータ線ダストモニタ	44 台	・アルファ線ダストモニタ	46 台	・中性子線エリアモニタ	39 台	・臨界警報装置	9 式	・主排気筒ガスモニタ	2 系列	・使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒ガスモニタ	2 系列	・冷却空気出口シャフトモニタ	2 台	・排水モニタ	3 台	エアスニファ	631 台	放射線サーベイ機器		・ガンマ線用サーベイメータ	20 台	・中性子線用サーベイメータ	11 台	・アルファ/ベータ線用サーベイメータ	16 台	・ダストサンプラ	16 台	・ガスモニタ	1 台	・ダストモニタ	1 台	放射能測定器	6 台	退出モニタ	6 台	<u>個人線量計 (警報付電子線量計)</u>	<u>1 式</u>	ホールボディカウンタ	1 台	環境モニタリング設備		・モニタリングポスト*	9 式	・ダストモニタ
放射線測定器類	数量	点検頻度																																																																																																																
放射線管理用固定式モニタ		<u>第 76 条に基づく施設定期自主検査として実施。</u>																																																																																																																
・ガンマ線エリアモニタ	130 台																																																																																																																	
・ベータ線ダストモニタ	44 台																																																																																																																	
・アルファ線ダストモニタ	46 台																																																																																																																	
・中性子線エリアモニタ	39 台																																																																																																																	
・臨界警報装置	9 式																																																																																																																	
・主排気筒ガスモニタ	2 系列																																																																																																																	
・使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒ガスモニタ	2 系列																																																																																																																	
・冷却空気出口シャフトモニタ	2 台																																																																																																																	
・排水モニタ	3 台																																																																																																																	
エアスニファ	631 台	<u>1 回/年</u>																																																																																																																
放射線サーベイ機器		<u>1 回/年</u>																																																																																																																
・ガンマ線用サーベイメータ	20 台																																																																																																																	
・中性子線用サーベイメータ	11 台																																																																																																																	
・アルファ/ベータ線用サーベイメータ	16 台																																																																																																																	
・ダストサンプラ	16 台																																																																																																																	
・ガスモニタ	1 台																																																																																																																	
・ダストモニタ	1 台																																																																																																																	
放射能測定器	6 台	<u>1 回/年</u>																																																																																																																
退出モニタ	6 台	<u>1 回/年</u>																																																																																																																
ホールボディカウンタ	1 台	<u>1 回/年</u>																																																																																																																
環境モニタリング設備		<u>第 76 条に基づく施設定期自主検査として実施。</u>																																																																																																																
・モニタリングポスト	9 式																																																																																																																	
・ダストモニタ	9 台																																																																																																																	
放射線測定器類	数量																																																																																																																	
放射線管理用固定式モニタ*																																																																																																																		
・ガンマ線エリアモニタ	130 台																																																																																																																	
・ベータ線ダストモニタ	44 台																																																																																																																	
・アルファ線ダストモニタ	46 台																																																																																																																	
・中性子線エリアモニタ	39 台																																																																																																																	
・臨界警報装置	9 式																																																																																																																	
・主排気筒ガスモニタ	2 系列																																																																																																																	
・使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒ガスモニタ	2 系列																																																																																																																	
・冷却空気出口シャフトモニタ	2 台																																																																																																																	
・排水モニタ	3 台																																																																																																																	
エアスニファ	631 台																																																																																																																	
放射線サーベイ機器																																																																																																																		
・ガンマ線用サーベイメータ	20 台																																																																																																																	
・中性子線用サーベイメータ	11 台																																																																																																																	
・アルファ/ベータ線用サーベイメータ	16 台																																																																																																																	
・ダストサンプラ	16 台																																																																																																																	
・ガスモニタ	1 台																																																																																																																	
・ダストモニタ	1 台																																																																																																																	
放射能測定器	6 台																																																																																																																	
退出モニタ	6 台																																																																																																																	
<u>個人線量計 (警報付電子線量計)</u>	<u>1 式</u>																																																																																																																	
ホールボディカウンタ	1 台																																																																																																																	
環境モニタリング設備																																																																																																																		
・モニタリングポスト*	9 式																																																																																																																	
・ダストモニタ	9 台																																																																																																																	
別表 49 物品等の移動に係る基準 (第 95 条、第 104 条、第 105 条関係) (略)				別表 49 物品等の移動に係る基準 (第 95 条、第 104 条、第 105 条、 <u>第 106 条</u> 関係) (略)	記載の適正化																																																																																																													
別表 49 の 4 使用済燃料による総合試験における教育訓練 (第 120 条の 2 関係) (略)				別表 49 の 4 使用済燃料による総合試験における教育訓練 (第 120 条関係) (略)	記載の適正化																																																																																																													

再処理施設保安規定 新旧対照表 (65 / 70)

現 行						変更後						変更理由
非常の場合に採るべき処置に関する こと (60 分以上)	(略)	入所時	◎	◎	◎	非常の場合に講ずべき処置に関する こと (60 分以上)	(略)	入所時	◎	◎	◎	る検査制度の見直しに伴う変更 (再処理規則の改正の反映)
	(略)	1 回/年	◎*3	◎*3	○*3		(略)	1 回/年	◎*3	◎*3	○*3	
1. 実施時期を入所時とした教育については、新規配属等に際して新たに教育が必要となる事項が生じる場合に当該事項について実施するとともに、3年に1回、再教育を実施する。ただし、再教育については、1回/年の教育により代えることができる。 2. 「核燃料物質等の取扱いに関すること」のうち、再処理施設の操作に係る事項については「再処理施設の構造、性能及び操作に関すること」に含める。 3. ◎：すべての教育が対象 ○：担当業務に応じて必要な教育が対象 4. 操作員及び管理担当課員のうち放射線業務従事者でない者については、「放射線管理に関すること」及び「核燃料物質等の取扱いに関すること」は対象外とする。 * 1：「その他の者」に対する時間数については、「関係法令及び保安規定の遵守に関すること」は120分以上、「再処理施設の構造、性能及び操作に関すること」は60分以上とする。 * 2：保安組織に属する者を対象とする。 * 3：非常時要員を対象とする。						1. 実施時期を入所時とした教育については、新規配属等に際して新たに教育が必要となる事項が生じる場合に当該事項について実施するとともに、3年に1回、再教育を実施する。ただし、再教育については、1回/年の教育により代えることができる。 2. 「核燃料物質等の取扱いに関すること」のうち、再処理施設の操作に係る事項については「再処理施設の構造、性能及び操作に関すること」に含める。 3. ◎：すべての教育が対象 ○：担当業務に応じて必要な教育が対象 4. 操作員及び管理担当課員のうち放射線業務従事者でない者については、「放射線管理に関すること」及び「核燃料物質等の取扱いに関すること」は対象外とする。 * 1：「その他の者」に対する時間数については、「関係法令及び保安規定の遵守に関すること」は120分以上、「再処理施設の構造、性能及び操作に関すること」は60分以上とする。 * 2：保安組織に属する者を対象とする。 * 3：非常時要員を対象とする。 * 4：再処理施設保安規定の改正内容に係る業務を開始するまでに実施することとし、教育の時間及び対象者については、改正内容に応じて設定することができる。						保安規定改正教育の追加
別表 51 社員等への保安教育実施方針 (その2) (第 121 条関係)						別表 51 社員等への保安教育実施方針 (その2) (第 121 条関係)						原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 (原子炉等規制法の改正の反映)
保安教育項目	分類	細目	内 容		(略)	保安教育項目	分類	細目	内 容		(略)	
再処理施設の構造、性能及び操作に関する こと	知識教育	基礎知識	再処理施設の操作に必要な安全設計及び安全管理の基礎知識(事業の指定並びに設計及び工事の方法に記載された保安に係る事項を含む)		(略)	再処理施設の構造、性能及び操作に関する こと	知識教育	基礎知識	再処理施設の操作に必要な安全設計及び安全管理の基礎知識(事業の指定並びに設計及び工事の計画に記載された保安に係る事項を含む)		(略)	
		(略)	(略)	(略)	(略)			(略)	(略)			
	操作訓練	(略)	(略)	(略)	(略)	操作訓練	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
1. ◎：この規定に定める業務に関するすべての教育が対象 (ただし、使用済燃料の受入れ及び貯蔵に係る操作に関する事項は除く。) ○：担当業務に応じて必要な教育が対象 2. 当直長の教育内容には、担当する施設の操作の指揮に必要な知識教育及び訓練を含む。						1. ◎：この規定に定める業務に関するすべての教育が対象 (ただし、使用済燃料の受入れ及び貯蔵に係る操作に関する事項は除く。) ○：担当業務に応じて必要な教育が対象 2. 当直長の教育内容には、担当する施設の操作の指揮に必要な知識教育及び訓練を含む。						
別表 52 請負事業者等への保安教育実施方針 (第 122 条関係)						別表 52 請負事業者等への保安教育実施方針 (第 122 条関係)						記載の適正化 (施設間の整合) 原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 (再処理規則の改正の反映) 保安規定改正教育の追加
保安教育項目	内 容		実施時期	再処理施設の管理区域内で作業を行う者	再処理施設に関する作業を行う左記以外の者	保安教育項目	内 容		実施時期	再処理施設の管理区域内で作業を行う者	再処理施設に関する作業を行う左記以外の者	
関係法令及び保安規定の遵守に関する こと (180 分以上*)	法律及びその関連法令のうち再処理事業に係る事項、再処理施設保安規定並びに品質保証計画に関して作業上留意すべき事項		入所時	◎	○	関係法令及び保安規定の遵守に関する こと (180 分以上*)	法及びその関連法令のうち再処理事業に係る事項、再処理施設保安規定並びに品質マネジメントシステムに関して作業上留意すべき事項		入所時	◎	○	
							再処理施設保安規定の改正内容 (改正教育)	改正の都度				○

再処理施設保安規定 新旧対照表 (66 / 70)

現 行					変更後					変更理由
再処理施設の構造、性能及び操作に関すること (120分以上*)	再処理施設の構造、性能及び操作に関して作業上留意すべき事項(事業の指定並びに設計及び工事の方法に記載された保安に係る事項、異常時の応急措置に係る事項を含む)	入所時	◎	○	再処理施設の構造、性能及び操作に関すること (120分以上*)	再処理施設の構造、性能及び操作に関して作業上留意すべき事項(事業の指定並びに設計及び工事の計画に記載された保安に係る事項、異常時の応急措置に係る事項を含む)	入所時	◎	○	原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更(再処理規則の改正の反映)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	保安規定改正教育の明確化	
非常の場合に採るべき処置に関すること (60分以上)	(略)	入所時	◎	◎	非常の場合に講ずべき処置に関すること (60分以上)	(略)	入所時	◎		
1. 3年に1回、再教育を実施する。 2. ◎:すべての教育が対象 ○:担当業務に応じて必要な教育が対象 <u>(新規追加)</u> *:「再処理施設に関する作業を行う左記以外の者」に対する時間数については、「関係法令及び保安規定の遵守に関すること」は120分以上、「再処理施設の構造、性能及び操作に関すること」は60分以上とする。					1. 3年に1回、再教育を実施する。 2. ◎:すべての教育が対象 ○:担当業務に応じて必要な教育が対象 3. この規定の改正内容に係る教育(改正教育)については、再処理施設保安規定の改正内容に係る業務を開始するまでに実施することとし、教育の時間及び対象者については、改正内容に応じて設定することができる。 *:「再処理施設に関する作業を行う左記以外の者」に対する時間数については、「関係法令及び保安規定の遵守に関すること」は120分以上、「再処理施設の構造、性能及び操作に関すること」は60分以上とする。					
別表53 保安に関する記録(第125条関係) 1. 再処理規則第8条に基づく記録					別表53 保安に関する記録(第125条関係) 1. 再処理規則第8条に基づく記録					原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更(再処理規則の改正の反映)
記録事項	記録すべき場合	記録責任者	保存期間		記録事項	記録すべき場合	記録責任者	保存期間		
1. 再処理施設の検査記録 (1) 使用前検査の結果 (2) 施設定期検査の結果 (3) 再処理規則第12条の規定による検査の結果	検査の都度	検査の担当課長	同一事項に関する次の検査のときまでの期間		1. 再処理施設の施設管理(再処理規則第11条第1項に規定するものをいう。以下この表において同じ。)に係る記録 (1) 使用前確認の結果 (2) 再処理規則第11条第1項第4号の規定による施設管理の実施状況及びその担当者の氏名 (3) 再処理規則第11条第1項第5号の規定による施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実施計画の評価の結果及びその評価の担当者の氏名	確認の都度	許認可業務課長	同一事項に関する次の確認のときまでの期間		
	検査の都度	検査の担当課長	検査終了後5年が経過するまでの期間			施設管理の実施の都度	施設管理を実施した担当課長	施設管理を実施した再処理施設を解体又は廃棄した後5年が経過するまでの期間		
						評価の都度	施設管理方針:保全企画部長 施設管理目標:品質保証課長 施設管理実施計画:技術課長	評価を実施した再処理施設の施設管理方針、施設管理目標又は施設管理実施計画の改定までの期間		

再処理施設保安規定 新旧対照表 (67 / 70)

現 行				変更後				変更理由																																																								
2. 放射線管理記録*1 (1) 再処理設備、核燃料物質の貯蔵施設、放射性廃棄物の廃棄施設等の放射線遮へい物の側壁における線量当量率	毎日操作中1回	放射線安全課長	10年間	2. 放射線管理記録*1 (1) 再処理設備、核燃料物質の貯蔵施設、放射性廃棄物の廃棄施設等の放射線遮蔽物の側壁における線量当量率	毎日操作中1回	放射線安全課長	10年間	記載の適正化 記載の適正化（施設間の整合）																																																								
(2) (略)	(略)	(略)		(2) (略)	(略)	(略)																																																										
(3) (略)	(略)	(略)		(3) (略)	(略)	(略)																																																										
(4) (略)	(略)	(略)		(4) (略)	(略)	(略)																																																										
(5) 海洋放出口周辺の海域の海水、海底土その他第103条別表48に定める物の放射性物質の種類別の濃度等 ただし、上記(4)に係る事項を除く。	3月ごとに1回	環境管理課長	法律第50条の5第3項において準用する法律第12条の6第8項の確認を受けるまでの期間	(5) 海洋放出口周辺の海域の海水、海底土その他第103条別表48に定める物の放射性物質の種類別の濃度等 ただし、上記(4)に係る事項を除く。	3月ごとに1回	環境管理課長	法第50条の5第3項において準用する法律第12条の6第8項の確認を受けるまでの期間	記載の適正化																																																								
(6) 放射線業務従事者の4月1日を始期とする1年間の線量、女子（妊娠不能と診断された者及び妊娠の意思のない旨を書面で申し出た者を除く。）の放射線業務従事者の4月1日、7月1日、10月1日及び1月1日を始期とする各3月間の線量並びに本人の申出等により妊娠の事実を知ることとなった女子の放射線業務従事者にあつては出産までの間毎月1日を始期とする1月間の線量	1年間の線量にあつては毎年度1回、3月間の線量にあつては3月ごとに1回 1月間の線量にあつては1月ごとに1回	放射線管理課長	放射線業務従事者でなくなった場合又はその記録を保持している期間が5年を超えた場合においてその記録を原子力規制委員会の指定する機関に引渡すまで	(6) 放射線業務従事者の4月1日を始期とする1年間の線量、女子（妊娠不能と診断された者及び妊娠の意思のない旨を書面で申し出た者を除く。）の放射線業務従事者の4月1日、7月1日、10月1日及び1月1日を始期とする各3月間の線量並びに本人の申出等により妊娠の事実を知ることとなった女子の放射線業務従事者にあつては出産までの間毎月1日を始期とする1月間の線量	1年間の線量にあつては毎年度1回、3月間の線量にあつては3月ごとに1回 1月間の線量にあつては1月ごとに1回	放射線管理課長	放射線業務従事者でなくなった場合又はその記録を保持している期間が5年を超えた場合においてその記録を原子力規制委員会の指定する機関に引渡すまでの期間																																																									
<table border="1"> <thead> <tr> <th>記録事項</th> <th>記録すべき場合</th> <th>記録責任者</th> <th>保存期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(7) 4月1日を始期とする1年間の線量が20mSvを超えた放射線業務従事者の当該1年間を含む原子力規制委員会が定める5年間の線量</td> <td>(略)</td> <td>放射線管理課長</td> <td>放射線業務従事者でなくなった場合又はその記録を保持している期間が5年を超えた場合においてその記録を原子力規制委員会の指定する機関に引渡すまで</td> </tr> <tr> <td>(8) (略)</td> <td>その都度</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(9) 放射線業務従事者が当該業務に就く日の属する年度における当該日以前の放射線被ばくの経歴及び原子力規制委員会が定める5年間における当該年度の前年度までの放射線被ばく経歴</td> <td>その者が当該業務に就くとき</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(10) 事業所の外において運搬した核燃料物質等の種類別の数量、その運搬に使用した容器の種類並びにその運搬の日時及び経路</td> <td>運搬のつど</td> <td>運搬を行った課長</td> <td>1年間</td> </tr> <tr> <td>(11) 廃棄施設に保管廃棄する放射性廃棄物の種類、当該放射性廃棄物に含まれる放射性物質の数量、当該放射性廃棄物を容器に封入し、又は容器に固型化した場合には当該容器の数量及び比重並びにその廃棄の日時、場所及び方法</td> <td>廃棄のつど</td> <td>保管廃棄を行った職位</td> <td>法律第50条の5第3項において準用する法律第12条の6第8項の確認を受けるまでの期間</td> </tr> <tr> <td>(12) 放射性廃棄物を容器に封入し、又は容器に固型化した場合には、その方法</td> <td>封入又は固型化のつど</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>				記録事項	記録すべき場合	記録責任者	保存期間	(7) 4月1日を始期とする1年間の線量が20mSvを超えた放射線業務従事者の当該1年間を含む原子力規制委員会が定める5年間の線量	(略)	放射線管理課長	放射線業務従事者でなくなった場合又はその記録を保持している期間が5年を超えた場合においてその記録を原子力規制委員会の指定する機関に引渡すまで	(8) (略)	その都度			(9) 放射線業務従事者が当該業務に就く日の属する年度における当該日以前の放射線被ばくの経歴及び原子力規制委員会が定める5年間における当該年度の前年度までの放射線被ばく経歴	その者が当該業務に就くとき			(10) 事業所の外において運搬した核燃料物質等の種類別の数量、その運搬に使用した容器の種類並びにその運搬の日時及び経路	運搬のつど	運搬を行った課長	1年間	(11) 廃棄施設に保管廃棄する放射性廃棄物の種類、当該放射性廃棄物に含まれる放射性物質の数量、当該放射性廃棄物を容器に封入し、又は容器に固型化した場合には当該容器の数量及び比重並びにその廃棄の日時、場所及び方法	廃棄のつど	保管廃棄を行った職位	法律第50条の5第3項において準用する法律第12条の6第8項の確認を受けるまでの期間	(12) 放射性廃棄物を容器に封入し、又は容器に固型化した場合には、その方法	封入又は固型化のつど			<table border="1"> <thead> <tr> <th>記録事項</th> <th>記録すべき場合</th> <th>記録責任者</th> <th>保存期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(7) 4月1日を始期とする1年間の線量が20mSvを超えた放射線業務従事者の当該1年間を含む原子力規制委員会が定める5年間の線量</td> <td>(略)</td> <td>放射線管理課長</td> <td>放射線業務従事者でなくなった場合又はその記録を保持している期間が5年を超えた場合においてその記録を原子力規制委員会の指定する機関に引渡すまで</td> </tr> <tr> <td>(8) (略)</td> <td>その都度</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(9) 放射線業務従事者が当該業務に就く日の属する年度における当該日以前の放射線被ばくの経歴及び原子力規制委員会が定める5年間における当該年度の前年度までの放射線被ばく経歴</td> <td>その者が当該業務に就く時</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(10) 事業所の外において運搬した核燃料物質等の種類別の数量、その運搬に使用した容器の種類並びにその運搬の日時及び経路</td> <td>運搬の都度</td> <td>運搬を行った課長</td> <td>1年間</td> </tr> <tr> <td>(11) 廃棄施設に保管廃棄する放射性廃棄物の種類、当該放射性廃棄物に含まれる放射性物質の数量、当該放射性廃棄物を容器に封入し、又は容器に固型化した場合には当該容器の数量及び比重並びにその廃棄の日時、場所及び方法</td> <td>廃棄の都度</td> <td>保管廃棄を行った職位</td> <td>法第50条の5第3項において準用する法律第12条の6第8項の確認を受けるまでの期間</td> </tr> <tr> <td>(12) 放射性廃棄物を容器に封入し、又は容器に固型化した場合には、その方法</td> <td>封入又は固型化の都度</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>				記録事項	記録すべき場合	記録責任者	保存期間	(7) 4月1日を始期とする1年間の線量が20mSvを超えた放射線業務従事者の当該1年間を含む原子力規制委員会が定める5年間の線量	(略)	放射線管理課長	放射線業務従事者でなくなった場合又はその記録を保持している期間が5年を超えた場合においてその記録を原子力規制委員会の指定する機関に引渡すまで	(8) (略)	その都度			(9) 放射線業務従事者が当該業務に就く日の属する年度における当該日以前の放射線被ばくの経歴及び原子力規制委員会が定める5年間における当該年度の前年度までの放射線被ばく経歴	その者が当該業務に就く時			(10) 事業所の外において運搬した核燃料物質等の種類別の数量、その運搬に使用した容器の種類並びにその運搬の日時及び経路	運搬の都度	運搬を行った課長	1年間	(11) 廃棄施設に保管廃棄する放射性廃棄物の種類、当該放射性廃棄物に含まれる放射性物質の数量、当該放射性廃棄物を容器に封入し、又は容器に固型化した場合には当該容器の数量及び比重並びにその廃棄の日時、場所及び方法	廃棄の都度	保管廃棄を行った職位	法第50条の5第3項において準用する法律第12条の6第8項の確認を受けるまでの期間	(12) 放射性廃棄物を容器に封入し、又は容器に固型化した場合には、その方法	封入又は固型化の都度			原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（再処理規則の改正の反映） 記載の適正化 記載の適正化 記載の適正化（施設間の整合）
記録事項	記録すべき場合	記録責任者	保存期間																																																													
(7) 4月1日を始期とする1年間の線量が20mSvを超えた放射線業務従事者の当該1年間を含む原子力規制委員会が定める5年間の線量	(略)	放射線管理課長	放射線業務従事者でなくなった場合又はその記録を保持している期間が5年を超えた場合においてその記録を原子力規制委員会の指定する機関に引渡すまで																																																													
(8) (略)	その都度																																																															
(9) 放射線業務従事者が当該業務に就く日の属する年度における当該日以前の放射線被ばくの経歴及び原子力規制委員会が定める5年間における当該年度の前年度までの放射線被ばく経歴	その者が当該業務に就くとき																																																															
(10) 事業所の外において運搬した核燃料物質等の種類別の数量、その運搬に使用した容器の種類並びにその運搬の日時及び経路	運搬のつど	運搬を行った課長	1年間																																																													
(11) 廃棄施設に保管廃棄する放射性廃棄物の種類、当該放射性廃棄物に含まれる放射性物質の数量、当該放射性廃棄物を容器に封入し、又は容器に固型化した場合には当該容器の数量及び比重並びにその廃棄の日時、場所及び方法	廃棄のつど	保管廃棄を行った職位	法律第50条の5第3項において準用する法律第12条の6第8項の確認を受けるまでの期間																																																													
(12) 放射性廃棄物を容器に封入し、又は容器に固型化した場合には、その方法	封入又は固型化のつど																																																															
記録事項	記録すべき場合	記録責任者	保存期間																																																													
(7) 4月1日を始期とする1年間の線量が20mSvを超えた放射線業務従事者の当該1年間を含む原子力規制委員会が定める5年間の線量	(略)	放射線管理課長	放射線業務従事者でなくなった場合又はその記録を保持している期間が5年を超えた場合においてその記録を原子力規制委員会の指定する機関に引渡すまで																																																													
(8) (略)	その都度																																																															
(9) 放射線業務従事者が当該業務に就く日の属する年度における当該日以前の放射線被ばくの経歴及び原子力規制委員会が定める5年間における当該年度の前年度までの放射線被ばく経歴	その者が当該業務に就く時																																																															
(10) 事業所の外において運搬した核燃料物質等の種類別の数量、その運搬に使用した容器の種類並びにその運搬の日時及び経路	運搬の都度	運搬を行った課長	1年間																																																													
(11) 廃棄施設に保管廃棄する放射性廃棄物の種類、当該放射性廃棄物に含まれる放射性物質の数量、当該放射性廃棄物を容器に封入し、又は容器に固型化した場合には当該容器の数量及び比重並びにその廃棄の日時、場所及び方法	廃棄の都度	保管廃棄を行った職位	法第50条の5第3項において準用する法律第12条の6第8項の確認を受けるまでの期間																																																													
(12) 放射性廃棄物を容器に封入し、又は容器に固型化した場合には、その方法	封入又は固型化の都度																																																															

再処理施設保安規定 新旧対照表 (68 / 70)

現 行				変更後				変更理由																																																
3. 操作記録 (1)～(3) (略)	(略)	(略)	1年間	3. 操作記録 (1)～(3) (略)	(略)	(略)	1年間	記載の適正化																																																
(4) 警報装置から発せられた警報の内容	その都度	別表 33 に定める警報装置： 統括当直長 別表 34 に定める警報装置： 放射線安全課長		(4) 警報装置から発せられた警報の内容	その都度	別表 9 及び別表 17 に定める警報装置： 統括当直長 別表 47 に定める警報装置： 放射線安全課長																																																		
(5) 第3章第3節に定める保安上特に管理を必要とする設備の操作責任者及び操作員の氏名並びにこれらの者の交代の時刻	操作の開始及び交代の都度	統括当直長及び燃料管理課長		(5) 第3章第2節に定める保安上特に管理を必要とする設備の操作責任者及び操作員の氏名並びにこれらの者の交代の時刻	操作の開始及び交代の都度	統括当直長及び燃料管理課長																																																		
4. 保守記録 (1) 再処理施設の巡視及び点検の状況並びに担当者の氏名 (2) 再処理施設の修理の状況及びその担当者の氏名	毎日1回 修理のつど	統括当直長及び放射線安全課長 修理を行った課長	1年間	(削除)				原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更(再処理規則の改正の反映)																																																
<table border="1"> <thead> <tr> <th>記録事項</th> <th>記録すべき場合</th> <th>記録責任者</th> <th>保存期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5. 再処理施設の事故記録 (1) 事故の発生及び復旧の時 (2) 事故の状況及び事故に際して採った処置 (3) 事故の原因 (4) 事故後の処置</td> <td>そのつど</td> <td>技術課長</td> <td>法律第50条の5第3項において準用する法律第12条の6第8項の確認を受けるまでの期間</td> </tr> <tr> <td>6. 気象記録 (1) 風向及び風速 (2) 降雨量 (3) 大気温度</td> <td>連続して</td> <td>環境管理課長</td> <td>10年間</td> </tr> <tr> <td>7. 保安教育の記録 (1) 保安教育の実施計画 (2) 保安教育の実施日時及び項目 (3) 保安教育を受けた者の氏名</td> <td>策定のつど 実施のつど 実施のつど</td> <td>技術課長 保安教育を実施した職位 同上</td> <td>3年間</td> </tr> <tr> <td>8. 再処理規則第8条の3の品質保証計画に關しての文書及び品質保証計画に従った計画、実施、評価及び改善状況の記録(他に掲げるものを除く)</td> <td>当該文書又は記録の作成又は変更のつど</td> <td>当該文書又は記録を作成又は変更した職位*3</td> <td>当該文書又は記録の作成又は変更後5年が経過するまでの期間</td> </tr> <tr> <td>9. 再処理規則第16条の2の規定による再処理施設の定期的な評価の結果 (1) 同第16条の2第1項各号に掲げる評価の結果 (2) 同第16条の2第2項第1号に掲げる評価の結果 (3) 同第16条の2第2項第2号に掲げる計画</td> <td>評価のつど 評価のつど 計画策定のつど</td> <td>評価を実施した職位</td> <td>法律第50条の5第3項において準用する法律第12条の6第8項の確認を受けるまでの期間</td> </tr> </tbody> </table>				記録事項	記録すべき場合	記録責任者	保存期間	5. 再処理施設の事故記録 (1) 事故の発生及び復旧の時 (2) 事故の状況及び事故に際して採った処置 (3) 事故の原因 (4) 事故後の処置	そのつど	技術課長	法律第50条の5第3項において準用する法律第12条の6第8項の確認を受けるまでの期間	6. 気象記録 (1) 風向及び風速 (2) 降雨量 (3) 大気温度	連続して	環境管理課長	10年間	7. 保安教育の記録 (1) 保安教育の実施計画 (2) 保安教育の実施日時及び項目 (3) 保安教育を受けた者の氏名	策定のつど 実施のつど 実施のつど	技術課長 保安教育を実施した職位 同上	3年間	8. 再処理規則第8条の3の品質保証計画に關しての文書及び品質保証計画に従った計画、実施、評価及び改善状況の記録(他に掲げるものを除く)	当該文書又は記録の作成又は変更のつど	当該文書又は記録を作成又は変更した職位*3	当該文書又は記録の作成又は変更後5年が経過するまでの期間	9. 再処理規則第16条の2の規定による再処理施設の定期的な評価の結果 (1) 同第16条の2第1項各号に掲げる評価の結果 (2) 同第16条の2第2項第1号に掲げる評価の結果 (3) 同第16条の2第2項第2号に掲げる計画	評価のつど 評価のつど 計画策定のつど	評価を実施した職位	法律第50条の5第3項において準用する法律第12条の6第8項の確認を受けるまでの期間	<table border="1"> <thead> <tr> <th>記録事項</th> <th>記録すべき場合</th> <th>記録責任者</th> <th>保存期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>4. 再処理施設の事故記録 (1) 事故の発生及び復旧の日時 (2) 事故の状況及び事故に際して採った処置 (3) 事故の原因 (4) 事故後の処置</td> <td>その都度</td> <td>技術課長</td> <td>法第50条の5第3項において準用する法第12条の6第8項の確認を受けるまでの期間</td> </tr> <tr> <td>5. 気象記録 (1) 風向及び風速 (2) 降雨量 (3) 大気温度</td> <td>連続して</td> <td>環境管理課長</td> <td>10年間</td> </tr> <tr> <td>6. 保安教育の記録 (1) 保安教育の実施計画 (2) 保安教育の実施日時及び項目 (3) 保安教育を受けた者の氏名</td> <td>策定の都度 実施の都度 実施の都度</td> <td>技術課長 保安教育を実施した職位 同上</td> <td>3年間</td> </tr> <tr> <td>7. 品質管理基準規則第4条第3項に規定する品質マネジメント文書及び品質マネジメントシステムに従った計画、実施、評価及び改善状況の記録(他に掲げるものを除く。)</td> <td>当該文書又は記録の作成又は変更の都度</td> <td>当該文書又は記録を作成又は変更した職位*3</td> <td>当該文書又は記録の作成又は変更後5年が経過するまでの期間</td> </tr> <tr> <td>(削除)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>				記録事項	記録すべき場合	記録責任者	保存期間	4. 再処理施設の事故記録 (1) 事故の発生及び復旧の日時 (2) 事故の状況及び事故に際して採った処置 (3) 事故の原因 (4) 事故後の処置	その都度	技術課長	法第50条の5第3項において準用する法第12条の6第8項の確認を受けるまでの期間	5. 気象記録 (1) 風向及び風速 (2) 降雨量 (3) 大気温度	連続して	環境管理課長	10年間	6. 保安教育の記録 (1) 保安教育の実施計画 (2) 保安教育の実施日時及び項目 (3) 保安教育を受けた者の氏名	策定の都度 実施の都度 実施の都度	技術課長 保安教育を実施した職位 同上	3年間	7. 品質管理基準規則第4条第3項に規定する品質マネジメント文書及び品質マネジメントシステムに従った計画、実施、評価及び改善状況の記録(他に掲げるものを除く。)	当該文書又は記録の作成又は変更の都度	当該文書又は記録を作成又は変更した職位*3	当該文書又は記録の作成又は変更後5年が経過するまでの期間	(削除)				原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更(再処理規則の改正の反映)(施設間の整合)記載の適正化 記載の適正化 原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更(再処理規則の改正の反映)
記録事項	記録すべき場合	記録責任者	保存期間																																																					
5. 再処理施設の事故記録 (1) 事故の発生及び復旧の時 (2) 事故の状況及び事故に際して採った処置 (3) 事故の原因 (4) 事故後の処置	そのつど	技術課長	法律第50条の5第3項において準用する法律第12条の6第8項の確認を受けるまでの期間																																																					
6. 気象記録 (1) 風向及び風速 (2) 降雨量 (3) 大気温度	連続して	環境管理課長	10年間																																																					
7. 保安教育の記録 (1) 保安教育の実施計画 (2) 保安教育の実施日時及び項目 (3) 保安教育を受けた者の氏名	策定のつど 実施のつど 実施のつど	技術課長 保安教育を実施した職位 同上	3年間																																																					
8. 再処理規則第8条の3の品質保証計画に關しての文書及び品質保証計画に従った計画、実施、評価及び改善状況の記録(他に掲げるものを除く)	当該文書又は記録の作成又は変更のつど	当該文書又は記録を作成又は変更した職位*3	当該文書又は記録の作成又は変更後5年が経過するまでの期間																																																					
9. 再処理規則第16条の2の規定による再処理施設の定期的な評価の結果 (1) 同第16条の2第1項各号に掲げる評価の結果 (2) 同第16条の2第2項第1号に掲げる評価の結果 (3) 同第16条の2第2項第2号に掲げる計画	評価のつど 評価のつど 計画策定のつど	評価を実施した職位	法律第50条の5第3項において準用する法律第12条の6第8項の確認を受けるまでの期間																																																					
記録事項	記録すべき場合	記録責任者	保存期間																																																					
4. 再処理施設の事故記録 (1) 事故の発生及び復旧の日時 (2) 事故の状況及び事故に際して採った処置 (3) 事故の原因 (4) 事故後の処置	その都度	技術課長	法第50条の5第3項において準用する法第12条の6第8項の確認を受けるまでの期間																																																					
5. 気象記録 (1) 風向及び風速 (2) 降雨量 (3) 大気温度	連続して	環境管理課長	10年間																																																					
6. 保安教育の記録 (1) 保安教育の実施計画 (2) 保安教育の実施日時及び項目 (3) 保安教育を受けた者の氏名	策定の都度 実施の都度 実施の都度	技術課長 保安教育を実施した職位 同上	3年間																																																					
7. 品質管理基準規則第4条第3項に規定する品質マネジメント文書及び品質マネジメントシステムに従った計画、実施、評価及び改善状況の記録(他に掲げるものを除く。)	当該文書又は記録の作成又は変更の都度	当該文書又は記録を作成又は変更した職位*3	当該文書又は記録の作成又は変更後5年が経過するまでの期間																																																					
(削除)																																																								
* 1 : 線量等の記載については線量告示第3条によるものとする。				* 1 : 線量等の記載については線量告示第3条によるものとする。																																																				

再処理施設保安規定 新旧対照表 (69 / 70)

現 行	変更後	変更理由																
<p>* 2 : 燃料貯蔵プールのプール水温度及び安全冷却水系の冷却水温度については、1時間ごとに記録するものとする。</p> <p>* 3 : 社長が行う品質保証に係る業務に関する記録は安全・品質本部長、事業部長が行う品質保証に係る業務に関する記録は品質保証課長、技術本部長が行う品質保証に係る業務に関する記録は技術管理部長とする。</p>	<p>* 2 : 燃料貯蔵プールのプール水温度及び安全冷却水系の冷却水温度については、1時間ごとに記録するものとする。</p> <p>* 3 : 社長が行う品質マネジメントシステムに係る業務に関する記録は安全・品質本部長、事業部長が行う品質マネジメントシステムに係る業務に関する記録は品質保証課長、技術本部長が行う品質マネジメントシステムに係る業務に関する記録は技術管理部長とする。</p>	<p>記載の適正化</p>																
<p><u>2. その他の記録</u></p> <table border="1" data-bbox="100 411 1323 718"> <thead> <tr> <th>記録事項</th> <th>記録すべき場合</th> <th>記録責任者</th> <th>保存期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 第3条第2項に基づく取決め</td> <td>取決めを行ったとき</td> <td>核物質管理課長</td> <td>次の変更の時までの期間*1</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(30) 品質保証に関する文書(品質保証計画は除く)</td> <td>当該文書の作成又は変更のつど</td> <td>当該文書を作成又は変更した職位*2</td> <td>当該文書の作成又は変更後5年が経過するまでの期間</td> </tr> </tbody> </table> <p>* 1 : 保存期間が一年未満となる場合は、1年間とする。</p> <p>* 2 : 社長が行う品質保証に係る業務に関する記録は安全・品質本部長、事業部長が行う品質保証に係る業務に関する記録は品質保証課長、技術本部長が行う品質保証に係る業務に関する記録は技術管理部長とする。</p>	記録事項	記録すべき場合	記録責任者	保存期間	(1) 第3条第2項に基づく取決め	取決めを行ったとき	核物質管理課長	次の変更の時までの期間*1	(略)	(略)	(略)	(略)	(30) 品質保証に関する文書(品質保証計画は除く)	当該文書の作成又は変更のつど	当該文書を作成又は変更した職位*2	当該文書の作成又は変更後5年が経過するまでの期間	<p>(削除)</p>	<p>原子力規制における検査制度の見直しを踏まえた変更(品質マネジメントシステムに従った記録として作成、保存)</p>
記録事項	記録すべき場合	記録責任者	保存期間															
(1) 第3条第2項に基づく取決め	取決めを行ったとき	核物質管理課長	次の変更の時までの期間*1															
(略)	(略)	(略)	(略)															
(30) 品質保証に関する文書(品質保証計画は除く)	当該文書の作成又は変更のつど	当該文書を作成又は変更した職位*2	当該文書の作成又は変更後5年が経過するまでの期間															
<p>(新規追加)</p>	<p><u>2. 再処理規則第4条の3及び第7条の11に基づく記録</u></p> <table border="1" data-bbox="1341 932 2561 1932"> <thead> <tr> <th>記録事項</th> <th>記録すべき場合</th> <th>記録責任者</th> <th>保存期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> 1. 使用前事業者検査の結果 (1) 検査年月日 (2) 検査の対象 (3) 検査の方法 (4) 検査の結果 (5) 検査を行った者の氏名 (6) 検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容 (7) 検査の実施に係る組織 (8) 検査の実施に係る工程管理 (9) 検査において役務を供給した事業者がある場合には、当該事業者の管理に関する事項 (10) 検査記録の管理に関する事項 (11) 検査に係る教育訓練に関する事項 </td> <td>検査の都度</td> <td>事業者検査課長</td> <td>当該使用前事業者検査に係る再処理施設の存続する期間</td> </tr> <tr> <td> 2. 定期事業者検査の結果 (1) 検査年月日 (2) 検査の対象 (3) 検査の方法 (4) 検査の結果 (5) 検査を行った者の氏名 (6) 検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容 (7) 検査の実施に係る組織 (8) 検査の実施に係る工程管理 (9) 検査において役務を供給した事業者がある場合には、当該事業者の管理に関する事項 (10) 検査記録の管理に関する事項 (11) 検査に係る教育訓練に関する事項 </td> <td>検査の都度</td> <td>事業者検査課長</td> <td>その再処理施設が廃棄された後5年が経過するまでの期間</td> </tr> </tbody> </table>	記録事項	記録すべき場合	記録責任者	保存期間	1. 使用前事業者検査の結果 (1) 検査年月日 (2) 検査の対象 (3) 検査の方法 (4) 検査の結果 (5) 検査を行った者の氏名 (6) 検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容 (7) 検査の実施に係る組織 (8) 検査の実施に係る工程管理 (9) 検査において役務を供給した事業者がある場合には、当該事業者の管理に関する事項 (10) 検査記録の管理に関する事項 (11) 検査に係る教育訓練に関する事項	検査の都度	事業者検査課長	当該使用前事業者検査に係る再処理施設の存続する期間	2. 定期事業者検査の結果 (1) 検査年月日 (2) 検査の対象 (3) 検査の方法 (4) 検査の結果 (5) 検査を行った者の氏名 (6) 検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容 (7) 検査の実施に係る組織 (8) 検査の実施に係る工程管理 (9) 検査において役務を供給した事業者がある場合には、当該事業者の管理に関する事項 (10) 検査記録の管理に関する事項 (11) 検査に係る教育訓練に関する事項	検査の都度	事業者検査課長	その再処理施設が廃棄された後5年が経過するまでの期間	<p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更(再処理規則の改正の反映)</p>				
記録事項	記録すべき場合	記録責任者	保存期間															
1. 使用前事業者検査の結果 (1) 検査年月日 (2) 検査の対象 (3) 検査の方法 (4) 検査の結果 (5) 検査を行った者の氏名 (6) 検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容 (7) 検査の実施に係る組織 (8) 検査の実施に係る工程管理 (9) 検査において役務を供給した事業者がある場合には、当該事業者の管理に関する事項 (10) 検査記録の管理に関する事項 (11) 検査に係る教育訓練に関する事項	検査の都度	事業者検査課長	当該使用前事業者検査に係る再処理施設の存続する期間															
2. 定期事業者検査の結果 (1) 検査年月日 (2) 検査の対象 (3) 検査の方法 (4) 検査の結果 (5) 検査を行った者の氏名 (6) 検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容 (7) 検査の実施に係る組織 (8) 検査の実施に係る工程管理 (9) 検査において役務を供給した事業者がある場合には、当該事業者の管理に関する事項 (10) 検査記録の管理に関する事項 (11) 検査に係る教育訓練に関する事項	検査の都度	事業者検査課長	その再処理施設が廃棄された後5年が経過するまでの期間															

再処理施設保安規定 新旧対照表 (70 / 70)

現 行	変更後	変更理由
<p><u>(新規追加)</u></p>	<p><u>添付 1 長期施設管理方針</u> <u>(第 79 条関連)</u></p> <p><u>再処理施設のうち使用済燃料の受入れ及び貯蔵に係る施設の長期施設管理方針</u> <u>(始期：2019 年 11 月 29 日、適用期間：10 年間)</u></p> <p><u>高経年化対策の観点から充実すべき保守管理項目はなし</u></p>	<p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（再処理規則の改正の反映）</p>